

令和2年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
(社会福祉推進事業分)

「成年後見制度利用促進基本計画における  
地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の  
課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」  
報告書

令和3年(2021)年 3月

一般財団法人 日本総合研究所

# 目 次

## 序章 事業実施概要 1

## 第 I 部 「取組状況調査」から見えてきた市町村体制整備の現状と課題 11

I. 令和 2 年度「取組状況調査」の集計及び 3 か年（平成 30 年度～令和 2 年度） の経年変化からみた整備（推進）状況	12
I-1. 市町村調査	13
1. KPI で設定されている項目のうち、達成率 100%「全 1,741 市区町村」とされてい る項目（令和 2 年 10 月 1 日時点）	13
（1）中核機関と地域連携ネットワークの整備状況（令和 2 年 10 月 1 日時点）	
（2）市町村計画の策定状況、策定（予定）時期	
（3）協議会等の設置状況、設置（予定）時期	
（4）中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年 後見制度や相談窓口の周知の実施状況（令和 2 年 10 月 1 日時点）	
2. その他の項目	17
（1）成年後見制度利用ニーズの把握状況（令和 2 年 10 月 1 日時点）	
（2）成年後見人等の担い手に関する活動状況等の把握（令和 2 年 10 月 1 日時点）	
（3）中核機関整備に向けた主な課題（令和 2 年 10 月 1 日時点）	
I-2. 都道府県調査	18
1. 体制整備に向けた都道府県の取組状況（令和 2 年度（予定を含む））	18
II. 市町村体制整備に向けた促進要因等の確認（令和 2 年度調査結果より）	19
1. KPI で設定されている項目のうち、達成率 100%「全 1,741 市区町村」とされてい る項目（令和 2 年 10 月 1 日時点）	22
2. その他の項目（令和 2 年 10 月 1 日時点）	28
III. データ分析結果まとめ：KPI で達成率 100%「全 1,741 市区町村」とされている 項目の達成に向けて	30
1. 人口規模別の課題への対応と取組の優先順位付け	30
2. 都道府県による市町村支援の取組と市町村の体制整備状況の関係性の確認	30
3. 地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携 ネットワークを一体的整備の促進	31

## 第Ⅱ部 ヒアリング調査結果にみる体制整備の課題や効果的手法について 33

- 1 小規模自治体、中山間部・離島地域における自治体の取組……………35
  - (1) 高知県本山町
  - (2) 長崎県壱岐市
  - (3) 長崎県五島市
  - (4) 長崎県対馬市
  - (5) 長野県木曾圏域
- 2 複数の小規模自治体による緩やか連携 ……………53
  - (6) 北海道京極町及び羊蹄山麓8町村
  - (7) 青森県鯉ヶ沢町・深浦町
- 3 地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携……………61  
ネットワークを一体的に整備～従来からの取組の蓄積を生かしながら～
  - (8) 高知県中土佐町
  - (9) 石川県津幡町
  - (10) 山口県宇部市
  - (11) 山形県山形市
  - (12) 神奈川県藤沢市
- 4 都道府県の立場から ……………81
  - (13) 大阪府～受け皿拡大の一環として社会福祉法人による法人後見の取組促進支援
  - (14) 香川県～県社協と専門職団体、市町村社協の協働による法人後見の取組
- 5 適切な権利擁護支援や成年後見制度の利用が進まない場合の課題 ……………91
  - (15) 公益財団法人東京都福祉保健財団、専門職団体へのヒアリングから
- 6 ヒアリング調査のまとめ ……………94
  - 付 権利擁護支援と成年後見制度利用促進の体制整備と、……………97  
地域共生社会の構築との一体的取組にむけて

## 第Ⅲ部 都道府県による市町村支援のためのガイド 103

- 1 なぜ、都道府県による市町村支援が必要なのか？
- 2 市町村における体制整備が進みにくい2つの要因
- 3 体制整備が進まないと何が問題なのか？
- 4 都道府県に期待される市町村支援の考え方
- 5 特に、どのような支援が期待されるのか？
  - (1) 実態把握
  - (2) 情報提供・共有・交流
  - (3) 調整
  - (4) 体制整備に関する助言
  - (5) 人材育成

参考 都道府県としての取組チェックシート

# 序章 事業実施概要

## 1. 研究の背景と目的

成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月閣議決定）における、権利擁護支援の地域連携ネットワーク、中核機関等の体制整備について、国は、中間年度である令和元年 5 月に、令和 3 年度末までの整備等の目標を KPI（成果指標・令和 3 年度末までに達成すべき目標）<sup>1</sup>として設定したところである。

自治体の整備状況について、これまで 2 ケ年にわたり実施されている「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」（以下「取組状況調査」と言う）の主たる項目の回答結果をみると<sup>2</sup>、平成 30 年度から令和元年度にかけて一定の取組実績の増加はみられるものの、一方で、令和元年 10 月時点で、「市町村計画」「中核機関の設置」「協議体等の合議体の設置」について、「未定」と回答している自治体が半数超となっているなど、基礎自治体の施策推進にあたっての困難さもうかがえる。今後、各地域の実情に応じた実効性の高い体制整備を進めていくためには、地域特性に応じた、取組の障壁要因・促進要因等について分析し、具体的な整備方法等を提示していくことが求められていると言えよう。

周知のとおり、全国 1,741 の基礎自治体のうち、過半数は町村部である。町村部や人口規模の小さな市部に関しては、都道府県が、広域的な観点から管内市区町村を支援することが期待される。また、山間部や離島など後見人等の受け皿の確保が困難な地域における体制整備が課題となっている。

上記を踏まえ、本事業では、権利擁護支援及び成年後見制度利用促進に係る体制整備を進めるうえでの、都道府県ごとの具体的な課題や山間部・離島における体制整備上の課題を明らかにするとともに、その解決に向けた効果的手法を検討し提案することを目的として実施した。主な検討事項は以下である。

### 〈主な検討事項〉

- |  |
|--|
| <p>(1) 本年度事業で、KPI 達成に向けて取り組むべきこと</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 市町村体制整備にあたっての都道府県の役割の整理、明確化（特に下記 i の課題解決に向けて）</li><li>2) 自治体規模別、地域別の課題解決手法（案）の提示<ol style="list-style-type: none"><li>i. 人口規模が小さい自治体、地域の課題（仮説）：専門職不在、交通が不便、受け皿の確保が困難 等</li><li>ii. 人口規模が大きい自治体の課題（仮説）：庁内連携、多機関連携 等</li></ol></li></ol> <p>(2) より効果的、包括的な体制整備に向けて、基本的に踏まえるべき方向性として</p> <ol style="list-style-type: none"><li>1) 地域共生社会に向け改正された社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業と、成年後見制度利用促進基本計画における 4 機能との関係性（例えば、包括的相談支援事業と相談機能など）の整理</li><li>2) 権利擁護支援が必要な場合（成年後見制度を利用しなかった場合）の、地域における支援方法・メニューの検討・開発、提示</li></ol> |
|--|

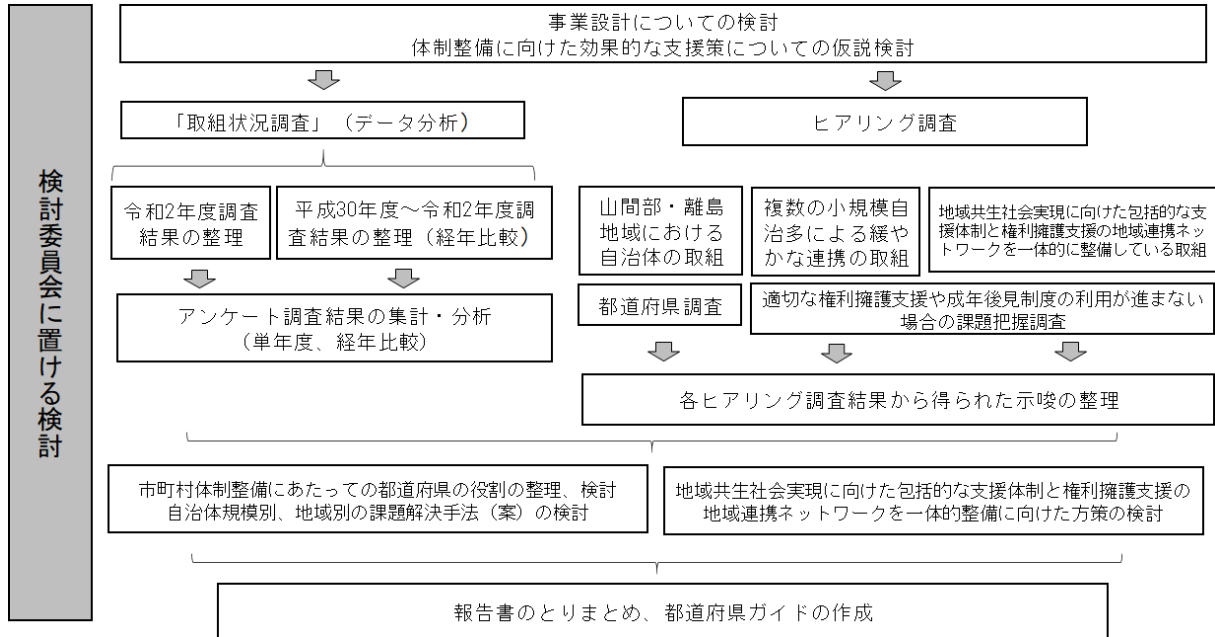
<sup>1</sup> 本報告書 3 頁参照

<sup>2</sup> 後見人等の受け皿の一つである法人後見に関する資源について、令和元年度の同調査では、「管内に法人後見を実施している法人（又は事業所）がある（33.9%）」または「管内に法人後見を実施している法人（又は事業所）はないが、近隣の市区町村に所在する法人（又は事業所）で実施しており、当該法人による法人後見を利用できる（又は利用している（14.0%）」と回答した基礎自治体は、合計で約 48%と半数弱にとどまっている。

## 2. 事業実施概要

本事業では以下のフレームで実施した。

### 〈本事業のフレーム〉



#### (1) 「取組状況調査」データ分析等

##### 1) 平成30年度及び令和元年度「取組状況調査」2ヶ年分のデータ分析

既往調査データから、都道府県ごとの整備課題の洗い出しを行う。

(都道府県、市町村規模等による体制整備が進まない要因分析、進みにくい地域の特徴などを、市町村、都道府県データから総合的に分析する。)

※第1階検討委員会における検討事項で用いた資料のため、本報告書では非掲載。

##### 2) 令和2年度「取組状況調査」の集計及び3か年(平成30年度～令和2年度)の経年変化からみた整備推進の状況

令和2年度「取組状況調査」結果のうち、特にKPIで、令和3年度までの達成目標を「全1,741市区町村」と設定されている項目<sup>3</sup>について、3か年の「取組状況調査」結果をもとに、経年変化からみた整備推進の状況を確認する。

また、都道府県の取組状況による市町村の体制整備の状況を確認する。

<sup>3</sup> 本報告書3頁参照

## 【参考】

「成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI（令和元年 5 月 30 日）」

<b>成年後見制度利用促進基本計画に係る K P I</b> <span style="float: right; font-size: small;">令和元年5月30日 （表紙第1部）を令和元年10月時点のものに変更）</span>	
工程表における記載	KPI（2021年度末の目標）
I 制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数 全1741市区町村（令和元年10月時点 559市区町村）</li> </ul> <p style="font-size: small;">（参考値） ・成年後見制度利用者数（保佐・補助・任意後見割合を含む）</p>
II 市町村計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村計画を策定した市区町村数 全1741市区町村（令和元年10月時点 134市区町村）</li> </ul>
III 利用者がメリットを実感できる制度の運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後見人等による意思決定支援の在り方についての指針の策定</li> <li>・後見人等向けの意思決定支援研修が実施される都道府県の数 全47都道府県</li> <li>・2025年度末までに認知症関連の各種養成研修への意思決定支援に関するプログラム導入</li> <li>・厚生労働科学研究「障害者の意思決定支援の効果に関する研究」の研究成果として「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の活用・理解促進のための研修カリキュラムの策定</li> </ul>
IV 地域連携ネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数 全1741市区町村（令和元年10月時点 589市区町村）</li> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人候補者を推薦する取組を行っている市区町村数 800市区町村（令和元年10月時点 273市区町村）</li> <li>・中核機関（権利擁護センター等を含む）において後見人支援の取組（専門職の雇い上げ等により相談や手続支援を実施）を行っている市区町村数 200市区町村（令和元年10月時点 80市区町村）</li> <li>・協議会等の合議体を設置した市区町村数 全1741市区町村（令和元年10月時点 150市区町村）</li> <li>・国研修を受講した中核機関職員や市区町村職員等の数 3500人</li> </ul>
V 不正防止の徹底と利用しやすい調和	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全預金取扱金融機関（※）の個人預金残高に占める後見制度支援預金又は後見制度支援信託を導入済とする金融機関の個人預金残高の割合 50%以上（平成30年12月末時点 約12%）</li> </ul> <p style="font-size: small;">※ネットバンク等の店舗窓口において現金を取り扱っていない金融機関及び業域・職域信用組合に係る個人預金残高は除く。</p>
VI 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療に係る意思決定が困難な人への円滑な医療・介護等の提供</li> </ul>
VII 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・成年後見等の権利制限に係る法制上の措置の見直し 措置のある法律（190）</li> </ul>

## (2) ヒアリング調査

本事業では、5種類のヒアリング調査を実施した。

### 1) 山間部・離島地域における自治体の取組

#### ①目的

山間部・離島地域における自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備についての取組み概要や、当地域での権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備を進めるうえでの課題、体制整備にあたって都道府県等に期待する支援等について把握することを目的に、本調査を実施した。

#### ②調査対象

- ・高知県本山町
- ・長崎県島しょ部
- ・長野県木曾圏域

#### ③主な質問項目

- 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備についての取組み概要
- 地域共生社会の実現に向けた「包括的な支援体制」と、権利擁護支援・成年後見制度利用促進の体制整備との関係性・連携について
- 体制整備にあたっての他の機関や団体（(例：国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など）から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいかについて 等

### 2) 複数の小規模自治体による緩やかな連携の取組

#### ①目的

複数の小規模自治体による緩やかな連携を進めている自治体における取組や体制の概要、取組が進められている背景や工夫、体制整備にあたって都道府県等に期待する支援等について把握することを目的に、本調査を実施した。

#### ②調査対象

- ・北海道京極町及び羊蹄山麓8町村
- ・青森県鯨ヶ沢町・深浦町

#### ③主な質問項目

※2(2)1)の調査項目と同じ。



### 3) 地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携ネットワークを一体的に整備している取組～従来からの取組の蓄積を生かしながら～

#### ①目的

地域共生社会に向け改正された社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業と、成年後見制度利用促進基本計画における4機能との関係性（例えば、包括的相談支援事業と相談機能など）の整理、取組が進められている背景や工夫等について把握することを目的に、本調査を実施した。

特に、本調査については、多部署・機関で効果的な連携がなされた事例収集を行った。

#### ②調査対象

- ・高知県中土佐町
- ・石川県津幡町
- ・山口県宇部市
- ・山形県山形市
- ・神奈川県藤沢市

#### ③主な質問項目

※2(2)1)の調査項目と同じ。

### 4) 都道府県調査

#### ①目的

すでに管内自治体における広域的な体制整備に向けた取組を行っている都道府県を対象に、取組や体制の概要、取組が進められている背景や工夫、市町村支援を行うにあたって国に期待する支援、役割等について把握することを目的に、本調査を実施した。

#### ②調査対象

- ・大阪府～受け皿拡大の一環として社会福祉法人による法人後見の取組促進支援
- ・香川県～県社協と専門職団体、市町村社協の協働による法人後見の取組

#### ③主な質問項目

- 市町村の権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備を後押しする、貴自治体における市町村支援の取組や体制整備の概要
- 市町村支援という観点で国に期待したい支援、役割 等

## 5) 適切な権利擁護支援や成年後見制度の利用が進まない場合の課題把握調査

### ①目的

権利擁護支援が必要な場合（成年後見制度を利用しなかった場合）の、地域における支援方法・メニューの検討・開発、提示等を検討するにあたり、権利擁護支援、成年後見制度の適切な利用が進まない場合の諸課題、深刻さ等の把握を目的に、本調査を実施した。

### ②調査対象

- ・公益財団法人東京都福祉保健財団、
- ・専門職団体  
（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会ばあとなあ）

### ③主な質問項目

- 権利擁護支援、成年後見制度の適切な利用が進まない場合の諸課題、深刻さ等について  
（成年後見制度を利用することが望ましいと思われる方が）制度を使わずにいることによって起こること、首長申立てが実施されないことで起こること）
- 市町村において権利擁護支援、成年後見制度の適切な利用を進めるために有効と考えられる方策 等

## (3) 「都道府県による市町村支援のためのガイド」及び調査研究事業報告書の作成

アンケート調査、ヒアリング調査を通じた結果の整理とともに、検討委員会における検討を重ね、「都道府県による市町村支援のためのガイド」及び調査研究事業報告書を作成した。以下に手引きの構成と概要を記載する。（ガイドは別冊としても作成）

### 〈「都道府県による市町村支援のためのガイド」の構成内容〉

- 1 なぜ、都道府県による市町村支援が必要なのか？
- 2 市町村における体制整備が進みにくい2つの要因
- 3 体制整備が進まないと何が問題なのか？
- 4 都道府県に期待される市町村支援の考え方
- 5 特に、どのような支援が期待されるのか？
  - (1) 実態把握
  - (2) 情報提供・共有・交流
  - (3) 調整
  - (4) 体制整備に関する助言
  - (5) 人材育成

参考 都道府県としての取組チェックシート

### 3. 本事業の検討体制

本事業では、「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」検討委員会を設置し、「取組状況調査」及びヒアリング調査結果の分析、「都道府県による市町村支援のためのガイド」の内容等についての検討を行った。

本事業の委員会メンバー及び開催日程、議題等は以下のとおりである。

#### 「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」検討委員会

##### ■委 員

五十音順、敬称略

氏 名	所 属
◎上山 泰	新潟大学 法学部 教授
川本 康江	大阪府福祉部地域福祉推進室 地域福祉課 企画推進グループ 統括主査
越川 正興	藤沢市福祉健康部 地域包括ケアシステム推進室 室長補佐
駒田 拓朗	社会福祉法人 京極町社会福祉協議会 事務局次長
永田 祐	同志社大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
比江森 志乃	やえもん社会福祉士事務所 社会福祉士
丸山 広子	埼玉県社会福祉協議会 権利擁護センター 所長
矢澤 秀樹	伊那市社会福祉協議会 地域福祉課 上伊那成年後見センター 所長

◎：委員長

##### ■オブザーバー

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室

##### ■事務局

一般財団法人 日本総合研究所

「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の  
体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」検討委員会  
開催日程、議題等

	日程	議題
第1回	令和2年10月16日	1. 事業概要の説明 2. 協議事項 (1) 本事業のめざすところ (2) 国取組状況調査の分析結果からみえてきた地域別の特徴と整備課題仮設の検討 (3) ヒアリング調査について
第2回	令和2年12月10日	1. ヒアリング調査の実施について（調査目的、対象、項目、日程（案）等） 2. ヒアリング調査の現状報告について 3. 成果物の構成イメージ（案）について
第3回	令和3年2月17日	1. 成果報告書の作成方針と「(仮称)都道府県ガイド」コンテンツイメージ
第4回	令和3年3月18日	1. 都道府県の市町村支援ガイド（案）の検討 2. 地域共生社会との連携スライドイメージ（案）の検討 3. 成果報告書の構成と整理イメージ（案）



第 I 部 「取組状況調査」から見え  
てきた市町村体制整備の現状と課題

## I. 令和2年度「取組状況調査」の集計及び3か年（平成30年度～令和2年度）の経年変化からみた整備（推進）状況

令和2年度「取組状況調査」結果のうち、特にKPIで設定されている項目のうち、令和3年度までの達成目標を「全1,741市区町村」と設定している項目について、令和2年度「取組状況調査」の集計及び3か年の「取組状況調査」結果をもとに、整備（推進）状況を確認する<sup>4</sup>。

調査時点は各年10月1日である。

＜KPIで設定されている項目のうち、1,741市区町村で達成率100%とされている以下の4項目＞

- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）を整備した市区町村数
- ・市町村計画を策定した市区町村数
- ・協議会等の合議体を設置した市区町村数
- ・中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知を行っている市区町村数

### ＜分析結果の主な概要＞

#### ● I-1. 市町村調査

##### ○ 「1. KPIで設定されている項目のうち、1,741市区町村で達成率100%とされている項目（令和2年10月1日時点）」

- ・「（1）中核機関及び権利擁護センター等の整備状況」、「（2）市町村計画の策定状況、策定（予定）時期別」、「（3）協議会等の設置状況、設置（予定）時期」については、いずれも年々体制整備は進んでいる。
- ・一方、上記いずれの項目も人口規模別でみた場合、小規模自治体ほど体制整備が進んでいないことを確認できた。特に、以下のことが明らかとなった。
  - －いずれの項目も、特に人口規模が5万人未満の自治体で「未定」の割合が3割を超えている。
  - －「（3）協議会等の設置状況、設置（予定）時期」は他の2項目と比較しても「未定」の割合が高い（「1万人未満」（63.4%）、「1～5万人未満」（52.9%）、「人口5～10万人未満」（41.2%））。
- ・「（4）中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知の実施状況」は、7割以上の機関でほとんどの項目に取り組みされていることを確認した。

##### ○ 「2. その他の項目」

- ・「（1）成年後見制度利用ニーズの把握状況」、「（2）成年後見人等の担い手に関する活動状況等の把握」いずれにおいても、取組状況は20%前後だった。
- ・「（3）中核機関整備に向けた主な課題」で5割を超えていたのは「行政における予算の確保」及び「委託先の機関との調整」だった。

#### ● I-2. 都道府県調査

- ・ほとんどの都道府県で取り組まれている取組は「①専門職、家庭裁判所、社会福祉協議会等との連絡会」（44件）、「④市区町村職員を対象とした研修会、セミナー」（41件）だった。

<sup>4</sup> 本報告書13頁～18頁のグラフは「資料1-2 中間検証報告書を踏まえた取組の進捗状況について（厚生労働省）」\_4,6頁より引用（令和3年3月29日、第7回 成年後見制度利用促進専門家会議（web会議））

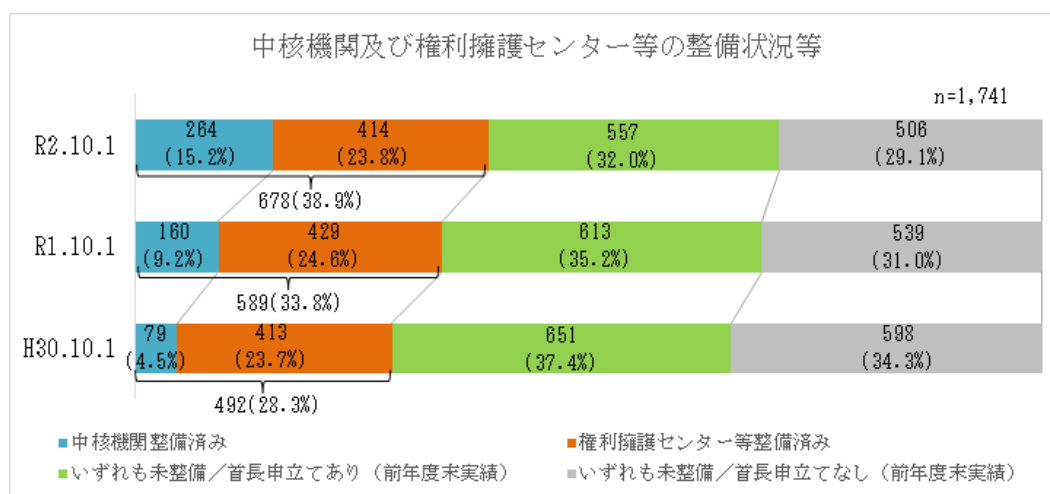
## I-1. 市町村調査

1. KPI で設定されている項目のうち、達成率 100%「全 1,741 市区町村」とされている項目（令和 2 年 10 月 1 日時点）

※以下 1)～3) は 3 カ年の経年比較グラフで体制整備の状況変化を確認する。

### (1) 中核機関及び権利擁護センター等の整備状況

#### 1) 全体（経年比較）

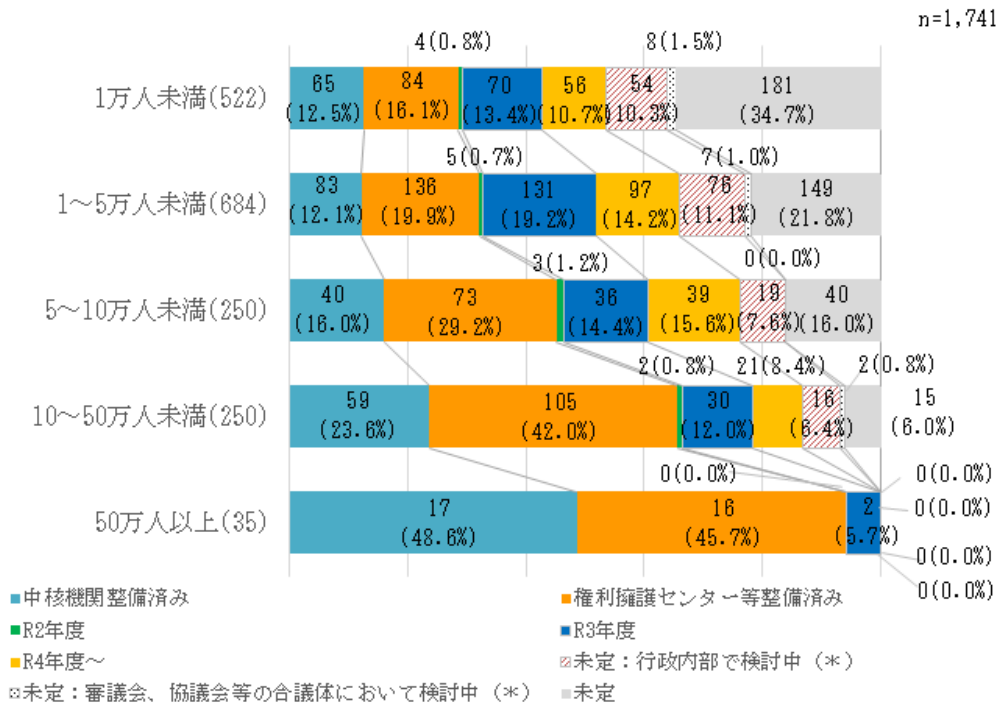


※「権利擁護センター等」とは、成年後見制度の広報や相談等を担う機関であって、市区町村が直営、委託又は補助を行っているものをいう。



2) 人口規模別 ※令和2年10月1日時点

中核機関及び権利擁護センター等の整備状況、整備(予定)時期

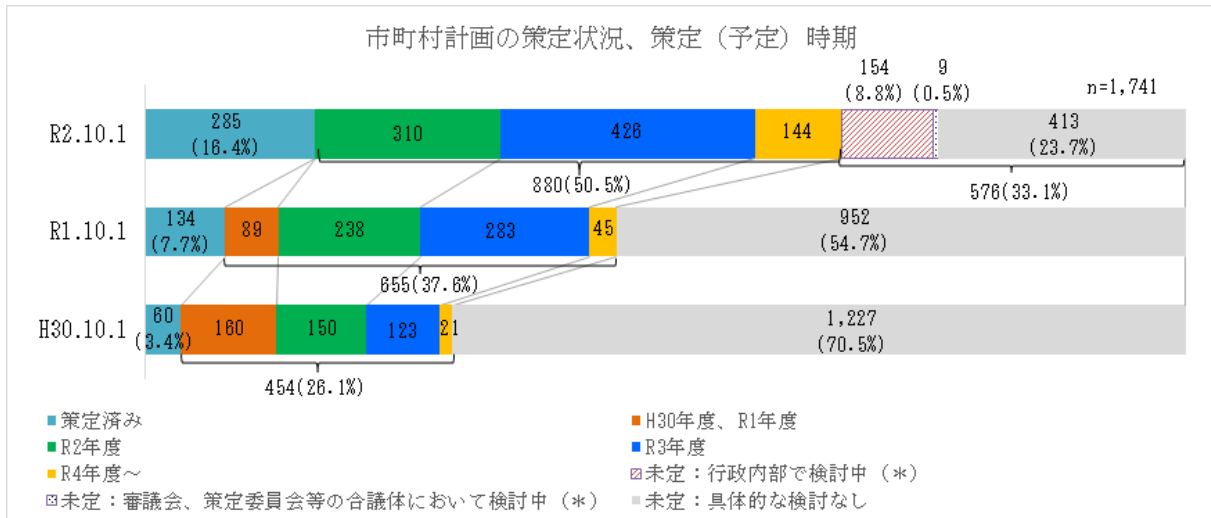


	中核機関整備済み	権利擁護センター等整備済み	R2年度	R3年度	R4年度~	未定: 行政内部で検討中 (*)	未定: 審議会、協議会等の合議体において検討中 (*)	未定	合計
自治体数	65	84	4	70	56	54	8	181	522
1万人未満	83	136	5	131	97	76	7	149	684
1~5万人未満	40	73	3	36	39	19	0	40	250
5~10万人未満	59	105	2	30	21	16	2	15	250
10~50万人未満	17	16	0	2	0	0	0	0	35
50万人以上	264	414	14	269	213	165	17	385	1,741
構成割合	12.5%	16.1%	0.8%	13.4%	10.7%	10.3%	1.5%	34.7%	100.0%
1万人未満	12.1%	19.9%	0.7%	19.2%	14.2%	11.1%	1.0%	21.8%	100.0%
1~5万人未満	16.0%	29.2%	1.2%	14.4%	15.6%	7.6%	0.0%	16.0%	100.0%
5~10万人未満	23.6%	42.0%	0.8%	12.0%	8.4%	6.4%	0.8%	6.0%	100.0%
10~50万人未満	48.6%	45.7%	0.0%	5.7%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
50万人以上									

※「\*」をつけた項目は、令和2年度の調査結果から詳細分析を行ったもの。

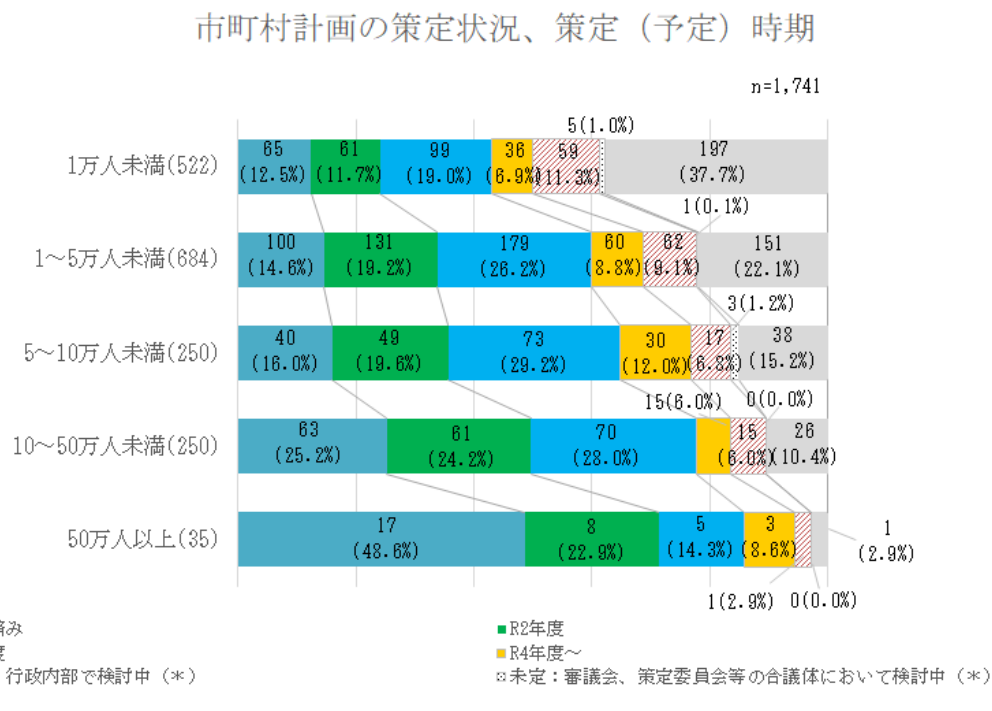
## (2) 市町村計画の策定状況、策定（予定）時期

### 1) 全体（経年比較）



※「\*」をつけた項目は、令和2年度の調査結果から詳細分析を行ったもの。

### 2) 人口規模別 ※令和2年10月1日時点

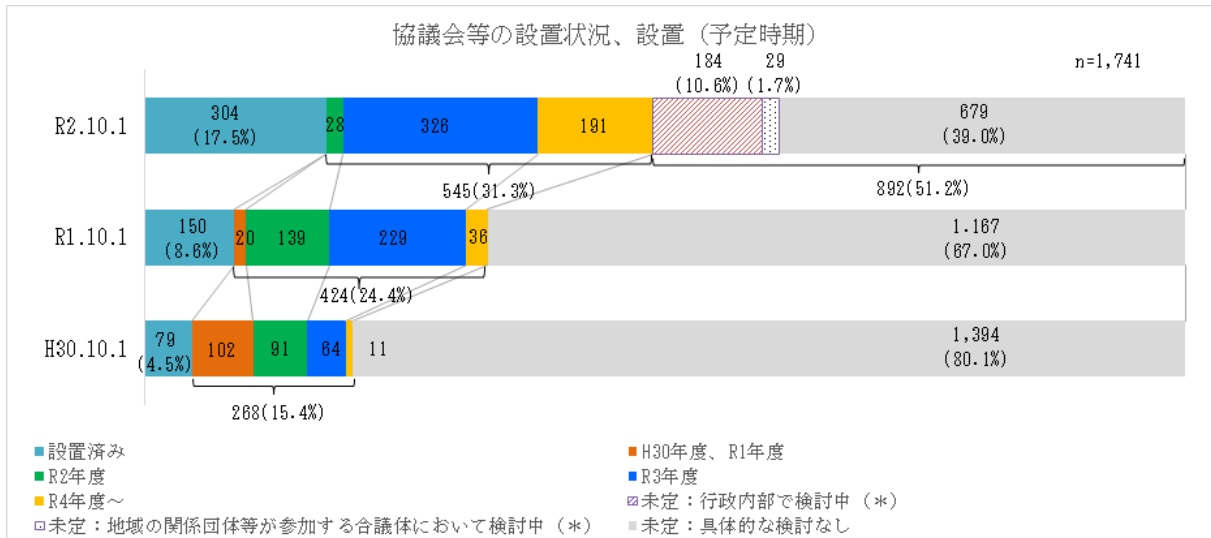


※「\*」をつけた項目は、令和2年度の調査結果から詳細分析を行ったもの。

		策定済み	R2年度	R3年度	R4年度～	未定：行政内部で検討中（*）	未定：審議会、策定委員会等の合議体において検討中（*）	未定	合計
自治体数	1万人未満	65	61	99	36	59	5	197	522
	1~5万人未満	100	131	179	60	62	1	151	684
	5~10万人未満	40	49	73	30	17	3	38	250
	10~50万人未満	63	61	70	15	15	0	26	250
	50万人以上	17	8	5	3	1	0	1	35
	合計	285	310	426	144	154	9	413	1,741
構成割合	1万人未満	12.5%	11.7%	19.0%	8.9%	11.3%	1.0%	37.7%	100.0%
	1~5万人未満	14.6%	19.2%	26.2%	8.8%	9.1%	0.1%	22.1%	100.0%
	5~10万人未満	16.0%	19.6%	29.2%	12.0%	6.8%	1.2%	15.2%	100.0%
	10~50万人未満	25.2%	24.4%	28.0%	6.0%	6.0%	0.0%	10.4%	100.0%
	50万人以上	48.6%	22.9%	14.3%	8.6%	2.9%	0.0%	2.9%	100.0%

### (3) 協議会等の設置状況、設置（予定）時期

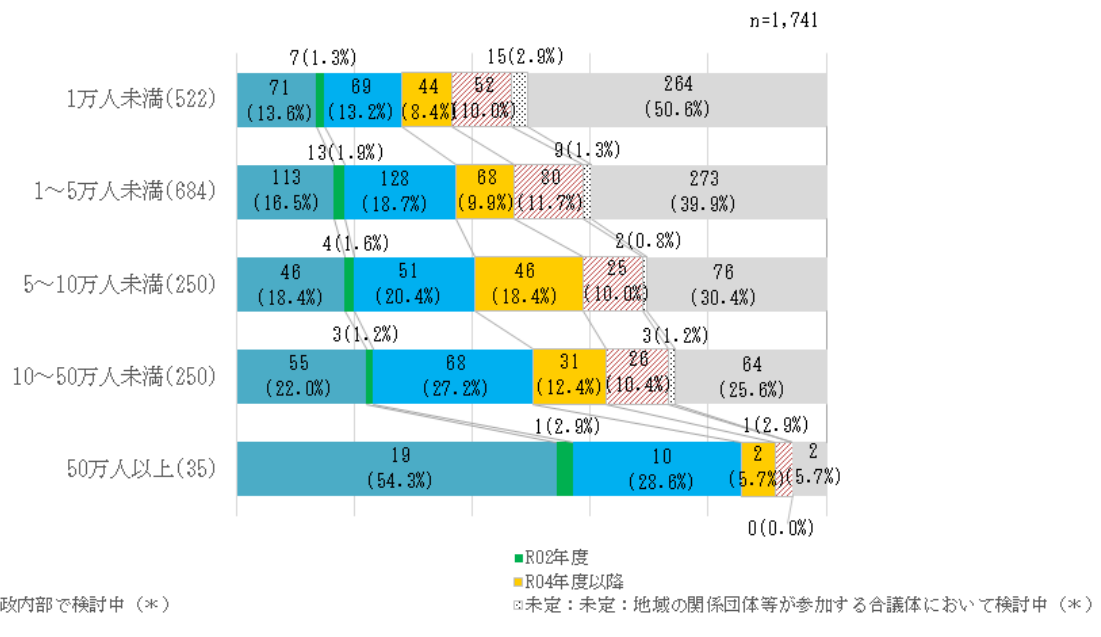
#### 1) 全体（経年比較）



※「\*」をつけた項目は、令和2年度の調査結果から詳細分析を行ったもの。

#### 2) 人口規模別 ※令和2年10月1日時点

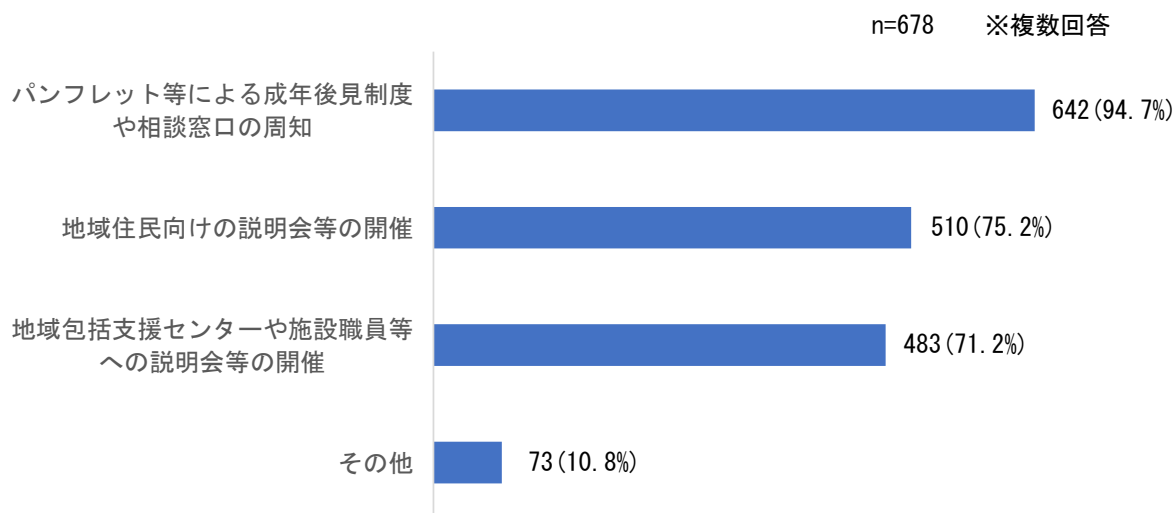
##### 協議会等の設置状況、設置（予定時期）



※「\*」をつけた項目は、令和2年度の調査結果から詳細分析を行ったもの。

- (4) 中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知の実施状況（令和2年10月1日時点）  
 ※中核機関（264）、権利擁護センター（414）整備済みと回答した自治体のみ（合計678）

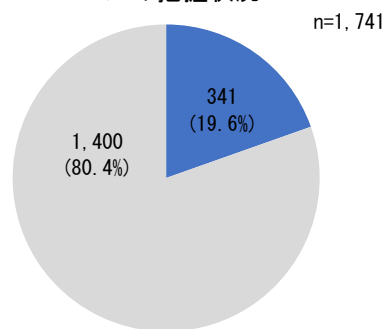
### パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知の実施状況



## 2. その他の項目

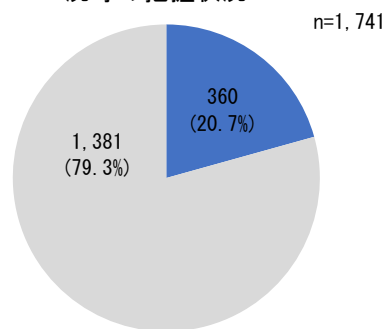
- (1) 成年後見制度利用ニーズの把握状況（令和2年10月1日時点）  
 (2) 成年後見人等の担い手の活動状況等の把握（令和2年10月1日時点）

成年後見制度利用の潜在的なニーズの把握状況



■把握している ■把握していない

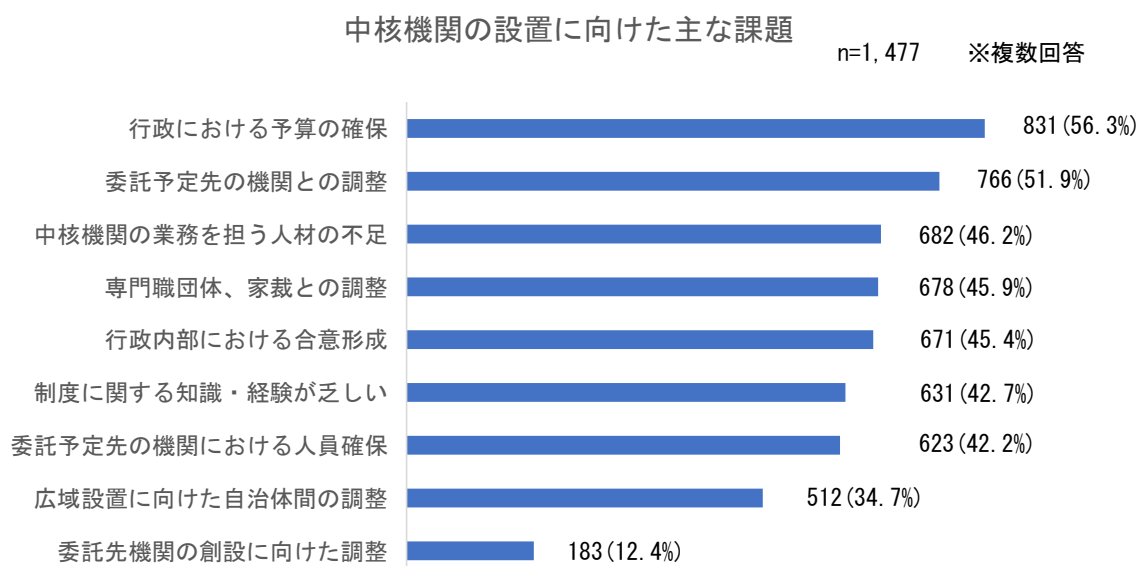
成年後見人等の担い手の活動状況等の把握状況



■把握している ■把握していない

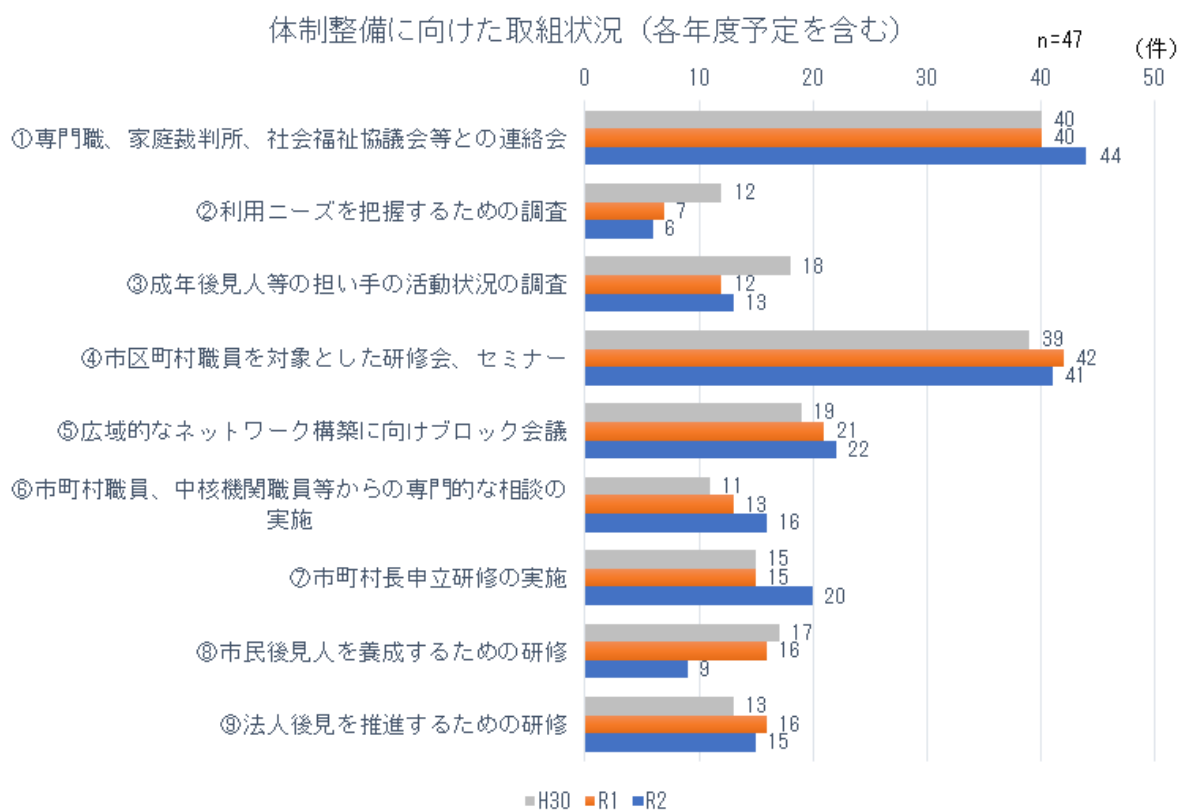
(3) 中核機関整備に向けた主な課題（令和2年10月1日時点）

※「中核機関未整備」と回答した自治体のみ（1,477）



I-2. 都道府県調査

1. 体制整備に向けた都道府県の取組状況（令和2年度（予定を含む））



## II. 市町村体制整備に向けた促進要因等の確認（令和2年度調査結果より）

都道府県の取組調査結果から、半数以下の都道府県が取り組んでいない項目のみを抽出し、「取り組んでいる／いない」都道府県別に、市町村の体制整備状況の関係性を確認した。

また、地域共生社会に向け改正された社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業との関係性をみるため、「令和2年度 地域共生モデル事業実施予定自治体（256）」と市町村の体制整備状況の関係性を確認した。

### 【分析軸に用いた項目】

#### ○ア. 都道府県の取組状況（丸数字は調査時の選択肢の番号）

項目	取り組んでいる都道府県数
②利用ニーズを把握するための調査	7
③成年後見人等の担い手の活動状況の調査	13
⑤広域的なネットワーク構築に向けブロック会議	22
⑥市町村職員、中核機関職員等からの専門的な相談の実施	16
⑦市町村長申立研修の実施	20
⑧市民後見人を養成するための研修	9
⑨法人後見を推進するための研修	15

#### ○イ. 市区町村の属性等

項目	該当する市町村数
イー1. 人口規模	1,741
イー2. 自治体区分	1,741
イー3. 地域共生モデル事業実施予定自治体(R2年度)	256

※「地域共生モデル事業実施地域の自治体区分別内訳（次頁）」をみると、実数では、「上記以外の市区」及び「町村」の数が多いものの、対象自治体数に占める実施割合（「C. 構成割合」）は「指定都市」（70.0%）「中核市」（41.7%）の順に高く、町村では9.0%にとどまっている。

### 【参考：地域共生モデル事業実施地域の自治体区分別内訳】

	1.指定都市	2.中核市	3.上記以外の市区	4.町村	合計
A.自治体数 (R2.4.1時点)	20	60	735	926	1,741
1.令和元年度以前に取組を開始した自治体数(186市町村)	10	21	96	59	186
2.令和2年度に、新たに取組を開始した自治体数(66市町村)	4	4	34	24	66
B.合計数(=1+2)	14	25	130	83	252
※参考：C.構成割合(B/A)	70.0%	41.7%	17.7%	9.0%	—

## <分析結果の主な概要>

- 「1. KPI で設定されている項目のうち、1,741 市区町村で達成率 100%とされている項目（令和 2 年 10 月 1 日時点）」
- 「(1) 中核機関及び権利擁護センター等の整備状況」、「(2) 市町村計画の策定状況、策定（予定）時期別」、「(3) 協議会等の設置状況、設置（予定）時期」
  - ・「ア. 都道府県の実施状況」別で上記 3 項目をみた場合、いずれも、都道府県の実施状況の違いによる差はみられなかった。  
⇒都道府県の実施状況の有無や内容にかかわらず、8～9 割の市町村で未整備、策定。
  - ・「イー 1. 人口規模」別で上記の項目をみた場合、整備率、策定率は以下の傾向がみられた。  
⇒人口 50 万人以上の自治体でも半数（約 50%）は未整備、未策定。  
⇒人口 50 万人未満（「1 万人未満」、「1～5 万人未満」、「5～10 万人未満」、「人口 10～50 万人未満」）の市町村の 8 割以上が未策定、未整備。
  - ・「イー 2. 自治体区分」別でみた場合でも同様の傾向。  
⇒「指定都市・中核市」でも 6 割以上は未整備、未策定。  
⇒「上記以外の市区」「町村」は 8 割以上が未策定、未整備。
  - ・「イー 3. 地域共生モデル事業実施予定自治体」別で上記の項目をみた場合、いずれの項目も 10%以上の差がみられた。  
⇒地域共生モデル事業実施地域は、未実施地域に比べ中核機関、権利擁護センターの整備率が 19.9%、15.1%高い。  
⇒地域共生モデル事業実施地域は、未実施地域に比べ市町村計画の策定率が 15.2%高い。  
⇒地域共生モデル事業実施地域は、未実施地域に比べ合議体の設置率が 16.2%高い。
- 「(4) 中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知の実施状況」
  - ・「ア. 都道府県の実施状況」別、「イ. 市区町村の属性等」のいずれの項目でも、違いはみられなかった。  
⇒「広報機能」のうち「パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知」は、都道府県から市町村への支援や人口区分等にかかわらず、もともと市町村内の多くの相談機関で取り組まれている取組と推測される。

## <分析結果の主な概要>

### ● 「2. その他の項目（令和2年10月1日時点）」

#### ○ 「(1) 成年後見制度利用ニーズの把握状況」、「(2) 成年後見人等の担い手に関する活動状況等の把握状況」

- ・「ア. 都道府県の取組状況」別、「イ. 市区町村の属性等」のいずれの項目でみても、大きな違いはみられなかった。

#### ○ 「(3) 中核機関整備に向けた主な課題（令和2年10月1日時点）」

⇒「人口規模別」及び「自治体区分」でみた場合、人口規模及び自治体区分が小さくなるほど、以下の項目を課題と感じている割合が高い。

- ・「広域設置に向けた自治体間の調整」
- ・「地域に中核機関の業務を担える人材が乏しい」
- ・「成年後見制度に関する知識・経験が乏しい」

⇒「人口規模別」及び「自治体区分」でみた場合、人口規模及び自治体区分が大きくなるほど、以下の項目を課題と感じている割合が高い。

- ・「委託予定先の機関における人員体制の確保」
- ・「市町村における委託費等の予算の確保」

⇒人口規模及び自治体区分で大きな違いがみられなかった項目もあった。

- ・「専門職団体や家裁との中核機関のあり方の調整」
- ・「委託予定先の機関との調整」
- ・「行政内部における中核機関整備についての合意形成」

⇒「地域共生モデル事業実施予定自治体」別でみた場合、以下の項目で、地域共生モデル事業未実施地域は、実施地域と比較して、以下の項目を課題と感じている割合が10%以上高い。以下の3項目は小規模自治体が抱える課題と共通している。

- ・「専門職団体や家裁との中核機関のあり方の調整」（12.1%）
- ・「委託予定先の機関における人員体制の確保」（15.8%）
- ・「成年後見制度に関する知識・経験が乏しい」（15.9%）



1. KPI で設定されている項目のうち、達成率 100%「全 1,741 市区町村」とされている項目（令和 2 年 10 月 1 日時点）

(1) 中核機関及び権利擁護センターの整備状況 (1, 741)

1) 中核機関

		市町村数	問19 中核機関の整備状況		
			整備済み	未整備	
都道府県の体制整備に向けた取組状況（令和 2 年度（予定を含む））	②利用ニーズを把握するための調査	あり（7都道府県）	184	15.2%	84.8%
		なし（41都道府県）	1,557	15.2%	84.8%
		計	1,741	15.2%	84.8%
	③成年後見人等の担い手の活動状況の調査	あり（13都道府県）	349	21.8%	78.2%
		なし（34都道府県）	1,392	13.5%	86.5%
		計	1,741	15.2%	84.8%
	⑤広域的なネットワーク構築に向けブロック会議	実施（22都道府県）	921	13.2%	86.8%
		未実施（25都道府県）	820	17.3%	82.7%
		計	1,741	15.2%	84.8%
	⑥市町村職員、中核機関職員等からの専門的な相談の実施	実施（16都道府県）	507	12.6%	87.4%
		未実施（31都道府県）	1,234	16.2%	83.8%
		計	1,741	15.2%	84.8%
⑦市町村長申立研修の実施	実施（20都道府県）	678	13.1%	86.9%	
	未実施（27都道府県）	1,063	16.5%	83.5%	
	計	1,741	15.2%	84.8%	
⑧市民後見人を養成するための研修	実施（9都道府県）	264	14.4%	85.6%	
	未実施（38都道府県）	1,477	15.3%	84.7%	
	計	1,741	15.2%	84.8%	
⑨法人後見を推進するための研修	実施（15都道府県）	533	16.3%	83.7%	
	未実施（32都道府県）	1,208	14.7%	85.3%	
	計	1,741	15.2%	84.8%	
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	35	48.6%	51.4%
		10～50万人未満	250	23.6%	76.4%
		5～10万人未満	250	16.0%	84.0%
		1～5万人未満	684	12.1%	87.9%
		1万人未満	522	12.5%	87.5%
		計	1,741	15.2%	84.8%
	自治体区分	指定都市・中核市	80	37.5%	62.5%
		上記以外の市区	735	16.2%	83.8%
		町村	926	12.4%	87.6%
		計	1,741	15.2%	84.8%
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	252	32.1%	67.9%
		未実施	1,489	12.3%	87.7%
計		1,741	15.2%	84.8%	

※赤枠：10%以上の差がみられた項目

実施地域と未実施地域の差 19.9%

## 2) 権利擁護センター

		市町村数	問25 権利擁護センターの整備状況			
			市町村圏域内にあり	市町村圏域外にあり	いずれもない	
都道府県の体制整備に向けた取組状況（令和2年度（予定を含む））	②利用ニーズを把握するための調査	あり（7都道府県）	156	20.5%	3.8%	75.6%
		なし（41都道府県）	1,321	21.9%	6.6%	71.5%
		計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%
	③成年後見人等の担い手の活動状況の調査	あり（13都道府県）	273	24.2%	5.9%	70.0%
		なし（34都道府県）	1,204	21.2%	6.4%	72.4%
		計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%
	⑤広域的なネットワーク構築に向けブロック会議	実施（22都道府県）	799	21.7%	7.0%	71.3%
		未実施（25都道府県）	678	21.8%	5.5%	72.7%
		計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%
	⑥市町村職員、中核機関職員等からの専門的な相談の実施	実施（16都道府県）	443	20.8%	3.4%	75.8%
		未実施（31都道府県）	1,034	22.1%	7.5%	70.3%
		計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%
⑦市町村長申立研修の実施	実施（20都道府県）	589	19.4%	3.6%	77.1%	
	未実施（27都道府県）	888	23.3%	8.1%	68.6%	
	計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%	
⑧市民後見人を養成するための研修	実施（9都道府県）	226	20.8%	4.0%	75.2%	
	未実施（38都道府県）	1,251	21.9%	6.7%	71.4%	
	計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%	
⑨法人後見を推進するための研修	実施（15都道府県）	446	19.5%	10.3%	70.2%	
	未実施（32都道府県）	1,031	22.7%	4.6%	72.7%	
	計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%	
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	18	88.9%	0.0%	11.1%
		10～50万人未満	191	52.9%	2.1%	45.0%
		5～10万人未満	210	28.6%	6.2%	65.2%
		1～5万人未満	601	16.3%	6.3%	77.4%
		1万人未満	457	10.1%	8.3%	81.6%
		計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%
	自治体区分	指定都市・中核市	50	64.0%	0.0%	36.0%
		上記以外の市区	616	33.3%	4.2%	62.5%
		町村	811	10.4%	8.3%	81.4%
		計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	17	35.1%	9.9%	55.0%
		未実施	1,306	20.0%	5.8%	74.2%
		計	1,477	21.7%	6.3%	72.0%

※ 赤枠：  
10%以上の差が  
みられた項目

実施地域と  
未実施地域の差  
15.1%

(2) 市町村計画の策定状況 (1, 741)

		市町村数	問15 市町村計画の策定状況		
			策定済み	未策定	
都道府県の体制整備に向けた取組状況（令和2年度（予定を含む））	②利用ニーズを把握するための調査	あり（7都道府県）	184	15.2%	84.8%
		なし（41都道府県）	1,557	16.5%	83.5%
		計	1,741	16.4%	83.6%
	③成年後見人等の担い手の活動状況の調査	あり（13都道府県）	349	19.8%	80.2%
		なし（34都道府県）	1,392	15.5%	84.5%
		計	1,741	16.4%	83.6%
	⑤広域的なネットワーク構築に向けブロック会議	実施（22都道府県）	921	14.4%	85.6%
		未実施（25都道府県）	820	18.5%	81.5%
		計	1,741	16.4%	83.6%
	⑥市町村職員、中核機関職員等からの専門的な相談の実施	実施（16都道府県）	507	17.2%	82.8%
		未実施（31都道府県）	1,234	16.0%	84.0%
		計	1,741	16.4%	83.6%
⑦市町村長申立研修の実施	実施（20都道府県）	678	13.7%	86.3%	
	未実施（27都道府県）	1,063	18.1%	81.9%	
	計	1,741	16.4%	83.6%	
⑧市民後見人を養成するための研修	実施（9都道府県）	264	15.5%	84.5%	
	未実施（38都道府県）	1,477	16.5%	83.5%	
	計	1,741	16.4%	83.6%	
⑨法人後見を推進するための研修	実施（15都道府県）	533	17.6%	82.4%	
	未実施（32都道府県）	1,208	15.8%	84.2%	
	計	1,741	16.4%	83.6%	
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	35	48.6%	51.4%
		10～50万人未満	250	25.2%	74.8%
		5～10万人未満	250	16.0%	84.0%
		1～5万人未満	684	14.6%	85.4%
		1万人未満	522	12.5%	87.5%
		計	1,741	16.4%	83.6%
	自治体区分	指定都市・中核市	80	37.5%	62.5%
		上記以外の市区	735	18.2%	81.8%
		町村	926	13.1%	86.9%
		計	1,741	16.4%	83.6%
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	252	29.4%	70.6%
		未実施	1,489	14.2%	85.8%
計		1,741	16.4%	83.6%	

※ 赤枠：  
10%以上の差が  
みられた項目

実施地域と  
未実施地域の差  
15.2%

(3) 協議会等の設置状況、設置（予定）時期（1, 741）

		市町村数	問36 協議会等の合議体の設置状況		
			設置済み	未設置	
都道府県の体制整備に向けた取組状況（令和2年度（予定を含む））	②利用ニーズを把握するための調査	あり（7都道府県）	184	17.4%	82.6%
		なし（41都道府県）	1,557	17.5%	82.5%
		計	1,741	17.5%	82.5%
	③成年後見人等の担い手の活動状況の調査	あり（13都道府県）	349	21.2%	78.8%
		なし（34都道府県）	1,392	16.5%	83.5%
		計	1,741	17.5%	82.5%
	⑤広域的なネットワーク構築に向けブロック会議	実施（22都道府県）	921	16.0%	84.0%
		未実施（25都道府県）	820	19.1%	80.9%
		計	1,741	17.5%	82.5%
	⑥市町村職員、中核機関職員等からの専門的な相談の実施	実施（16都道府県）	507	13.0%	87.0%
		未実施（31都道府県）	1,234	19.3%	80.7%
		計	1,741	17.5%	82.5%
⑦市町村長申立研修の実施	実施（20都道府県）	678	16.5%	83.5%	
	未実施（27都道府県）	1,063	18.1%	81.9%	
	計	1,741	17.5%	82.5%	
⑧市民後見人を養成するための研修	実施（9都道府県）	264	18.2%	81.8%	
	未実施（38都道府県）	1,477	17.3%	82.7%	
	計	1,741	17.5%	82.5%	
⑨法人後見を推進するための研修	実施（15都道府県）	533	18.4%	81.6%	
	未実施（32都道府県）	1,208	17.1%	82.9%	
	計	1,741	17.5%	82.5%	
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	35	54.3%	45.7%
		10～50万人未満	250	22.0%	78.0%
		5～10万人未満	250	18.4%	81.6%
		1～5万人未満	684	16.5%	83.5%
		1万人未満	522	13.6%	86.4%
		計	1,741	17.5%	82.5%
	自治体区分	指定都市・中核市	80	42.5%	57.5%
		上記以外の市区	735	18.6%	81.4%
		町村	926	14.4%	85.6%
		計	1,741	17.5%	82.5%
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	252	31.3%	68.7%
		未実施	1,489	15.1%	84.9%
		計	1,741	17.5%	82.5%

※ 赤枠：  
10%以上の差が  
みられた項目

実施地域と  
未実施地域の差  
16.2%

(4) 中核機関（権利擁護センター等を含む）においてパンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知の実施状況（678）

※中核機関（264）、権利擁護センター（414）整備済みと回答した自治体

1) 中核機関

			市町村数	問24① 中核機関の広報機能				
				整備済み市町村数	パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	地域住民向けの説明会等の開催	地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	その他
都道府県の体制整備に向けた取組状況（令和2年度（予定を含む））	②利用ニーズを把握するための調査	あり（7都道府県）	184	28	100.0%	85.7%	82.1%	3.6%
		なし（41都道府県）	1,557	236	97.9%	80.1%	80.9%	11.4%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%
	③成年後見人等の担い手の活動状況の調査	あり（13都道府県）	349	76	98.7%	89.5%	85.5%	7.9%
		なし（34都道府県）	1,392	188	97.9%	77.1%	79.3%	11.7%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%
	⑤広域的なネットワーク構築に向けブロック会議	実施（22都道府県）	921	122	98.4%	83.6%	82.8%	9.8%
		未実施（25都道府県）	820	142	97.9%	78.2%	79.6%	11.3%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%
	⑥市町村職員、中核機関職員等からの専門的な相談の実施	実施（16都道府県）	507	64	98.4%	87.5%	85.9%	10.9%
		未実施（31都道府県）	1,234	200	98.0%	78.5%	79.5%	10.5%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%
	⑦市町村長申立研修の実施	実施（20都道府県）	678	89	95.5%	73.0%	73.0%	11.2%
		未実施（27都道府県）	1,063	175	99.4%	84.6%	85.1%	10.3%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%
	⑧市民後見人を養成するための研修	実施（9都道府県）	264	38	94.7%	84.2%	73.7%	7.9%
		未実施（38都道府県）	1,477	226	98.7%	80.1%	82.3%	11.1%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%
⑨法人後見を推進するための研修	実施（15都道府県）	533	87	95.4%	70.1%	73.6%	8.0%	
	未実施（32都道府県）	1,208	177	99.4%	85.9%	84.7%	11.9%	
	計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%	
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	35	17	100.0%	94.1%	94.1%	5.9%
		10～50万人未満	250	59	96.6%	88.1%	83.1%	15.3%
		5～10万人未満	250	40	97.5%	85.0%	85.0%	22.5%
		1～5万人未満	684	83	100.0%	79.5%	84.3%	3.6%
		1万人未満	522	65	96.9%	69.2%	69.2%	9.2%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%
	自治体区分	指定都市・中核市	80	30	96.7%	83.3%	83.3%	16.7%
		上記以外の市区	735	119	98.3%	88.2%	86.6%	11.8%
		町村	926	115	98.3%	72.2%	74.8%	7.8%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	252	81	96.3%	86.4%	87.7%	9.9%
		未実施	1,489	183	98.9%	78.1%	78.1%	10.9%
		計	1,741	264	98.1%	80.7%	81.1%	10.6%

## 2) 権利擁護センター

		問30① 権利擁護センターの広報機能						
		市町村数	整備済み市町村数	パンフレット等による成年後見制度や相談窓口の周知	地域住民向けの説明会等の開催	地域包括支援センターや施設職員等への説明会等の開催	その他	
都道府県の体制整備に向けた取組状況（令和2年度（予定を含む））	②利用ニーズを把握するための調査	あり（7都道府県）	156	38	100.0%	84.2%	68.4%	0.0%
		なし（41都道府県）	1,321	376	91.8%	70.5%	64.6%	12.0%
		計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%
	③成年後見人等の担い手の活動状況の調査	あり（13都道府県）	273	82	89.0%	76.8%	72.0%	6.1%
		なし（34都道府県）	1,204	332	93.4%	70.5%	63.3%	12.0%
		計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%
	⑤広域的なネットワーク構築に向けブロック会議	実施（22都道府県）	799	229	92.1%	69.0%	63.3%	8.7%
		未実施（25都道府県）	678	185	93.0%	75.1%	67.0%	13.5%
		計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%
	⑥市町村職員、中核機関職員等からの専門的な相談の実施	実施（16都道府県）	443	107	87.9%	69.2%	67.3%	9.3%
		未実施（31都道府県）	1,034	307	94.1%	72.6%	64.2%	11.4%
		計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%
⑦市町村長申立研修の実施	実施（20都道府県）	589	135	90.4%	67.4%	61.5%	7.4%	
	未実施（27都道府県）	888	279	93.5%	73.8%	66.7%	12.5%	
	計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%	
⑧市民後見人を養成するための研修	実施（9都道府県）	226	56	85.7%	55.4%	50.0%	8.9%	
	未実施（38都道府県）	1,251	358	93.6%	74.3%	67.3%	11.2%	
	計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%	
⑨法人後見を推進するための研修	実施（15都道府県）	446	133	91.7%	71.4%	65.4%	5.3%	
	未実施（32都道府県）	1,031	281	92.9%	71.9%	64.8%	13.5%	
	計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%	
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	18	16	93.8%	81.3%	75.0%	6.3%
		10～50万人未満	191	105	94.3%	85.7%	81.0%	11.4%
		5～10万人未満	210	73	91.8%	74.0%	69.9%	15.1%
		1～5万人未満	601	136	94.1%	64.0%	57.4%	8.8%
		1万人未満	457	84	88.1%	63.1%	51.2%	10.7%
		計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%
	自治体区分	指定都市・中核市	50	32	87.5%	81.3%	71.9%	6.3%
		上記以外の市区	616	231	95.2%	77.9%	73.2%	11.7%
		町村	811	151	89.4%	60.3%	51.0%	10.6%
		計	1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	171	77	96.1%	81.8%	74.0%	13.0%
		未実施	1,306	337	91.7%	69.4%	62.9%	10.4%
計		1,477	414	92.5%	71.7%	65.0%	10.9%	

2. その他の項目（令和2年10月1日時点）

（1）成年後見制度利用ニーズの把握状況（1,741）

（2）成年後見人等の担い手に関する活動状況等の把握状況（1,741）

		市町村数	問11 成年後見制度の潜在的利用ニーズの把握		問13 成年後見人等の担い手に係る活動状況等の把握		※ 赤枠： 10%以上の差が みられた項目	
			把握している	把握していない	把握している	把握していない		
都道府県の体制整備に向けた取組状況（令和2年度（予定を含む））	②利用ニーズを把握するための調査	あり（7都道府県）	184	21.2%	78.8%	22.8%	77.2%	
		なし（41都道府県）	1,557	19.4%	80.6%	20.4%	79.6%	
		計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%	
	③成年後見人等の担い手の活動状況の調査	あり（13都道府県）	349	21.5%	78.5%	27.2%	72.8%	
		なし（34都道府県）	1,392	19.1%	80.9%	19.0%	81.0%	
		計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%	
	⑤広域的なネットワーク構築に向けブロック会議	実施（22都道府県）	921	17.2%	82.8%	19.2%	80.8%	
		未実施（25都道府県）	820	22.3%	77.7%	22.3%	77.7%	
		計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%	
	⑥市町村職員、中核機関職員等からの専門的な相談の実施	実施（16都道府県）	507	21.9%	78.1%	19.7%	80.3%	
		未実施（31都道府県）	1,234	18.6%	81.4%	21.1%	78.9%	
		計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%	
⑦市町村長申立研修の実施	実施（20都道府県）	678	19.8%	80.2%	20.9%	79.1%		
	未実施（27都道府県）	1,063	19.5%	80.5%	20.5%	79.5%		
	計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%		
⑧市民後見人を養成するための研修	実施（9都道府県）	264	21.6%	78.4%	25.8%	74.2%		
	未実施（38都道府県）	1,477	19.2%	80.8%	19.8%	80.2%		
	計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%		
⑨法人後見を推進するための研修	実施（15都道府県）	533	21.4%	78.6%	24.6%	75.4%		
	未実施（32都道府県）	1,208	18.8%	81.2%	19.0%	81.0%		
	計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%		
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	35	40.0%	60.0%	37.1%	62.9%	
		10～50万人未満	250	25.6%	74.4%	30.8%	69.2%	
		5～10万人未満	250	24.8%	75.2%	22.0%	78.0%	
		1～5万人未満	684	20.5%	79.5%	19.6%	80.4%	
		1万人未満	522	11.7%	88.3%	15.5%	84.5%	
		計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%	
	自治体区分	指定都市・中核市	80	37.5%	62.5%	43.8%	56.3%	
		上記以外の市区	735	24.2%	75.8%	24.5%	75.5%	
		町村	926	14.4%	85.6%	15.7%	84.3%	
		計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%	
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	252	26.6%	73.4%	29.4%	70.6%	
		未実施	1,489	18.4%	81.6%	19.2%	80.8%	
		計	1,741	19.6%	80.4%	20.7%	79.3%	

実施地域と未実施地域の差  
10.2%

(3) 中核機関整備に向けた主な課題（令和2年10月1日時点）(1,477)

※「中核機関未整備」と回答した自治体

		市町村数	問35 中核機関整備に向けた主な課題					
			広域設置に向けた自治体間の調整	専門職団体や家裁との中核機関のあり方の調整	委託予定先の機関との調整	委託予定先の機関における人員体制の確保	地域に中核機関の業務を担える人材が乏しい	
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	18	0.0%	55.6%	61.1%	83.3%	5.6%
		10～50万人未満	191	10.5%	58.1%	68.6%	49.7%	20.9%
		5～10万人未満	210	26.7%	43.3%	54.8%	46.7%	42.4%
		1～5万人未満	601	35.8%	45.8%	49.1%	40.3%	49.3%
		1万人未満	457	48.4%	41.8%	46.8%	37.9%	56.0%
		計	1,477	34.7%	45.9%	51.9%	42.2%	46.2%
	自治体区分	指定都市・中核市	50	4.0%	58.0%	60.0%	54.0%	8.0%
		上記以外の市区	616	22.7%	50.3%	55.8%	46.8%	40.1%
		町村	811	45.6%	41.8%	48.3%	38.0%	53.1%
		計	1,477	34.7%	45.9%	51.9%	42.2%	46.2%
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	171	24.0%	45.6%	57.3%	36.3%	32.2%
		未実施	1,306	36.1%	45.9%	51.1%	43.0%	48.0%
		計	1,477	34.7%	45.9%	51.9%	42.2%	46.2%

実施地域  
と未実施  
地域の差  
12.1%

実施地域  
と未実施  
地域の差  
15.8%

		市町村数	問35 中核機関整備に向けた主な課題					
			新たに委託先とする機関の創設に向けた調整	市町村における委託費等の予算の確保	行政内部における中核機関整備についての合意形成	成年後見制度に関する知識・経験が乏しい	その他	
市区町村属性等	人口規模	50万人以上	18	0.0%	77.8%	38.9%	0.0%	11.1%
		10～50万人未満	191	6.3%	70.2%	46.6%	18.8%	2.1%
		5～10万人未満	210	11.0%	61.0%	61.9%	35.2%	5.2%
		1～5万人未満	601	11.5%	56.2%	45.9%	43.9%	5.2%
		1万人未満	457	17.3%	47.5%	37.0%	56.2%	7.4%
		計	1,477	12.4%	56.3%	45.4%	42.7%	5.6%
	自治体区分	指定都市・中核市	50	0.0%	84.0%	38.0%	8.0%	4.0%
		上記以外の市区	616	9.7%	61.0%	51.3%	34.1%	4.9%
		町村	811	15.2%	50.9%	41.4%	51.4%	6.2%
		計	1,477	12.4%	56.3%	45.4%	42.7%	5.6%
	地域共生モデル事業実施予定自治体（R2年度）	実施	171	9.4%	61.4%	43.3%	28.7%	4.7%
		未実施	1,306	12.8%	55.6%	45.7%	44.6%	5.7%
		計	1,477	12.4%	56.3%	45.4%	42.7%	5.6%

実施地域  
と未実施  
地域の差  
15.9%

[マーカー]

- ・ピンク：小規模自治体ほど課題と感じる割合が高い項目
- ・緑：大規模自治体ほど課題と感じる割合が高い項目
- ・水色：人口規模及び自治体区分で大きな違いがみられなかった項目

[赤枠]

- ・10%以上の差がみられた項目



### Ⅲ. データ分析結果まとめ：KPI で達成率 100%「全 1,741 市区町村」とされている 項目の達成に向けて

#### 1. 人口規模別の課題への対応と取組の優先順位付け

平成 30 年度から毎年度実施されている「国取組状況調査」のうち、KPI で達成率 100%「全 1,741 市区町村」とされている「中核機関及び権利擁護センター等の整備状況」、「市町村計画の策定状況、策定（予定）時期別」、「協議会等の設置状況、設置（予定）時期」については、いずれも年々体制整備は進んでいた。

一方、上記いずれの項目も人口規模別でみた場合、小規模自治体ほど体制整備が進んでいないことも確認できた。以下のことが明らかとなった。

- ・いずれの項目も、特に人口規模が 5 万人未満の自治体で「未定」の割合が 3 割を超えている。
- ・「(3) 協議会等の設置状況、設置（予定）時期」は他の 2 項目と比較しても「未定」の割合が高い（「1 万人未満」(63.4%)、「1～5 万人未満」(52.9%)。「人口 5～10 万人未満」(41.2%)）。

「中核機関整備に向けた主な課題（令和 2 年 10 月 1 日時点）」を人口規模別、自治体区分別、「地域共生モデル事業実施予定自治体」別でみると上記の結果は明らかで、以下のことがうかがえる。

- ・人口 5 万人未満の自治体：そもそも人材不足
- ・人口規模を問わず、専門職団体や家庭裁判所との連携や調整に困難を感じている

令和 2 年 3 月に取りまとめられた「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（以下「中間検証報告書」という。）では「都道府県の役割」として以下の記載がなされている（趣旨を変えない程度の要約）。「広域的な観点から、家庭裁判所、専門職団体、都道府県社会福祉協議会等との連携強化を図る」、「体制整備アドバイザー事業の活用等により、管内市区町村における体制整備の推進」、「取組が進まない市区町村に対し、個別の課題に応じた助言」、「特に、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村においても着実に取組が進められるよう、都道府県において、当該地域における社会資源等に関する状況や広域的な体制整備の観点も踏まえた支援」等である。

今回のデータ分析により、人口規模別に感じている課題の違いが鮮明になった。都道府県はこうした結果をもとに、市町村支援の「対象」「内容」「取組の優先順位」の検討を通じて、KPI の達成に向けた後押しを行うことが期待される。

#### 2. 都道府県による市町村支援の取組と市町村の体制整備状況の関係性の確認

一方、今回のデータ分析では「都道府県の取組状況」別に市町村の体制整備状況を確認したが、明確な関係性を確認できなかった。このことは、「国取組状況調査」における都道府県への質問項目が「実施／未実施」という二択式で回答するもののみのため、「誰向けに」「何を」「どのように」という具体的な手法やテーマ、企画や運営上の工夫、効果等を確認することが難しい作りになっていることが大きな要因と考える。

今後、中間検証報告書で「都道府県の役割」に記載された内容に取り組み、その関係性や効果等を確認するには、都道府県、市町村ともに、「国取組状況調査」の調査項目の改良が望まれる。

### 3. 地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携ネットワークを一体的整備の促進

今回のデータ分析では多くの分析項目で「地域共生社会モデル事業実施予定自治体」が未実施自治体と比較して、取組が進んでいることを確認した。

令和3年度から、包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業が創設される。このことにより、これまで成年後見制度利用促進により、地域課題に取り組んできたが、両者は地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという点において密接な関係にあり、市町村において双方が連携した支援体制を構築することで、効率的・効果的な実施が可能になるものといえる。

今後、より一層、全国どの地域においても、必要な人が成年後見制度を利用できるように、また、本人がメリットを感じられるような成年後見制度とするためには、地域における発見～相談受理～地域での見守り等も含めた体制や仕組みの構築が不可欠といえる。

都道府県の取組として、包括的支援体制と権利擁護支援体制やネットワークを一体的に進めている都道府県内の参考になる自治体の事例があるかを確認したり、他自治体に情報提供する等して、自治体規模に応じた取組の促進や県内全域の取組の底上げが図られることを期待したい。



## 第Ⅱ部 ヒアリング調査結果にみる 体制整備の課題や効果的手法について

## はじめに ～ 本項をお読みいただくにあたって

### 【ヒアリング調査のねらいと対象】

- ヒアリング調査は、主に下記の2点を目的として実施した。
- ①市町村の体制整備を後押しする都道府県による効果的な支援のあり方について示唆を得る。
  - ②地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携ネットワークを一体的に整備していくことの有用性について把握する。
- 下記1～4までは、中核機関設置済みか否かに依らず、自治体体制整備の取組「好事例」として、お話しを伺ったものである。うち、3は、従来からの取組の蓄積を生かしながら、地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携ネットワークを一体的に整備している事例である。
- 国取組状況調査によれば、体制整備の進捗状況は人口規模による差が顕著にみられ、人口規模の小さい自治体ほど、進捗に課題を抱えていることが明らかになっている（本報告書第I部参照）。そこで、整備準備中の自治体それぞれの課題を把握することで、都道府県の支援に期待されるものを明らかにしようと考えた。
- 他方、小規模自治体で整備が進んでいる地域では、どのような背景や要因がそれを可能にしたのかを明らかにすることも、都道府県に期待される役割のヒントになると考えた。
- 下記5は、上記1～4へのヒアリングでは得られなかった、「必要な権利擁護支援や成年後見制度利用が進まない場合の深刻さ」について、専門機関・団体からのお話しを伺ったものである。

- |   |  |    |           |
|---|--|----|-----------|
| 1 | 小規模自治体、中山間部・離島地域における自治体の取組   | ※印 | 中核機関設置準備中 |
|   | (1) 高知県本山町   |    |           |
|   | (2) 長崎県島しょ部 壱岐市※   |    |           |
|   | (3) 同 五島市※   |    |           |
|   | (4) 同 対馬市※   |    |           |
|   | (5) 長野県木曾圏域※   |    |           |
| 2 | 複数の小規模自治体による緩やか連携  |    |           |
|   | (6) 北海道京極町及び羊蹄山麓8町村  |    |           |
|   | (7) 青森県鯨ヶ沢町・深浦町  |    |           |
| 3 | 地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携ネットワークを一体的に整備～従来からの取組の蓄積を生かしながら～             |    |           |
|   | (8) 高知県中土佐町  |    |           |
|   | (9) 石川県津幡町   |    |           |
|   | (10) 山口県宇部市  |    |           |
|   | (11) 山形県山形市  |    |           |
|   | (12) 神奈川県藤沢市   |    |           |
| 4 | 都道府県の立場から  |    |           |
|   | (13) 大阪府～受け皿拡大の一環として社会福祉法人による法人後見の取組促進支援                                     |    |           |
|   | (14) 香川県～県社協と専門職団体、市町村社協の協働による法人後見の取組  |    |           |
| 5 | 適切な権利擁護支援や成年後見制度の利用が進まない場合の課題  |    |           |
|   | (15) 公益財団法人東京都福祉保健財団、<br>専門職団体（日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、<br>日本社会福祉士会ぱあとなあ） |    |           |

# 1 小規模自治体、中山間部・離島地域における自治体の取組

## 高知県本山町における体制整備の取組

### 【小規模自治体における体制整備に向けた示唆】

- ◆本山町では、町内の高齢者施設や障害者施設の存在、またアルコール問題を抱える町民の多さ等からニーズは顕在化あるいは将来のニーズとして予想されるなど、「見える」ものとなっていた。
- ◆また、自前で専門職によるスーパーバイズ機能へのアクセスが可能で、そのことが体制整備を牽引している。多くの小規模市町村では、前提としての専門性へのアクセスが自前では難しいことも想定され、都道府県には、そうした見立てや調整役も期待される。
- ◆立ち上げの段階では制度に関する知識や経験に加え、調整能力の高い専門職が関わってもらうことが重要。今後、どのように育成・確保していくか、が課題ではないか。  
※現状の体制整備アドバイザーに求められている役割、活動実態の検証やブラッシュアップが必要ではないか。
- ◆体制整備にあたっては、制度の有用性を議員や役場幹部に説明し理解を図ること、民生委員等への説明、住民説明まで幅広く、かつその取組みが学習や交流の機会を兼ねる。基礎自治体単体(小地域から町域)での取組から、近隣自治体での広域の取組まで、目的や対象に応じて、さまざまな設定方法が考えられる。広域の取組については、県の調整が有効と想定される。

### 【地域概況】

- ・人口 3486 人。高齢化率 45.4%
- ・地域包括支援センター（直営）1 か所 障害者相談支援事業所 1 か所
- ・地理的には、高知市内から高速道路と国道を利用して車で 40 分程度。役場、社協ともに町外から通勤している職員もおり、専門職が移動するのも、苦ではないと思われる距離。しかしながら、社協は社会福祉士が必要という職員募集をしても、実際には応募はない状況もある。
- ・近隣町村とは、4 町村で、平成の合併の際うまくまとまらなかった経緯がある。それぞれが自分のところでやるという意識が強い。（2 町村が本山町と同じ規模。1 自治体は人口 700 人）

## 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備についての取組について

### ①権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について

#### 【体制整備の背景と経過】

- ・本山町の地域特性として、ある種のパターンリズム「面倒をみてくれる人のいうことをきいたほうがいい」という雰囲気があり、職員は違和感を持っていたところ、国の動きが重なった。（特に町外から来ている職員が実感していた）
- ・体制整備については、広域ですすめた方が財政的には望ましいことは理解できたが、近隣町村の動きや力量、成年後見制度に対する関心度の違いもあり、単独で取り組むこととした。
- ・H29 年 6 月から、権利擁護センター立ち上げに向けて動き出した。それまで行政職は国の動きをきちんとキャッチしておらず、専門職から行政として取り組む必要性を指摘された。なかでも、一番時間のかかる中核機関の設置から取り組む必要があると指摘を受けて検討を開始した。
- ・本山町には特養、養護老人ホーム、障害（入所 70 名）の施設がある。町内からの利用が多かつ

たが、制度を利用する可能性が他自治体より高くなると考えたことがきっかけだった。担当部署として、上司を説得する苦労はなかった。当時の課長にも話をし納得を得られていた。担い手である社協に尽力いただく話をしていた。

- ・ 本山町ではアルコール問題を抱えた方が多く、若い保健師にとっては、相談対応力向上を図ることが課題となっていた。受け皿としては、ちょうど前年に社協が法人後見を開始した、というタイミングであった。
- ・ 権利擁護設立検討委員会メンバーで検討を進めた。検討の推進役は、行政職と包括、社協の社会福祉士。専門職の人脈を活用して、家裁や専門職の力を借りた。また、町内には司法書士が1人おり、県の支部長の立場。規模が適切だったこと、3人の有資格者がいて何もしないわけにはいかないということだった。立ち上げを進めた3名が正しい情報をもちやすかった事が、大きかったと感じた。県や県社協の力を借りたことはない。

### 【体制整備の中で実感したこと】

#### （行政・課長職）

- ・ 整備当時は、税務の担当部署だった。当時、税の滞納者がずっと長く残っていた。自分の経験からも、当時の方々に何か知識をもって関わらたらという思いがある。
- ・ 昨年より課長になり議会对応もしている。実感としては、権利擁護支援の分野は、事業化の成果主義（数値主義）とはまったく異なる分野のため、議会説明も予算獲得も難しい分野と感じている。何かをやれば数字があがるものではなく、普通にやれることを当たり前にするようにすることと思っている。
- ・ 権利擁護センター立ち上げた後、議会、職員に対し、まず研修を行い、その後、住民への説明を行った。

#### （専門職から）

- ・ 社会福祉士の資格をもっていても、勉強会やケースごとの対応をしていかないと、相談機能の力は身につかない。
- ・ 広報・啓発がまず重要になるが、たとえ啓発をしたとしても、本人は決してそのような相談の場に来ない。その周囲にいる人に啓発していくことが大事。ケース検討会や発表会の場で、民生委員等に対して発信する必要があると感じている。勉強会の名目だが、広報機能も兼ねていて、民生委員等に対する勉強会を開催した。そういう試みも少しずつ行っている。これは毎年度やっつけようとしている。広報機能＝スキルアップ講座については、他の3町村の民生委員にも応募をかけた。こうしたことを継続していくことは大事と思う。
- ・ 専門性へのアクセスは重要：成年後見制度に対する専門性が低いのは、そこにアクセスできていないから。それは専門職団体の活用が一番と思う。県が間を取ってくれるとよい。それにより、行政、社協も専門性を獲得できると思う。

## 2 小規模市町村の体制整備に向けて都道府県に期待したいこと

### (専門性へのアクセス)

- ・専門性へのアクセスは重要：成年後見制度に対する専門性が低いのは、そこにアクセスできていないから。それは専門職団体の活用が一番と思う。県が間を取ってくれるとよい。それにより、行政、社協も専門性を獲得できると思う。(再掲)
- ・県や県社協がこのまま「頑張れ」と言い続けても、自治体はどう頑張っているのかがわからない。設置の促進をするのであれば、体制整備の調整もできる専門職からの支援が必要と思う。

### (広域的な取組に向けた市町村間の調整)

- ・当初より、広域で取組む必要性を感じているが、近隣町村との温度差が大きい印象を持っている。4町村の温度差をどう縮めていくのか。こうした点について、県には、例えば県から4町村の担当に連絡をとってもらい、自治体ごとの権利擁護の課題や強みを引き出してほしい。その上で、広域的な取組みについて、調整役を担ってもらえるとありがたい。
- ・県の担当者が変わると一からやり直しになってしまうので、成果物で、具体的な方法まで提案していく必要がある。

### (他自治体の取組み紹介、予算化のアプローチ方法等の見える化などの情報提供、交流)

- ・予算化のアプローチの見える化は必要。それが、議会への説明や、チラシの全戸配布等。県から他自治体の取組紹介等をしてほしい。

高知県本山町の取組については、  
「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見制度体制整備の地域の取組ヒント集」(公益財団法人日本社会福祉士会 中核機関の先駆的取組調査研究委員会 令和元年度)人口約3500人の小規模な町における中核機関の整備227頁～230頁も参考にしてください

※本稿は、本事業検討委員会に委員としてご参画いただいている比江森委員に対する事前ヒアリングと、町行政、中核機関である社協関係者、比江森委員へのグループヒアリング結果双方を取りまとめたものである。



## 長崎県島しょ部における体制整備の取組 長崎県壱岐市、五島市、対馬市

### 【小規模自治体、島しょ部における体制整備に向けた示唆】

#### 体制整備の現状

- ・現在は、中核機関の設置に向けた準備を進めている段階であるが、権利擁護支援や市長申し立て等については、直営の包括が主担当となって推進されており、利擁護支援の地域連携ネットワークは形成されているように見受けられた。
- ・行政には、将来に備えて民間を育てたいという意識が強い。対馬市では、社協独自事業として権利擁護センターが設置されている。対馬市、五島市社協では、受け皿拡大の一環として、社協が法人後見の取組を開始。壱岐市社協でも立ち上げを準備中。

#### 【島のメリット(3 島に共通)】

- ・家庭裁判所【支部、出張所】、法テラス、専門職などの必要な資源が、島内に所在しており、これまでも、一定の顔の見える関係が構築されている。  
※ただし、法テラス等は、異動を前提としており、新任者の着任後、地域の事情を把握するまでに時間を要する場合もある。

#### 【島しょ部ならではの課題からの示唆として】

##### ○地理的、交通条件からくる課題

- ・従来、県や県社協による対面による会議や研修会等があっても、物理的に参加しにくい環境にあった。今回のコロナ禍で、オンライン会議が活用されるようになり、状況が改善されている。今後、相談、説明会・情報交換会、研修会等に、積極的に web 会議等を活用していくことが期待される。

- 中核機関の設置に際して、役所か社協か、という 2 者択一のイメージが強いような印象を受けた。中核機関の機能については、行政と社協による機能分担の考え方もあり、こうした具体的なイメージについて、事例に即した県からの丁寧な説明が期待されるのではないかと。

- 島外で暮らす子どもが、親を心配して後見制度利用の意向を有するものの、子ども自身は遠方のため親族後見人になる意向を持つ人は少ない。申し立て等の際に、本人、専門職、関係機関等は話しが進みやすいが、家族が島を訪問することが困難なため、説明、手続き等に時間がかかる、進みにくい。(面会できない家族のためのルール等、属人的に進められている側面もある)

⇒全国の島しょ部の課題とも言え、現状を把握する必要があるのではないかと。

##### ○担い手の少なさからくる利益相反の懸念 (弁護士の問題意識として)

例えば、夫婦に同じ後見人が選任される等、都市部であれば想定しにくい事情も発生している。

## 壱岐市における体制整備の取組

### 【地域概況】

- 壱岐市は、福岡県と対馬市の間地点にあたる玄界灘に面した市。壱岐本島と 23 の属島(有人島 4、無人島 19)からなる。
- 総人口 25,943 人、11,661 世帯（令和 3 年 3 月）
- 障害手帳所持者（平成 27 年度時点）は、身体障害者 1,764 人、知的障害者 343 人、精神障害者 207 人

## 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備についての取組について。

### ①権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について

- ・現在は、中核機関の設置に向けた準備を進めている段階であるが、権利擁護支援や市長申し立て等については、直営の包括が主担当となっている。
- ・総合相談の中で権利擁護関係は主に社会福祉士が担当。主に市内の介護事業所関係者、社会福祉協議会、民生委員等からの相談が多い。権利擁護支援が必要と思われるケースについては、毎月定期的に事例検討会で協議（弁護士・司法書士・社会福祉士と市民福祉課、保険課）。後見制度の利用が必要で本人、家族が申請できる場合は、専門家と相談してもらう。申立人がいない場合は市長申立を行う（保険課か市民福祉課が担当）。その際、後見人の受任についても相談をしている。受任後後見人が支援困難な案件は裁判所を交えて相談している。
- ・事例検討会は、平成 31 年から定期的で開催していた。その中で、成年後見制度についてどのように進めていくのか等の課題について後見制度実態調査を行った（障害・介護事業所向け）結果、後見制度の周知不足や後見のニーズの把握ができた。啓発を行う必要を感じながらも後見ニーズに専門職だけで受任ができるのかという問題も浮き出てきた。
- ・事例検討会については、令和元年度から市民福祉課長の会への出席、令和 2 年度から保険課長も出席となり、受任者不足の解消には社協の法人後見を進めていくしか方法がないことを理解してもらう。令和 2 年度に社協法人後見への進展となる。  
※島の専門職は、弁護士 2 名（法テラス含む）、司法書士、社会福祉士の 4 名が在住在勤。
- ・行政として障害担当は市民福祉課、高齢者担当は保険課地域包括支援センターが相談窓口となっている。令和 3 年度からは社協法人後見も窓口となる予定。虐待事例は 市民福祉課へ警察、市民から通報、連絡があれば保険課に連絡あり、双方で連絡しながら対応を検討している。

## ②成年後見制度利用促進法や国基本計画の成立等と、これまでの貴自治体の取組や体制整備との関係性について

- ・国基本計画を受けて、令和3年までに国の指針で方針を示す必要があることは社協も理解している。これまでも受任を相談していた専門職の中から、このままでは受任の限界となるとの意見も出ており、令和元年から社協への相談を開始、令和2年度に具体的な相談となった。
- ・県下離島では、対馬市社協が令和元年7月から、五島市社協は令和2年4月から、法人後見受任を開始したことが後押しになった（裁判所より県下の状況を再三説明していただいたこともあった）。
- ・体制整備に向けては、「小さく生んで進める方法がある」との認識から、まずは受任体制の整備から進めることができた。

## 2 貴自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体（例：国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など）から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいかについて

### ①これまでの支援として効果的だったこと、あるいはこういう支援だったらよかった、今後、こんな支援を期待したい 等

#### （期待したい）

- ・上層部の一部は、市の内部で権利擁護センターを設立できないかと考えていたようだ。しかしながら、行政職員への研修等ができておらず、理解が充分でない現状がある。先行している対馬市からは、市長も含めた研修会を行うことで後見制度の体制づくりをすすめていった、との助言を受けたが、なかなか進展していない。
- ・社協も同様で、法人後見受講研修を薦めていたが上層部の許可が出ず、受講ができていない。法人後見を受任する場合は、法人後見について理解をしてもらうためにも県、県社協からも研鑽の機会を勧めしてほしい。協議するものが具体的なイメージを持って検討しないと話が進まない。
- ・現在、社会福祉法人による法人後見を進めているが、実際の受任業務を行う中でサポートは弁護士が協力することになっている。弁護士の本来業務を行う中で、サポートにどれくらい時間を割いてもらえるのか不明。市社協を県社協などがサポートし、業務が軌道に乗るような支援があれば安心して業務開始ができると考える。

### ②国に期待したい支援、役割としてどのようなことがありますか。

- ・市の報酬助成要綱があるが、生活保護等低所得者が主な対象である。今後、後見制度利用数が増えれば助成の申請も増えると思う。地域課題を検討し、要綱の見直し等が必要であれば対応するが、まずは研修等で基本的な考えを見直したいのでその参考になる考え方等を示してほしい。

## 五島市における体制整備の取組

### 【地域概況】

- ・五島市は、大小 152 の島々からなる五島列島の南西部にあって、11 の有人島と 52 の無人島で構成されている。総人口は、34,425 人。
- ・総人口が減少するなか、高齢者人口はほぼ横ばいで推移しており、平成 27 年度には、高齢化率 36.5%。うち、後期高齢者が過半数を占める。
- ・療育手帳の所持状況は平成 27 年度末現在 545 人です。障がい程度別にみると、B（中・程度）が A（重度）を上回っている。同年の精神保健福祉手帳所持者は 417 人。

### 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備についての取組について。

#### ①権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について、

- ・現在は、中核機関の設置に向けた準備を進めている段階であるが、権利擁護支援や市長申し立て等については、直営の包括が主担当となっている。
- ・市長申し立ての要請があった場合には、必ず職員 2 名で訪問調査を行う。
- ・親族調査（基本的には 2 親等以内）を行い、申し立ての意思を確認した後、親族で申し立て者がいない場合は、市長申し立てを行う。
- ・2 親等以内の親族に申し立て意思がある場合やすでに 4 親等以内の親族に申し立てを行う予定の者が明らかな場合は、その者に申し立てを行うよう支援、依頼する。【五島市】
- ・その際「成年後見制度市長申し立て要請書」（五島市成年後見制度における市長申し立てに関する要綱第 3 条第 1 項の規定に基づく）を提出してもらうようにしている。要請書が提出されることで、行政は必ず動くことが出来る（動かなければならない）。対応の必要性についてトップにも説明しやすい。（末尾「五島市市長申し立てフロー」参照）

#### ②成年後見制度利用促進法や国基本計画の成立等と、これまでの貴自治体の取組や体制整備との関係性について。

- ・高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱を令和 2 年 4 月 1 日付けで改正し、市長申し立てに限らず、対象者を被保護者と被保護者に準ずると認められるとし、助成を受ける対象者の枠を広げている。令和 3 年 2 月現在、2 件の報酬、1 件の申立費用の請求が上がってきており、対応をしている。
- ・地域福祉計画（令和 4 年 4 月 1 日施行）の中に成年後見制度利用促進計画を盛り込むため、準備を進めている。

#### ②多機関と連携しながら支援にするにあたり、中核機関があることの効果。

（いわゆる「中核機関」は未設置だが）

- ・多職種の役割を共有することができ、今後の流れを統一することができる。役割分担を調整する場となる。
- ・困難事例で検討が必要な場合には随時を開催できる体制を整えているが、困難事例でなくても、日ごろから他機関とやり取りしやすい関係作りをしていく必要性を感じる。

### 3 自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体（（例：国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など）から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいかについて

①これまでの支援として効果的だったこと、あるいはこういう支援だったらよかった、今後、こんな支援を期待したい 等

- ・五島市の現在の受任体制は、三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）と、令和2年4月1日から法人後見を立ち上げた五島市社会福祉協議会である。今後この制度を利用したいという方が増えてくると、後見等の受任先が足りなくなる可能性がある。
- ・中核機関立ち上げに関しても、対応する職員が別の事業を兼務しながらの対応のため、広報、啓発は現時点でもしているが、市民後見人の育成や受任調整等は難しい。他の事業所に委託をするにも、職員を配置するための財源も乏しい。

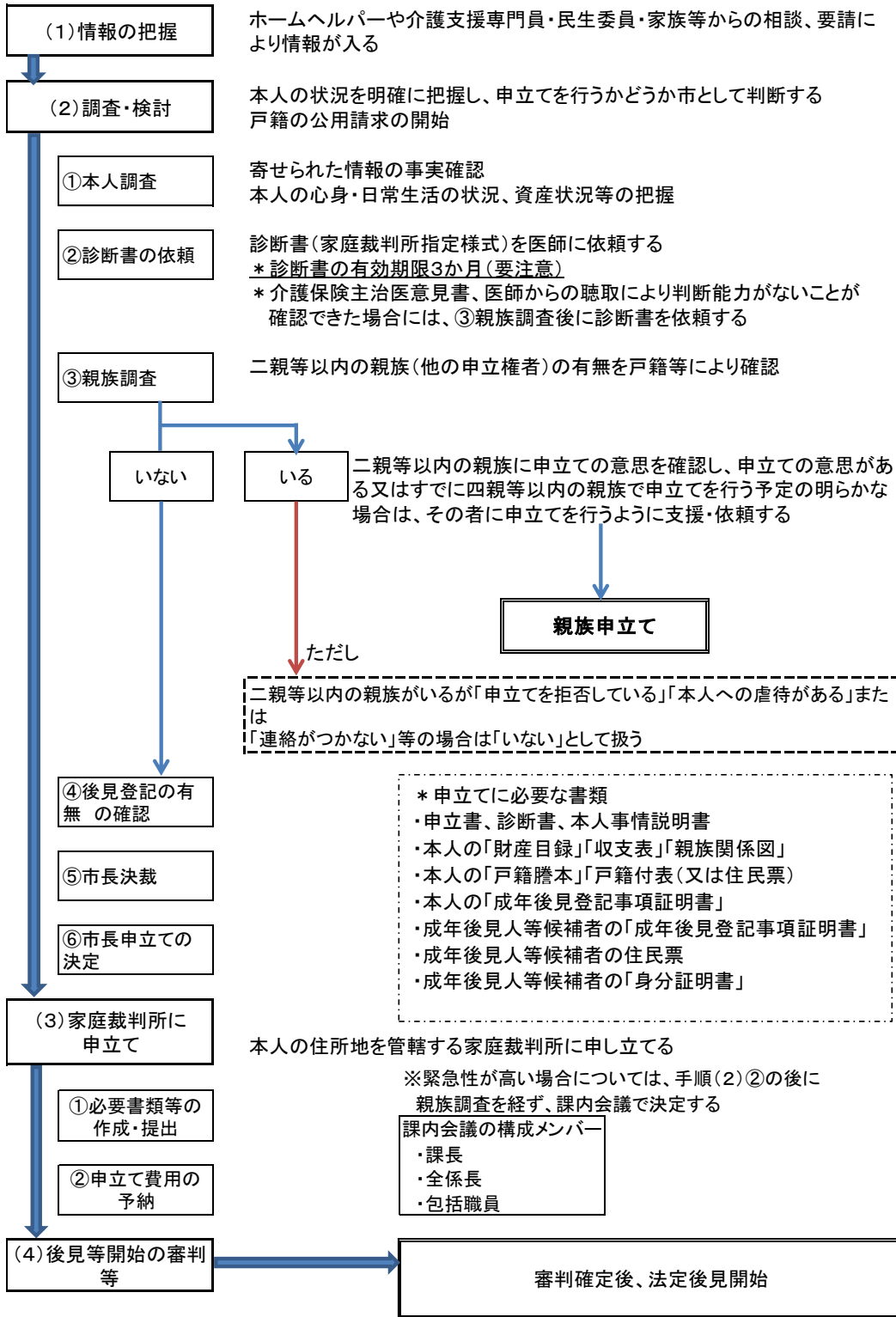
☆中核機関設置運営費（基準団体 10万人規模：約300万）  
五島市人口 3万6千人：100行かないくらい

③国に期待したい支援、役割として。

- ・市長申立てをする際に、申立て費用を本人が負担できる財産があれば、請求できるが、事前準備の際に、公用請求や親族に申立ての意思を確認する書類の郵便料などもかかるため、何か良い案があれば。

**成年後見制度市長申立ての手順**  
(五島市版フローチャート)

【成年後見制度の概要】  
認知症・知的障害・精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々の財産管理や福祉サービス利用などの契約等を行い、本人の財産の権利を擁護するための制度です。





年 月 日

成年後見制度市長申立て要請書

(宛先) 五島市長

要請者 住 所  
氏 名 ㊦  
連絡先  
対象者との関係

五島市成年後見制度における市長申立てに関する要綱第3条第1項の規定により、市長申立てを次のように要請します。

- 1 対象者  
住 所  
氏 名  
性 別 生年月日 年 月 日 ( 歳)
- 2 対象者の心身の状況
- 3 対象者の生活状況
- 4 その他 (対象者の親族等、資産、所得等の状況等)

## 対馬市における体制整備の取組

### 【地域概況】

- ・人口 28,456 人
- ・高齢化率は全人口の 33.6%（平成 28 年 3 月 31 日現在）。高齢化の進行に伴い、高齢者の単身世帯が増加。平成 27 年では世帯の 30.5%まで増加。

### 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備についての取組について。

#### ①権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について、

- ・平成 29 年度成年後見制度利用促進基本計画において、体制整備を推進されたことに伴い、対馬市社会福祉協議会が法人後見事業の立ち上げを検討されると同時に、一体となった事業となるよう関係機関の協力により、準備委員会、検討委員会及び運営委員会を設け、権利擁護センターつしまを設置し、総合的な権利擁護事業に取り組んだ。
- ・対馬市社会福祉協議会が権利擁護センター設置（平成元年 7 月）  
（市がセンターに権利擁護利用促進、支援を委託）
- ・権利擁護センターつしま（対馬市社会福祉協議会）にて、相談、支援業務を実施
- ・後見人支援について審査（法人後見受任適否）  
【審査委員：福祉課、地域包括ケア推進課、弁護士（法テラス）、社協】
- ・本事業を円滑に運営するため、権利擁護センターつしま運営委員会設置  
【医師、弁護士、社会福祉士、市関係部局、センター長、オブザーバー裁判所】

#### ②成年後見制度利用促進法や国基本計画の成立等と、これまでの貴自治体の取組や体制整備との関係性について。

- ・利用促進基本計画で地域の体制整備を推進していくこととされたことで、社会福祉協議会の協力により、権利擁護センターを設置した。また、同センターに中核的機能の広報・相談・利用促進業務を含め事業運営を行っている。  
（設置においては、準備委員会、検討委員会を設け、行政、社協、弁護士（法テラス）、オブザーバーとして裁判所に参加いただき連携の下、設置することができた）
- ・準備委員会で、まずはニーズ調査を実施。居宅介護支援事業所のケアマネジャー、施設相談員等に対して、介護保険の認定を持っている方ほぼ全てを対象に、その人の判断能力についての調査を実施。その中から判断能力が低下しているような方については、準備委員会のメンバーで手分けをして、担当の方に聞き取り調査を実施した。その結果、今すぐにでも成年後見制度の利用が必要な方、将来的に必要なであろう方の仕分をして、一定数ニーズがあるということがわかった。
- ・紹介いただいた広島県のほうに準備委員会のメンバーで視察に行って、そこで実際に法人後見されているところの運営のノウハウ等について御教示いただいた。
- ・実務的な面については、県内ですでに法人後見を実施している佐世保市社協、南島原市社協の情報を聞いた。
- ・直接的な支援の事務については、準備委員会で 1 年かけて手引をつくってくれた。具体的にどうするべきかというのは法テラスの弁護士さんが指導してくれた。

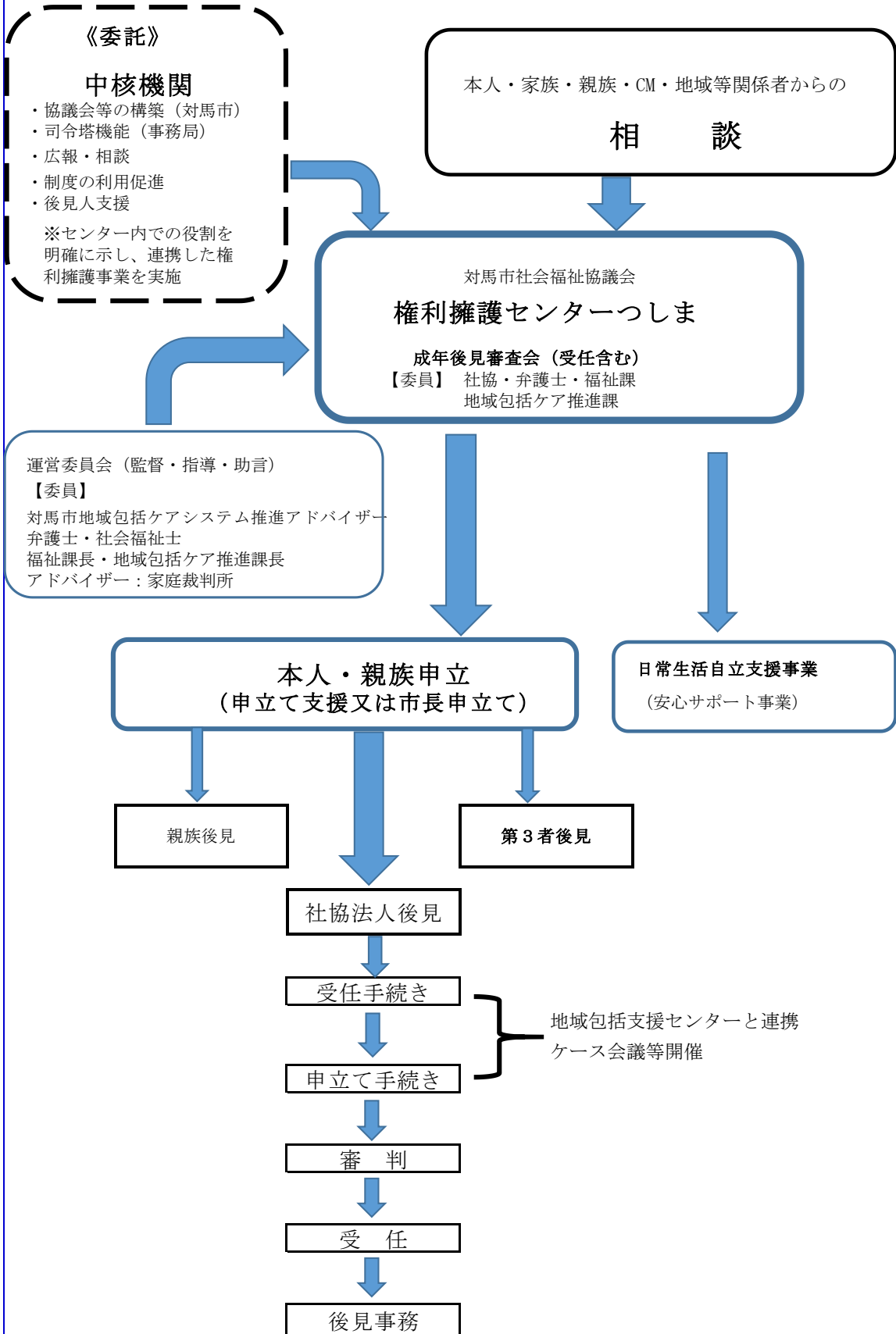


2 貴自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体((例:国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など)から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいかについて

①これまでの支援として効果的だったこと、あるいはこういう支援だったらよかった、今後、こんな支援を期待したい 等

- ・ 立ち上げに際しての県からの支援は、県からの財政的な支援によって開催される、長崎県社会福祉士会主催の研修会と記憶している。
- ・ 最近になって、市長申立てマニュアルを作成。こちらは、行政にとっては役に立っている。

# 対馬市権利擁護事業フロー図



## 長野県木曽圏域における体制整備の取組

### 【小規模自治体、過疎地域の体制整備促進に向けた示唆】

- ◆「中山間地域」という緩やかなくくりではなく、「山間過疎」「山間へき地」など地域特性を具体的に加味した整理が必要ではないか。
- ◆身上保護の仕事は、地元で担いたいという希望が強いが、専門職不在のため不安がある。主に身上保護を担う地元人材と、広域圏に存在する(あるいは地域担当制の)専門職との複数の組合せによる体制整備の展開(複数後見/県下法人後見の下での補助)は現実的ではないか。
- ◆オンライン等を活用して、タイムリーに相談に乗ってもらえる仕組みについては好意的(①法律専門職との複数後見、②県や県社協に相談、助言をもらえる仕組み等)
- ◆財源確保を含めた日常生活自立支援事業の効果的な事業運営方法の検討
- ◆行政、社協以外のパートナー探しが有効ではないか

【JAの外勤による払戻・振込等の金銭管理等】

## I 木曽圏域の概要

人口	面積
木曽郡計 25,310人 (R2.10.1)	1,546.26平方km
木曽町 10,529	
上松町 4,096	※参考:香川県 1,862.16平方km、 大阪府 1,893.94平方km
南木曽町 3,884	
木祖村 2,658	
王滝村 714	
大桑村 3,429	

## II ヒアリング結果の概要

※木曽広域連合が実施した「成年後見制度利用促進に係る担当者会議」に続いて、圏域町村社協、県専門職団体等を交えた、長野県社協主催の成年後見利用促進連絡会議のなかで、ヒアリングの時間をとっていただいたもの。下記2つのテーマについて、グループに分かれて意見交換を行った内容をまとめたもの

- Q1. 地域の身寄りがない方、認知症や知的障害、精神障害の方の生活を支える上で、困っていること、工夫されていること
- Q2. 当該地域で体制整備を進める上で、他の機関や団体(例:国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など)から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいか。

### 【ニーズ側からみて】(行政、包括、社協等支援者側から)

- ・住民同土地縁がある地域。一人暮らしの高齢者は増加しているが、民生委員等による見守り、介護保険の居宅サービス等のサービス利用や社協単独事業としての金銭管理サービス、日常生活自立支援事業等の活用により、凌いできている。(判断能力の低下がみられる人については)地域の金融機関や警察から連絡が入る事例もある。
- ・家族がいても頼れないケースも散見される。8050問題のケースのほか、最近では親族間トラブルのケースや、訪問販売で契約してしまうケースもある。訪問販売については消費者部門につなぎ、クーリングオフで対応したり、保健師の訪問を増やして見守りの頻度を上げている現状。
- ・ニーズ数としては多くはないものの、確実に後見制度へのつながりが必要な人は増加していく一方

で、意思表示ができる人も多く、補助、保佐相当の方を十分につなぐまでには至っていない。問題が大きくなると、ずっと膠着状態という現状もある。

- ・また、家族からの相談はあまりない。あったとしても、制度説明、手続きの不安がある方には司法書士を紹介するが、その先のフォローは難しい（申立てしたかどうかまでは追っていない）。
- ・本人や家族の、後見制度に対する抵抗感が強いことに加え、支援者としても適切なアドバイスや助言ができていない認識。

### 【担い手・受け皿側からみて】

- ・現状では、圏内の専門職（司法書士）一人が一手に引き受けている（慎重にキャパ等判断しながら、後見制度につないでいる）。この状態について、支援者側からも限界や危機感も感じられている。

### 【地域特性（小規模である）メリットとして】

- ・郡内はほぼ顔見知りの状態で、知らない人はいないため、家族関係を把握したうえでの首長申立が迅速に進みやすい。
  - ・身寄りのない方の支援について、自治体に相談すると首長名で身元保証人になってくれる。死後の身元引受や火葬時に行政職員と後見人の2者でお骨拾いするケースもある。
- ⇒特徴 後見制度未経験の地域ではなく、後見利用が必要な人が排除されている地域でもない  
⇒ヒアリング調査からみえてきたニーズ：契約（特に入所）、金銭管理、相続、死後事務

### 【地域特性 中山間地域ならではのサービス・資源開発】

#### （社協 金銭管理サービス）

- ・木曾郡では、日常生活自立支援事業に加えて、町村社協独自の「金銭管理サービス」を実施している。日常生活自立支援事業が、判断能力が十分でないことを利用条件としているのに対し、「金銭管理サービス」では、「足が悪く移動が困難」「移動手段がない」等の身体的、環境条件による利用条件としている。日常生活自立支援事業が創設された同じタイミングで開始されたと記憶している。
- ・ただし、当然、症状や状態像は変化する（すすむ）ため、当初「金銭管理サービス」を利用していた方が、判断能力に低下がみられると「日常生活自立支援事業」に移行してもらうことになる。数として必ずしも多いわけではないが、そうした状態像の変化は当然発生している。

### （撤退するJAによる新たな代替サービスの開始を交渉）

- ・ある村のJAの支店が令和4年3月に店舗統合されることが決定したことを契機に、JA⇒王滝村社協で説明会が実施された。
- ・説明会では店舗統合の話だけであつたので、残された高齢者等は引き出しや振り込むことが大変困難になってしまうことから、社協側から、引き出しや振り込み等を外勤の職員が支援できるようにと提案。
- ・JA側がこれを承諾し、実施が決定。
- ・元々、JA側は外勤として、月1回契約者の元に訪れ、広報誌を配布したり、現金集金等をしているとのこと。
- ・また、社協側からは、預貯金管理だけでなく、訪問したご家庭で、高齢者等への声掛け等を通じた見守り、異変を感じた際のつなぎもJAの外勤の際にお願いしているとのこと。

# 長野県における成年後見制度利用促進に関する推進方針について

令和2年9月14日

## 1 目的

認知症や知的その他の精神上の障がいなどにより財産管理や日常生活等に支障がある人を社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっているなか、2017（平成29）年3月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」では、「全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る」ことが掲げられました。

また、令和元年度は成年後見制度利用促進基本計画の中間年度であったため、有識者により構成された「成年後見制度利用促進専門家会議」が開かれ、令和2年3月17日に「成年後見制度利用促進に係る中間検証報告書」が取りまとめられ、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等、体制整備の更なる推進が求められています。

こうしたことを踏まえ、成年後見制度の利用を促進していくため、基本的な考え方や取組の方向性等を取りまとめた方針を策定し、その更なる推進を図ること、またこれをもって地域における総合的な権利擁護体制の構築を進めていくことを目的とします。

## 2 推進方針

### (1) 地域住民の総合的な権利擁護体制の構築

- ・認知症高齢者の増加、知的障がい者や精神障がい者の地域生活移行などに伴い、判断能力が不十分な方々への地域生活支援の充実が求められており、地域において、権利擁護に関する支援が必要な人にその手が届かないことがないように、県内全域において総合的な権利擁護体制の構築を目指します。
- ・権利擁護においては「自己決定権の尊重」が基本的な理念です。本人の意思を受け止め、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう支援していくことが必要です。また、判断能力が不十分であっても自らの意思を表示し、その意思が適切に行使され、日常生活自立支援事業、任意後見制度、法定後見制度、死後事務委任などを活用し、生前から死後まで切れ目なく本人の生活が擁護される体制の構築を支援します。

### (2) 住民に身近な相談窓口の設置

- ・住み慣れた地域で生活していくうえでどこの市町村においても支援が必要な人が成年後見制度につながるよう、本人、家族、住民等が相談しやすい身近な相談窓口の設置を推進します。

### (3) 広域での地域連携ネットワーク構築

- ・人口規模が小さい町村が多く、法律専門職や福祉支援者等の社会資源が点在する本県においては、単独市町村での地域連携ネットワーク構築が難しい状況も考えられるため、各市町村や地域の実情に応じて広域連携体制の構築を推進します。
- ・その際の留意点として(2)の住民に身近な相談窓口等、住民等の身近に必要な機能と広域で取り組むことが効果的な機能について機能分担していくことが必要です。(別紙イメージ図参照)

### (4) 中核機関の機能整理と体制構築

- ・地域の権利擁護支援や成年後見制度利用促進機能の強化のため、必要とされる機能を整理するとともに、各地域の実情に応じて将来の目指すべき姿を見据えながら、特定の機関のみがその役割を担うのではなく、関係機関がそれぞれの役割を果たし、段階的に機能の拡充を図ることを推進します。

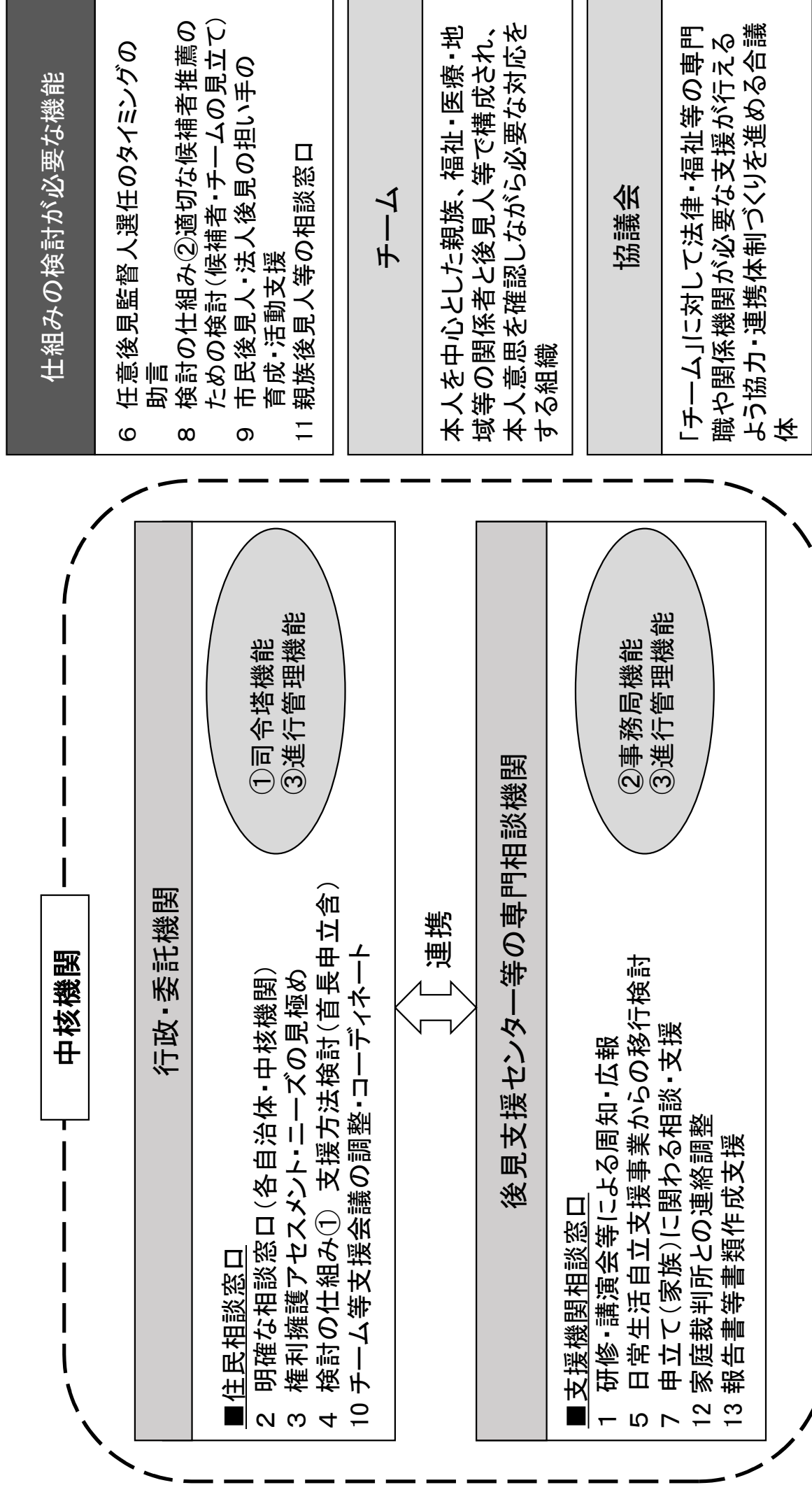
### (5) 新たな担い手の確保

- ・成年後見制度利用促進による需要の高まりに対応するため、市民後見人の養成や法人による後見受任など新たな担い手の確保を推進します。
- ・法人後見については、「成年後見制度利用促進に係る中間検証報告書」にも記載があるとおり、地域における権利擁護支援の中心的な役割を担っている社会福祉協議会に対して法人後見への更なる取組みが期待されていることから、その体制づくりを推進します。

## 3 検討メンバー

- ・岡室 恭輔氏(長野県弁護士会 高齢者・障害者総合支援センター「ひまわり長野」運営委員)
- ・小林 雅希氏(長野県司法書士会 副会長)
- ・高野 哲浩氏(公益社団法人成年後見センターリーガルサポートながの支部長)
- ・萱津 公子氏(公益社団法人長野県社会福祉士会 権利擁護センター「ばあとなあながの」センター長)
- ・長野県
- ・長野県社会福祉協議会  
(オブザーバー)
- ・長野家庭裁判所

# 広域での中核機関の機能整理に関するイメージ



## 中核機関

### 行政・委託機関

- 住民相談窓口
- 2 明確な相談窓口(各自治体・中核機関)
- 3 権利擁護アセスメント・ニーズの見極め
- 4 検討の仕組み① 支援方法検討(首長申立含)
- 10 チーム等支援会議の調整・コーディネート

- ①司令塔機能
- ③進行管理機能

連携

### 後見支援センター等の専門相談機関

- 支援機関相談窓口
- 1 研修・講演会等による周知・広報
- 5 日常生活自立支援事業からの移行検討
- 7 申立て(家族)に関わる相談・支援
- 12 家庭裁判所との連絡調整
- 13 報告書等書類作成支援

- ②事務局機能
- ③進行管理機能

## 仕組みの検討が必要な機能

- 6 任意後見監督人選任のタイミングの助言
- 8 検討の仕組み②適切な候補者推薦のための検討(候補者・チームの見立て)
- 9 市民後見人・法人後見の担い手の育成・活動支援
- 11 親族後見人等の相談窓口

## チーム

本人を中心とした親族、福祉・医療・地域等の関係者と後見人等で構成され、本人意思を確認しながら必要な対応をする組織

## 協議会

「チーム」に対して法律・福祉等の専門職や関係機関が必要な支援が行えるよう協力・連携体制づくりを進める合議体



## 2 複数の小規模自治体による緩やか連携

### 北海道 京極町と羊蹄山麓 8 町における体制整備の取組

#### 【取組みからの示唆】

◆\*経験度合いの違う複数の自治体が体制整備をする場合のヒント

#### 【京極町+羊蹄山麓】

- ・連携・推進のきっかけとなった勉強会の声掛け、専門職への橋渡しなど、振興局の役割大
- ・京極町がすべてのノウハウを提示するのではなく、各町村の良い取り組みや整備状況を共有しながら進めていった。京極町は羊蹄山麓町村の事務局として、連絡調整や必要なネットワーク構築や紹介をしていく役割を担った。
- ・中核機関機能の整備については、雪対策などの季節性や距離などの問題、相談専門職の確保や予算確保の観点から単独の設置は負担なのではないか。
- ・期間限定で目標と役割を設定した自治体間の協定締結が効果的に機能した事例

#### 【地域概況】

- ・京極町は北海道の西部、後志総合振興局管内の東部、羊蹄山の麓に広がる町
  - ▶総人口：2,936人 ▶高齢者人口：1,048人 ▶高齢化率：35.7%
  - ▶世帯数：1,520世帯 ▶高齢者世帯数：762世帯 (20年3月末時点)
- ・後志総合振興局管内には20の自治体があるが、そのうち羊蹄山麓8町が緩やかに
  - ・倶知安町(15,492人)、喜茂別町(2,058人) ・ニセコ町(4,955人)、蘭越町(4,644人)
  - ・黒松内町(2,739人)、留寿都村(1,914人) ・真狩村(2,045人)、
  - ・京極町(2,944人) 総人口は・・・33,847人 (令和2年6月末調べ)

## I 体制整備の背景と経過

### ▶振興局の呼びかけに集った8町村で勉強会をスタート

- ・後志総合振興局(以下「振興局」という)の声掛けに、8町村が手をあげたことが発端となった。課長会議で検討会を立ち上げた。振興局で弁護士、司法書士に声掛けをしてきて、成年後見に関するケースがどのくらいあるか、各町村(包括、障害、ケアマネ)からケースを持ちよって検討することとなった。当時、各町村で実際に成年後見制度を使っているケースはなく、「このケースが後見を使えるのか」という相談や検討が多かった。いわば、8町村にとっての初めての成年後見制度との出会いともいえるが、この勉強会を通して、地域にも成年後見のニーズがあることが確認できた。
- ・ちなみに、羊蹄山麓では司法関係の専門職は、ひまわり法律事務所と司法書士2人しかいなかった。ひまわり法律事務所は、同時期に倶知安(京極町から車で20分程度)に立ちあがったばかりで、町の空き家の問題等のトラブルから、行政ともつながっていたという経緯もある。

### ▶期間限定の協定による協力体制

- ・2014年10月から2018年の3月までの期限を区切って協定を締結し、羊蹄山麓8町村における広域での権利擁護の協力体制を構築するとともに、各町村で権利擁護に関する体制整備に取り組むこととした。この3年間の予算は京極町が負担し、相談支援と申立支援の事例対応のノウハウを8町村で共有していった。



- ・2018年までの協定の内容は相談支援と申立支援、法人後見の受任だったため、実際に8町村で相談があった場合は、京極町から出向いて他町村から相談を受けていた。具体的には各町村で①権利擁護が必要なケースの支援会議を開催、②行政、社協で申立の役割分担、③チームで町村長申立を実施という流れ。
- ・開始に当たり、「これまで介護保険の認定や、障害福祉については山麓7町村で行っていたが、成年後見制度の場合、首長申立てについては、必ず各町村で担う必要があることなどから、各町村が担当できるように時限を区切って取り組む」ことが、副町長からレクチャーされた。事務局会議でも、羊蹄山麓の会議でも、副町長が出席していた。あと数年後に各町村で責任をもつという意識があったし、そのように周知していった。
- ・京極町が中心となった背景としては、京極町社協には、他の町村と比較して社会福祉士の数が多かった（9名前後、包括、デイサービスの生活相談員。総務関係のボランティアセンター等）ことから社協の管理職が申し出た。管内町村では社会福祉士採用は困難な状況にあり、京極町の場合、一旦採用後に、現任で社会福祉士の資格をとる流れがある。町も資格手当を出してくれるなど、金銭的にも環境的にも資格を取りやすい環境にある。
- ・京極町社協は個別支援のケースをもつ社協だったので、権利擁護支援の必要性についての感覚はあったが、個別ケースをもたない社協については、共通は難しかったようだ。例えば介護保険等事業をやっていない、あるいは日常生活自立支援事業をやっていても実感がない等。
- ・他の町では、行政内で「地域的に後見ニーズあるのか？」という話も出たようだが、今後必要になってくるということで了解してもらっている。3年間のうちに実際にケースが出てきて、そうした流れが現実になったという感がある。
- ・2013～2014年には、各町村から受講者を集めて市民後見人養成研修を実施。以前北海道から市民後見人研修という話があった際に、小さい町の集合体なので、市民後見人養成はみんなで取り組んだほうが合理的という判断があった。町村単位の実施ではお金がかかってしまうことや、皆で情報を共有していこうという意識が強かった。社会福祉士だけでは行政に関する情報が弱いという面もあるので、各町村のいい取組を取り入れたいという思いだった。

#### ▶各町村による中核機関整備

- ・2014年からの権利擁護に関する支援経験を活かし、各町村が中核機関（後見実施機関）を整備。直接住民に関わる普及啓発、法人後見受任体制整備等（2階建てによる権利擁護支援の1階部分）を各町村の中核機関（直営や社協委託）が実施。
- ・2019年に各町村に中核機関（後見実施機関）が立ち上がった後は、これまでの経験の蓄積が各町村にあるため、京極町社協の役割が大幅に変化した。（2階建てによる権利擁護支援の2階部分）

#### ▶新協定締結による緩やか広域連携

- ・2019年より8町村で新協定を締結。市民後見人養成やフォローアップ、困難ケース対応等（2階部分）は緩やかな連携により京極町社協が中心となって実施することとした。

### 参考 平成30年度からの支援体制の申し合わせ

#### <京極町が広域でやっていくもの>

- ・市民後見人養成・フォローアップ研修
- ・受任調整（必要時）
- ・町村・町村社協の情報交換・情報共有の場づくり
- ・支援会議への参加（必要時）

#### <各町村でやっていくもの>

- ・広報・啓発活動・相談受付窓口づくり
- ・支援会議の開催
- ・各町村での権利擁護支援に関する役割分担・仕組みづくり
- ・成年後見などの受任体制整備
- ・市民後見人さんとの協働体制構

## II 取組みのポイント

### ▶体制整備に向けた8町村のモチベーションをいかに上げ、保つか

#### ○密な情報共有の実施

- ・要諦山麓の権利擁護体制構築協議会を年2、3回開催し、各町村で取り組んでよかったこと（例：後見センターを立ち上げてよかったこと、特養の観点から後見人がついたメリット等）を話してもらいなどの情報共有を密にしていた。
- ・中核機関設立の話になったとき、各町村とも及び腰だったが、当時の厚労省利用促進室長に、「できるところから」とレクしていただき、町村もそれであれば、とすることで取組を開始した。

#### ○振興局の役割

- ・振興局には権利擁護体制運営協議会に参加してもらい、助言してもらったり、市民後見人の活用をそろそろ始めようという提案をしてもらった。道社協は、令和元年度から成年後見センターバックアップセンターを立ち上げて、市民後見人養成講座の際に、講師派遣や受任調整のプログラムづくり等でお世話になった。

## III 体制整備の中で実感したこと

### ▶生活サポートセンターは地域共生の窓口と兼務⇒多機関協働のながれづくり

- ・相談は成年後見に関する相談としてあがってくるのは、ケース数として年間30件くらい。最近では、多種多様なお悩み相談。若い人の結婚、離婚について。弁護士に相談してみたらいいんじゃないですかというように、法律相談の窓口のようになってきた。
- ・サポートセンターは、同時には共生社会の窓口も担っているので、多機関連携の相談も増えてきた。法人後見ケースの際に、関係機関等に召集をかけているなかで、関係性が蓄積されてきて結果として多機関連携が進むようになった。また、地域共生の取組を行っているのは、8町村の中では京極町社協のみだが、他町の社協から相談が入るようになっている。
- ・担当者個人として。後見の業務を他の業務にいかせたことは、共生社会の取組にいかせると思う。今やっていることが包括の虐待にもつながる。うちで8050の関係機関ネットワーク会議に取組始めたが、そういうことも。縦の人材で業務をするというほどの人員体制ではないので、知り合った人とのネットワークをいかしてできればいいかなと思う。

#### ※後見の業務と共生社会の取組の親和性

- ・後見の業務を他の業務にいかせたこととしては、共生社会の取組にいかせること。今やっていることが包括の虐待にもつながる。8050 の関係機関ネットワーク会議に取組始めたが、そういうことも関係している。縦の人材で業務をするというほどの人員体制ではないので、知り合った人とのネットワークをいかしてできればいい。

#### 参加町村から

- ・H26～30.3までの体制整備の段階で困った点は、成年後見制度自体が複雑で理解が困難な状況からスタートしたこと。基本的なことがわからないので不安。利用者が相談にこられてもどのように対応したらよいかわからなかった。京極町に実習に行くかたちで、どのようなケースがくるのか、何をアセスメントするのか等、基本的なこと、細かいことまで教えてもらった。
- ・H27年度から権利擁護事業が始まり、担当は自分一人だった。相談内容が重く、対応困難ケースが多く（ごみ屋敷、身寄りがない等）、疲弊してしまうケースが多かったが、山麓間で情報共有していたので、頼もしかった。
- ・専門職との関わり：もともと利用者のことで相談していた弁護士がいたが、アドバイザー契約のようなかたちで相談してはいない。村にはいない。

## IV 今後の課題として

### ▶社協としての課題：

- ・小規模自治体の社協の場合、少人数で業務をこなしているため、対応件数が多いと、キャパオーバーになっていく。他の業務との兼務も多く、精神的な負担が大きい。対象者の人数だけで業務量をはかれない。人員を増やすにも財源確保が困難と思う。社協で法人後見を受任する場合も、担当者が孤立しない、抱え込まない仕組みが大事。精神的負担を軽減できる取組が必要。チームで相談・対応することをみなに理解してもらうことが重要と思う。
- ・当社協では入居部門のサービスを提供している。施設の立場と後見人の立場が混在して、本人にとって何が利益なのか、混乱してくることがある。そのような場合、施設の立場と後見人の立場で意見が割れることもある。社協の場合、在宅サービスを実施している社協も多いので、他の社協でも問題が出てくるのではないかと。

#### 参考

京極町と羊蹄山麓8町の取組については

「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見制度体制整備の地域の取組ヒント集」（公益財団法人日本社会福祉士会 中核機関の先駆的取組調査研究委員会 令和元年度）**町村が取り組む緩やかな広域連携 27頁～30頁も参考にしてください。**

## 青森県鱒ヶ沢町、深浦町の体制整備の取組

### 【小規模自治体、過疎地域の体制整備促進に向けた示唆】

- ◆これまでの2つの町の関係性と、住民にとっての利便性を重視した体制整備
- ◆社協併設の法テラス等も活用した中核機関の整備
- ◆今後の受け皿不足に対しては、都道府県に対して専門職団体との調整を期待

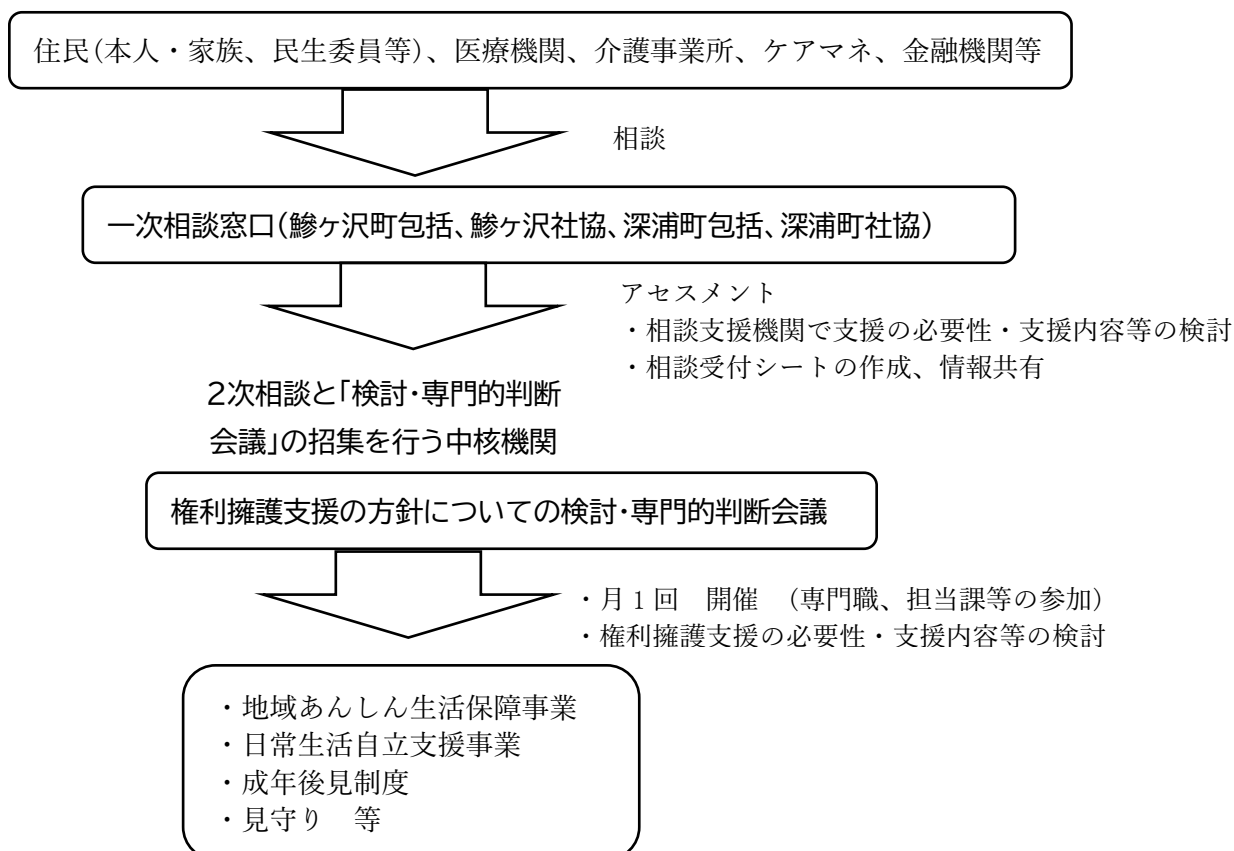
### 【地域概況】

人口 18,047 人	面積 831.98 km <sup>2</sup>	高齢化率 44.8%
地域包括支援センター 2 か所		日常生活自立支援事業利用者数 15 人
障害者相談支援事業所 2 か所		療育手帳所持者数 240 人
精神障害者保健福祉手帳取得者数 181 人		

## 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備について。

### (1) 権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について、

部署・機関等担当の役割や相談の流れ、見極めの流れは次のとおりである。



## (2) 成年後見制度利用促進法や国基本計画の成立等と、これまでの貴自治体の取組や体制整備との関係性

- 両町では、それぞれの町単独による設置・運営よりも中核機関の担う相談等の機能が充実し、住民へのサービス向上・住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現が期待できるとして、2町・2社協共同による中核機関の設置・ネットワーク構築を基本路線として、早くから準備作業を進めてきた。  
その理由は次の3点に集約される。
  - ・従来から鱈ヶ沢町・深浦町の両町は成年後見制度の利用にあたって、住民の法人後見を互いの社会福祉協議会に依頼したり、ケースについての情報交換を行うなど、双方の役場・社協との関係性が深く、業務において連携を取りやすい体制が既に構築されていた。
  - ・成年後見支援センター機能を有する「権利擁護センターあじがさわ」や弁護士等の専門職が常駐する「法テラス」が鱈ヶ沢町社協に併設されているため、求められる中核機関の機能を整備しやすく、将来的な「協議会」「チーム」の運営も含めた、権利擁護支援のネットワークを早期に稼働できる体制が整っていた。
  - ・複数市町による共同委託とすることで運営のコストダウンが期待できること。
- 「成年後見制度利用促進基本計画」閣議決定以前は、成年後見制度の利用には消極的だったが、これを機に職員が改めて、権利擁護支援や体制整備について学ぶきっかけとなった。
  - ・職員の知識不足を補うために、町社協へ学習会や研修会の開催を依頼し、町職員をはじめ、近隣市町の職員も参加してもらうことで、権利擁護支援、成年後見制度、中核機関の体制整備の必要性を時間をかけて学習し、平成31年4月に2町共同で中核機関を立ち上げることができた。
- 両町では、平成31年度からの中核機関稼働を目指し、平成29年度に両町の高齢者・福祉担当課や包括支援センター、社協職員らによるネットワーク構築に関する検討会を2回開催、30年度は高齢者・福祉行政や社協職員を対象として、7月から10月までの毎月、中核機関設置を見据えた権利擁護に関する研修会を開催するなど事業への理解や検討を進め、平成31年4月1日、鱈ヶ沢町社協へ中核機関の設置・運営に関して委託契約を行い、成年後見制度利用促進事業をスタートさせた。

## 2 成年後見制度利用促進における多機関連携について

- 多機関と連携しながら支援にするにあたり、各関係機関の専門職や担当職員がケース会議に参加することで、多角的な視点で対象者への支援方針等を検討できる点や様々なケースを経験することで職員個々のスキルアップにつながった。
- 多機関が連携しながら事例対応するうえでの工夫、期待する効果、課題など。
  - ・顔を合わせて定期的に会議を行うことによる連携の強化、様々なケースに対応するスキルアップ、地域課題の把握などの効果が期待される。
  - ・その反面、方針が明らかなケース(成年後見制度利用が望ましい)への会議参加など、担当者の業務負担は増えた。また、新型コロナウイルス感染症予防の観点からも、オンライン会議を推奨できればいいが、各関係機関の設備が整わず開催には課題がある。



### 3 自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体(例:国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など)から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいか

#### (1) 「こんなことがありがたかった」

- ・ 県では、圏域ごとに会議を開催し、研修会をはじめ各市町村の状況について議論する機会等を提供していただいたことが、体制整備を進めていく上で効果的だった。今後は、市民後見人の育成について専門職団体等との関係機関と研修会していける機会を支援してもらいたいと思っている。

#### (2) 都道府県や都道府県社協による市町村支援の新たな方法のご意見、ご提案

- ・ 後見人等の担い手となる人材不足である。現状、社協による法人後見等以外の受任調整に課題がある。
- ・ 社会福祉士等の専門職後見の活用を検討したが、専門職団体等との意見の相違や専門職個人のスキル等の問題によりいまだ受任していただいた事例がない。県や県社協においてはもっと専門職団体への協力を促す等の働きかけや、専門職後見人が活躍しやすい環境の整備等を検討していただきたい。

#### (3) 国に期待したい支援、役割

- ・ 市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の考え方や要綱が市町村によって、違うため見本等があると運用しやすい。
- ・ 成年後見制度利用促進体制整備事業についても地域支援事業交付金の対象事業となれば、交付金の活用により中核機関の設営運営が活発になると思う。
- ・ 国からも専門職団体への働きかけ等をお願いしたい。

青森県鮎ヶ沢町、深浦町の体制整備の取組については、  
「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見制度体制整備の地域の取組ヒント集」(公益財団法人日本社会福祉士会 中核機関の先駆的取組調査研究委員会 令和元年度) 町村が取り組む緩やかな広域連携 35頁～38頁も参考にしてください。

## 地域あんしん生活保証事業

判断能力はあるが、頼れる身寄りがいなく、将来の暮らしに不安を抱えている方を対象に「困りごとが起こる前に準備すること」をお手伝いします。

(※ご本人の意向を担当職員が確認した上で「あんしん保証計画(下記のサービスから必要な支援を組み入れた計画)」を作成し万一の事態に備えます。)

### 1. あんしんサービス

- ☆入院時、施設入所時、賃貸住宅への入退去時の説明への同席や契約の立会いなど
- ☆緊急入院時、指定連絡先への連絡や主治医への情報提供、必要物品のお届けなど
- ☆死亡時の支援…ご本人の希望がかなえられるような計画を担当職員と一緒に作り実行します。
- ※ご本人が、緊急時や死亡時の各支払い等を希望する場合、事業契約時に預託金を本会へ預けることで支援が可能になります。

### 2. 生活支援サービス

- ☆福祉サービスの利用相談・情報提供・助言
- ☆預金の払い出し・預け入れ等の手続き(※金融機関によっては委任契約書が必要)や公共料金等の支払い
- ☆役場等の手続き、郵便物の確認や助言 など

### 3. 書類等預かりサービス

- ☆重要書類等の預かり
- (例：年金証書、保険証書、預貯金等の通帳、印鑑、キャッシュカード、自宅の鍵など)

○ご利用には、年間(4月～3月の年度単位)2,400円が毎年必要となります。

○年度途中で利用開始の場合、開始月から3月までの月割りで計算します。

○年度途中で利用を終了した場合、返金はしません。

### 3 地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制と権利擁護支援の地域連携ネットワークを一体的に整備 ～従来からの取組の蓄積を生かしながら～

#### 高知県中土佐町の体制整備の取組

##### 【小規模自治体の体制整備に向けた示唆】

- ◆包括化推進員の配置による多機関連携の推進
- ◆各地域の「居場所」を活用した相談の入り口と参加の場づくり
- ◆外部の専門職、大学等との連携・協働による計画的な取組推進

##### 【地域概況】（令和2年10月末時点）

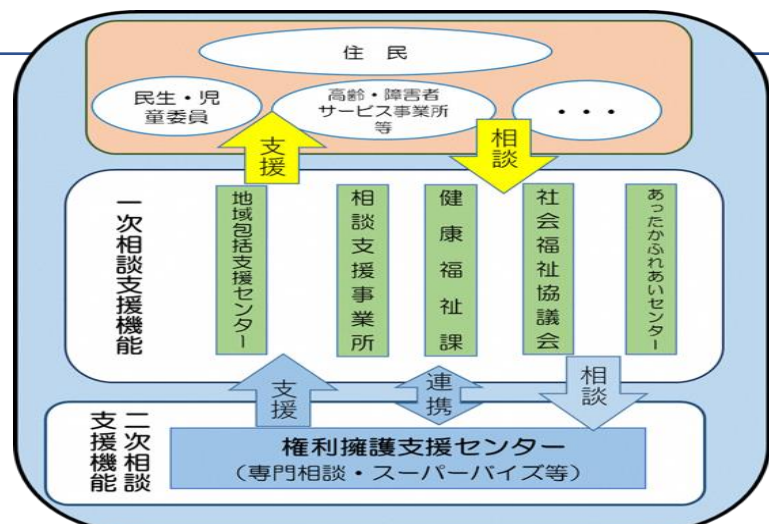
◇人口：6,508人 ◇世帯数：3,448世帯 ◇高齢化率：47.1% ◇年間出生数（R1年）：23人  
 ◇平成22年度よりあったかふれあいセンターを小学校区（旧も含む）3か所に設置、地域福祉の拠点としている。

#### 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備について。

##### (1) 権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について、

- ・町では保健福祉部署である健康福祉課に地域包括支援センターや障害者生活支援センター、要保護児童対策地域協議会があり、月1回の定例会で相談ケースの共有や支援方針の検討を、管理職を含む各構成員で行っている。また、社会福祉協議会でも介護や障害、地域福祉課の相談支援担当等相談窓口があり、各部署でケース検討等行われている。その中で、成年後見制度の利用が必要であると判断した場合は、その利用に向けて支援を開始することになる。
- ・本町の「権利擁護支援センター」は二次相談支援機関として平成29年7月に設置し、高齢者・障害者等の権利擁護支援に関して一次相談支援機関からの相談を受け付け対応している。
- ・平成31年4月から中土佐町成年後見制度利用促進計画を定め、中核機関と位置付けている。
- ・中核機関も含めた検討に至るまでの流れは案件によるが、中核機関に寄せられた案件については、全てスーパービジョン又は福祉の司法と専門相談により支援検討を行い、成年後見制度利用の要否・首長申立ての可能性・申立てにあたり必要な支援・後見人等に求める関わりや専門性等について確認している。
- ・専門職後見人が選任された場合、中核機関又は行政の障害・高齢の権利擁護担当いずれかが、後見人等と本人の支援者・家族等とのつなぎ（顔合わせ・支援方針や役割の確認）を行なっている。

重層的な相談支援体制イメージ





## (2) 成年後見制度利用促進法や国基本計画の成立等と、これまでの貴自治体の取組や体制整備との関係性

### (国基本計画以前からの町の取組)

(問題意識)

- ・ 高齢世帯の増加や、親亡き後の問題等、小さな町であっても権利擁護支援の充実が必要であると判断。
- ・ 取組みの中で、対象横断的に関わる必要のあるケースや、法律職との連携が欠かせないケースが増加。
- ・ 法的な支援については、法テラス等に助言を仰ぐ等しているが、携わる職員の知識や経験の蓄積が難しく、負担が増大。

(具体的取組)

- ・ 第1期地域福祉計画（H24～H28年度）の始動により、地域の「ちょっと気になる人」の把握が進んだこともあり、行政の責務として、住民の福祉向上を図るには権利擁護のための中核的な役割を果たす機関を設置する必要があると判断。
- ・ 2期地域福祉計画（H29～R2年度）に権利擁護支援センターの整備と権利擁護支援の充実を位置づけ、H29年7月に権利擁護支援センターを開設した。
- ・ 開設までには、その必要性や求められる機能等、プロジェクトチームを結成して合意形成を図りながら体制整備を進め、その内容が国基本計画とも合致していたことから、権利擁護支援センターを中核機関と定めること等現行体制を活かすことができた。

### 取り組み経緯

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
地域福祉計画	第1期計画期間					第2期計画期間				
人材育成・研修事業	視察		久万高原町社協	佐川町社協	堺市社協	高浜市社協			本山町	
	スーパービジョン			11回	9回	7回	10回	11回	8回	5回 (10月末時点)
調査				・事業所アンケート調査 ・庁内ヒアリング		事業所ヒアリング (センター PR)			・事業所アンケート調査 ・庁内ヒアリング	
啓発			権利擁護劇	権利擁護劇	権利擁護劇	権利擁護劇				
権利擁護支援システム推進委員会				準備	3回	2回	3回	3回	3回	
権利擁護支援センター						7月開所			中核機関	
成年後見制度利用促進計画								策定	開始(～R3)	

資料 ヒアリング調査時に中土佐町より提供

## 2 成年後見制度利用促進における多機関連携について

### (1)多機関と連携しながら支援にするにあたって、中核機関があることによる効果

- ・法的な課題の整理や後見利用に向けた対応がスムーズに行えた

### (2)多機関が連携しながら事例対応するうえでの工夫、期待する効果、課題

- 【工夫】多機関の連携についてニーズの把握・円滑な連携・地域課題の集約に対しどのように包括化推進員を配置するかを評価検討してきた。  
現在は行政の健康福祉課係長（障害・保健・児童）・地域包括支援センター係長（高齢）・社協の地域福祉課長・生活困窮自立支援事業担当・権利擁護支援センター職員に配置し、各分野のニーズキャッチ・包括化推進員の関わりの要否に関するスクリーニング・必要に応じた安心生活応援ネットワーク会議（多問題世帯に関する支援検討会）の開催・地域課題の集約を行なっている。
- 【期待する効果】既存の制度でカバーできない課題の解決や新たな資源の創出
- 【課題】包括化推進員は多機関連携の調整役などを担う二次的な立場であるが、職員数が少ないため、直接世帯の支援に関わる職員が包括化推進員の役割も担うケースがあり、客観的な評価が難しい場合がある。

## 3 自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体（例：国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など）から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいか

### (1)ありがたかったサポート

#### 【上田晴男氏及び日本福祉大学】

本町の権利擁護支援センター設置を含めた権利擁護支援体制の整備と、成年後見制度利用促進計画の策定ができたのは上田氏の多大なるお力添えによるもの。また、権利擁護支援を含め、包括的な相談支援体制の構築や地域福祉計画全体の進行管理等について、日本福祉大学の研究機関に地域力強化推進事業を委託して様々な助言や調査報告等を得られたことは、小規模自治体がぶれずに取り組みを推進していく自信となった。

#### 【専門職団体】

- ・相談の機会の提供と、自治体における権利擁護支援体制への助言

自治体における権利擁護支援体制への助言と相談の機会の提供等の協力により、社会資源が少ない地域でも体制構築が出来た。個別案件の検討からチーム形成までも比較的スムーズに対応できていると感じる。また、団体として関わってくださることで継続が一定担保され契約内容の協議もしやすい。

#### 【県社協】

- ・他自治体等の取り組みを知る機会や場の提供

圏域の状況から全国的な動向まで様々な情報発信、情報交換の場の設定を積極的に実施していただいている。

- ・計画策定や支援検討への協力

本町の利用促進計画策定にもご協力いただいた他、個別の支援検討会にも出席いただいております。日自か後見か判断に迷う案件や日自から後見制度移行に関する案件を検討する際には契約者として且つ客観的なご意見をいただける。

#### 【国】・他自治体等の取り組みを知る機会や場の提供、人材養成

H29年センター立ち上げからR2年利用促進計画まで、比較的情報が限られていた為、利用促進センターのニューズレターや研修会等による国の方向性や他の取り組みに関する情報発信、人材育成の取り組みは大変参考になり有り難かった。

- ・期待したい支援：安定した中核機関を運営していくための財源確保

## (2) 検討委員会仮説についてのご意見

- ・市町村だけでは担えない困難事例や苦情対応を都道府県が担う。
  - ➡ 距離的にも離れている立場の方が困難事例への対応が可能なのか疑問に感じる。
- ・社会福祉法人による法人後見等、担い手を広げる取組。
  - ➡ 報酬も少ない中で新たな担い手として手上げする法人はいないのではないかと思う。  
人材と財源がついて回ると思う。

## (3) 国に期待したい支援、役割

### ・財源の確保

継続の必要性があるが収入を得られる事業ではない為、常に財源の不安がある。

### ・医療機関・金融機関との連携に向けた取り組み

他の市町村や法人等、後見受任をしている所から、医療機関や金融機関での無理解による対応の困難さが聞かれる。本町でも金融機関が手続きを知らない、医療機関に医療同意や保証人としての署名を求められ困ったことがあった。利用促進においては、そういった利用者の生活に必須である機関との円滑な連携が不可欠だが、地域からは広域の機関への働きが困難なため、制度の普及啓発をより一層行ってほしい。

## 参考 1 中土佐町権利擁護支援センターについて

H29年7月開設(中土佐町社会福祉協議会に委託)

- 1) 職員体制 センター長1名(社協事務局長)、職員1名(専任)
- 2) 活動区域 中土佐町全域
- 3) 活動体制 二次相談機関(一次相談機関からの相談を受け調整・役割分担と支援対応)
- 4) 財 源 人件費、報償費、旅費、研修費、消耗品等を以下の補助金(国モデル事業)を活用  
平成29年度:生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(国庫補助3/4)  
「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」  
平成30年度~:生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業(国庫補助3/4)  
「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」
- 5) 活動内容 次ページ参照
- 6) 権利擁護支援センターを活用して…
  - ・地域包括支援センター
  - ・健康福祉課全般

## 参考 1 中土佐町権利擁護支援センターについて【つづき】

### 1.活動内容

- 1) 広報・啓発
- 2) 人材育成
  - 虐待防止に関する研修会(虐待防止ネットワーク会議との共催により年1~2回開催)
    - 民生・児童委員等向け:早期発見のポイントと通告後の行政の対応
    - 介護・医療・相談支援機関等向け:発達障害の理解・ストレスマネジメント等
  - スーパーバイザーによる支援者向け勉強会  
支援者が今抱えている課題を解消して支援を展開させる為、また、同一世帯に関わる複数の支援者が共通認識を持つ為に随時勉強会を実施している。
- 3) 住民の権利擁護支援活動への支援  
R1~2年度に「権利擁護支援者養成講座」を開催(R1は高知市社協の協力を得て実施)
- 4) スーパービジョン  
スーパーバイザー:上田 晴男 氏(日本福祉大学権利擁護研究センター)  
実施頻度:月1回程度  
【個別SV】延べ件数…H29:35件 / H30:28年 / R1:16件 / R2(9月末):7件  
内 容…ケースの見立てや支援に関する助言
- 5) 福祉と司法の専門相談  
相談員:司法書士1名・弁護士2名(弁護士会とは協定を締結している)  
実施頻度:月1回程度+相談があれば随時開催  
延べ件数…H29:10件 / H30:14件 / R1:18件 / R2(9月末):11件  
内 容…法的な見解も含めた支援方針の検討  
これまでの相談
  - ・財産管理(日常生活自立支援事業や成年後見制度の必要性など)
  - ・債務整理                      ・遺言・相続                      ・行政の虐待対応
  - ・障がい者のトラブル(ご近所・金銭・雇用)
- 6) 関係機関との連携
  - ① 個別ケースのSVや専門相談へのつなぎ
    - 自立支援協議会 相談支援部会 精神病院長期入院者の地域移行
  - 虐待コア会議へのオブザーバー参加
- ② 事業に関すること  
権利擁護関連事業事務局会  
メンバー:健康福祉課係長・障害者権利擁護担当・包括支援センター権利擁護担当  
権利擁護支援センター担当  
目 的:虐待や成年後見制度等、町内の権利擁護支援に関する課題を集約し、取組みの検討へつなげる。  
実施状況:広報啓発、研修会の開催  
権利擁護支援ニーズや虐待防止に関する取り組み状況に関する調査  
成年後見制度利用促進事業要綱や虐待対応マニュアルの見直案の作成

### 2.相談機能に関する評価

- H29年4月~R2年9月相談実数:90件(高齢:47件 / 障害:34件 / その他:9件)
- 相談会を活用したケース:78件
    - スーパービジョンを活用したケース…37件
    - 専門相談を活用したケース…29件
    - 両方を活用したケース…12件
  - 相談主訴のその後の状況
    - 終結…38件
    - 終了…38件(逝去・転出・その他入院や入所により支援が終了したケース)
    - 継続…14件
  - 相談主訴に対する評価
    - 解決…28件
    - 改善…19件(支援展開が図れて当初の課題が改善された)
    - 進展…24件(改善には至らないが、支援が進んでいる) 停滞…19件 後退…0件

## 石川県津幡町の体制整備の取組

### 【小規模自治体の体制整備に向けた示唆】

- ◆権利擁護ニーズがある人を支援する「必要性」の中から取組みをつくっていくという、これまでのネットワークの蓄積を生かしながら、「必要なものはつくる」
- ◆当事者だけでは、自らの取組の蓄積を過少評価してしまう懸念があり、都道府県等には、相対的な助言を行っていく役割が期待される（津幡町の場合は、家裁が担う）。
- ◆支援方針については、適宜専門職からのスーパーバイズが受けられる環境整備
- ◆全世代型直営包括が中核となることで、地域共生社会の構築と一体的に進められる

### 【地域概況】

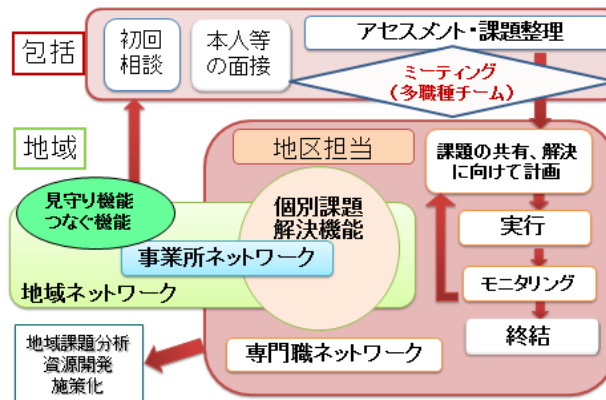
人口 37,603人 面積 110.59 km<sup>2</sup> 高齢化率 23.7%  
 地域包括支援センター 1か所 日常生活自立支援事業利用者数 12人  
 障害者相談支援事業所 2か所 療育手帳所持者数 270人  
 精神障害者保健福祉手帳取得者数 224人

## 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備について。

### (1) 権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について、

- ・津幡町地域包括支援センターは、高齢者、障害者の総合相談窓口となっており、職員は地区担当制をとっている。
- ・相談の受付、面談、アセスメントを行い、主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士、精神保健福祉士、作業療法士等の医療、福祉職の多職種で、いろいろな視点から課題を整理し、解決に向けての方針を立てる。
- ・具体的には毎朝のミーティングでの情報共有、必要に応じてケース担当と権利擁護事業担当による見極めや支援方針の検討など。必要に応じて、関係機関との個別ケア会議を行うこともある。

### 総合相談の流れ





## (2) 成年後見制度利用促進法や国基本計画の成立等と、これまでの貴自治体の取組や体制整備との関係性

### (国基本計画以前の市の取組)

- ・津幡町では、2013年から地域包括支援センターのネットワーク構築の一環として権利擁護ネットワークを立ち上げ、多職種からなる個別事例の相談や検討を行っていた。その中で、地域の弁護士や司法書士、行政書士との顔の見えるネットワークが形成されてきた。
- ・開催頻度は3か月に1回程度。当初は後見人等による検討会だったが、そのうちケアマネ、障害の相談員等も含めた、日自や成年後見制度の勉強会となった。
- ・権利擁護ネットワーク連絡会を立ち上げたきっかけは、町長申し立てで選任された後見人からの「後見人同志が情報交換する場があったらいいのに。」という声がきっかけだった。その時からの専門職のつながりが今日まで生きている。

### (国基本計画以降の取組)

- ・当初、国から中核機関立ち上げと言われたが、積み重ねはありつつも手探りの状況だった。
- ・石川県全体として中核機関の整備が遅れていることもあり、2年ほど前から、金沢家裁が県内各地をまわってくれた。町の状況を包括と社協で説明したところ、「仕組みとしては、今やっていることが中核機関の機能だ」と言われた。
- ・その時点では、県内に中核機関を立ち上げた自治体がなく、何を整えたら中核機関と言えるのかがわからなかった。そこで、権利擁護ネットワークの蓄積を生かしていく、という方針のもと、権利擁護ネットワーク連絡会の予算付け、連絡会を整えることで整備とすることにした。
- ・こうした流れから、地域包括ケア推進協議会のもとに権利擁護部会を設置し、基本計画にいう「協議会」に位置づけることで、地域包括ケアを一体となった権利擁護支援体制を構築することとした。
- ・人材と予算を確保したことで、中核機関として専門的助言を得るという仕組みをきちんと体制として整備することができた。

## 2 成年後見制度利用促進における多機関連携について

### (1) 多機関と連携しながら支援にするにあたって、中核機関があることによる効果

- ・地域包括支援センターとしてケースの担当をしている中で、他機関と支援の方向性がうまく共有できない部分があったが、その人の権利擁護について第3者的な立場から助言をいただくことで、ケースの整理と合意形成ができ、支援の方向性を統一させることができた。特に、包括だけでは悩んでしまうケース※などに対して有効。
- ・専門的助言を得られるようになったことで、積極的にケースの検討の依頼が増えている。
  - ・※例  
在宅で生活継続をしていく上で、本人の強みをどこまで引き出すか。例えば、軽度の障害、浪費家等で、成年後見制度が必要という意見もでた際に、本人の意思が揺らいでいたり、親族間や関係機関の意見の対立があるケース

## (2)多機関が連携しながら事例対応するうえでの工夫、期待する効果、課題

- ・各機関の価値観や立場、役割の違い等はあるが、支援の必要な人に何ができるかを一緒に検討し、チームとしての支援ができることが期待できる。

## 3 自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体((例:国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など)から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいか

### (1) ありがたかったサポート

- ・家庭裁判所からの説明や情報提供により、中核機関を立ち上げてから機能を追加していくことも可能であることが理解できたことが、立ち上げの後押しとなった。
- ・全国の他市町の取組等を参考にすることができた。
- ・専門職団体の方々もとても協力的であるということが分かり、心強かった。
- ・ニュースレターや「体制整備の手引き」等も参考になった。

### (2) 国に期待したい支援、役割

- ・現在のところ、自治体をまたぐ市町村長申立のケースはありませんが、国としてあり方を示していただければ、ありがたい。

石川県津幡町の取組については、  
「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見制度体制整備の地域の取組ヒント集」(公益財団法人日本社会福祉士会 中核機関の先駆的取組調査研究委員会 令和元年度) 全世代型の地域包括ケア推進協議会を活かした取組 133頁～136頁も参考にしてください。

## 山口県宇部市の体制整備の取組

### 【取組みからの示唆】

- ◆成年後見センターは、高齢者、障害者の虐待を対応する部署(総合福祉センター)の一部門として設置
- ◆多機関連携による必要に応じた臨機応変の役割分担と協働

### 【地域概況】

- ・令和2年4月1日の宇部市の高齢化率は33.1%で、全国平均の28.9%を上回っている。高齢者人口のうち、75歳以上の後期高齢者の占める割合は、51.1%。認知症有病者は9,000人と推計している。今後の推移としては、総人口の減少割合に比べ、高齢者人口の減少が少ないため、高齢化率の増加が見込まれる。また、認知症有病者数は1万人を想定している。高齢者の増加と認知症有病者数の増加に伴い、要介護認定者数も増加が見込まれる
- ・療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者ともに増加傾向にある。療育手帳所持者の増加率は1~2%だが、精神障害者保健福祉手帳については、2~7%と年度によって開きがある。人口に占める所持者の割合は療育手帳が0.9%、精神障害者保健福祉手帳が0.8%である

## 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備について。

### (1)権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について、

#### (直営の成年後見センター)

- ・宇部市では令和2年4月に宇部市成年後見センター(中核機関)を直営で開設
- ・成年後見制度に関する相談を、主に窓口・電話・訪問で対応
- ・相談内容は制度説明や申立手続きによるものが多いが、市長申立の検討や経済的虐待の相談もある。
- ・センターではチラシ配布や出前講座等による周知・啓発も実施
- ・後見人選任前後の支援については要望に応じて柔軟に対応(現在のところは少数)
- ・相談内容によって市役所内の他課だけでなく、包括支援センターや医療機関などの関係機関と連携して成年後見制度以外の支援についても包括的に検討を行っている。
- ・職員体制 センター長：弁護士(非常勤)  
常勤職員2名(社会福祉士)

#### (高齢・障害の虐待防止を担う「福祉総合センター」内の設置)

- ・成年後見センターは、主に高齢と障害の虐待防止、対応を担っている「福祉総合センター」中に設置されている。
- ・福祉総合センターは、外部機関と連携することもある。介護保険等ともつながる。センターだけで行うことは難しいので、状況や課題に応じた支援を行っている。
- ・自分が在籍している地域福祉指導監査課は、高齢者と障害者の虐待防止センターを担っており、同時に市長申立て、報酬助成も担当している。直営と決定したのは昨年12月。それまでは社協が有力な候補として検討していたが、当面、直営でということになった。
- ・福祉総合センターができた当初から、市長申立て、報酬助成は地域福祉指導監査課が一体的にということになった。また、大前提として、福祉に関する相談窓口として、適切な連携先につながり総合相談の機能もあったので、中核機関を担うのであれば、虐待等、総合的な判断を行うために、福祉総合センターに設置ということになった。



- ・担当としても、虐待と成年後見の窓口が同じというのは非常にやりやすい。
- ・虐待防止センターもH29.4～高齢、障害に一本化した。包括が校区ごとに10箇所。元々直営でやっていたが、H29.4～直営が0になった。直営の廃止と同時に福祉総合センターが開設された。最後の直営包括職員が、祉総合センターに異動した（自分も）。
- ・引きこもりの支援も力をいれているので、そうした流れも汲んでいる。

#### (センターの活動)

- ・センター長は弁護士。月2回ほど来てもらい、個別相談にもものってもらったり、センターの運営や研修に関する相談にもものってもらっている。
- ・センター長は隣の市で事務所を構えている。山口県の弁護士会は東部、西部等の区分け。弁護士会に推薦依頼を出して、推薦いただいた。昨年度の中核機関の検討委員会から関わってもらった。法テラスの弁護士の取りまとめもしている。また、空き家対策、いじめ問題等でも市政に関わってくださっている方。
- ・受任者調整、後見人支援に関する定例的な検討の場はなく、その都度集まって検討している。
- ・ケースの招集は、入院中であれば病院が招集。家族がいれば包括にというのが多い。センターから、こういう方なので招集してほしいということもある。一番招集がスムーズにいく期間が招集をかけている。
- ・マンパワーとしては不十分なので、他の機関に収集してもらったり、マネジメント部分はセンター長に任せたりということをしている。だが、訪問しないと分からないことも多いので、訪問を大事にしている。

#### (相談の振り分け)

- ・地域には、包括をはじめとして相談窓口がたくさんあるが、一旦は各窓口で精査する仕組みがある。成年後見センターへは、包括からの相談が多いが、高齢福祉課、障害福祉課からも、権利擁護や成年後見制度に関する相談も寄せられる。
- ・包括で権利擁護ケースか否かを精査する場合、成年後見センターが伺ったり、本人宅に訪問したり、適切な方法と一緒に検討する。包括の会議に成年後見センターが入る場合、包括から呼ばれる場合もあるし、市長申立てであれば、こちらで（会議の主催を）請け負う場合もある。
- ・社協からは、日常生活自立支援事業では対応できないという流れや、病院やケアマネからの相談も多い。医療機関の場合、ケースによって直接やりとりすることもある。
- ・成年後見制度の申立てを行う場合でも、市長申立てであればセンターが中心になるし、本人や親族申立ての場合、包括が中心になったほうがいい場合もあるが、そうした場合は、包括の支援をする。

## 2 成年後見制度利用促進における多機関連携について

### (1) 多機関と連携しながら支援にするにあたって、中核機関があることによる効果

- ・ 個人情報を含めた情報の集約が容易で対応方針も立てやすく、関係機関の理解や協力も得やすかった。

### (2) 多機関が連携しながら事例対応するうえでの工夫、期待する効果、課題

- ・ 期待することは関係機関がそれぞれの役割をよく理解し、柔軟かつ迅速に対応してくれること。そのために平素から中核機関としての役割を明確にし、密に意見交換するなど連携体制の構築に努めること。

## 3 自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体(例:国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など)から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいか

### (1) 都道府県や都道府県社協による市町村支援について

- ・ H28～29年頃に、他市の職員で、県内でも利用促進を盛り上げていこうという方がいて、その人が県に働きかけてくれた。その方は異動になってしまったのだが、その後は、中核機関の立ち上げの検討会等に関する情報について県から情報提供や、担当者への橋渡し(下話)をしてもらったりした。
  - ・ 県の担当者は、どの会場にいつでも参加されていて、自治体の動きをととてもよく把握しているからこそその支援と思う、。
  - ・ 他市の検討委員会や勉強会に参加させていただいき、県や家庭裁判所から情報提供や、担当者との情報交換は非常に有意義だった。
- (具体的に)
- ・ 勉強会や研修会で他市の進捗状況(どこが直営で委託で等)がリアルタイムでわかったり、要綱の記載の仕方、こういうケースの場合はどうしたかという情報交換もした。
  - ・ 他市の状況について、上司への説明がしやすい。要綱、案内文、様式、会議のメンバー予算をどうとっているか、等、参考になった。

### (2) 検討委員会仮説についてのご意見

- 都道府県社協による法人後見。市町村社協等が事務補助を担うなど。
  - ・ 社会福祉協議会の事務処理能力は自治体ごとに大きく異なる印象があるため、県社協による法人後見への事務補助を市町の社会福祉協議会に対して一律に期待するのは難しいのではないかと考える。
  - ・ 5、10年後は分からないが、すぐには難しいという、個人的な印象。社協に求められる業務も多く、人員としての印象もある。

### ○市町村だけでは担えない困難事例や苦情対応を都道府県が担う。

- ・ 困難事例や苦情対応を県が担っていただけるのであれば大変ありがたいが、緊急事例の対応における迅速性に疑問がある。また、県の担当課に対して事例（高齢者や障害者虐待）に関する対応の相談を行った場合、常に市町の判断を前提にされる。そうした現状において、対応の変革について先方の理解を得るのは難しいのではないかと。
- ・ 虐待と成年後見は一体的に考えもらったほうがよい。経済的虐待という点で密接につながるので、同じ担当者で携わるのが望ましいと考えている。
- ・ 県に引っ張ってもらえるとありがたいのは施設虐待。指導の仕方や施設へのペナルティ等。虐待認定後は県の監査にも一緒に入れるが、認定までのところで一緒に入ってもらえればと思う。施設虐待の場合、被虐待者が宇部市だけではなくたり、許認可権限は一般市にはないので、県にリーダーシップをとってもらいたい。

### ○社会福祉法人による法人後見等、担い手を広げる取組。

- ・ 社会福祉法人による法人後見や市民後見人の育成については、現在のところ具体的な取り組みはなされていないが、長期的な視点に立つといずれは必要となると思われる。

(個人的に)

- ・ 自分が携わっている事案は市長申立てで、生活困窮や身上保護が必要なケースが多いので、社会福祉士が担う、という先入観があるかもしれない。
- ・ 生活困窮や経済的困窮等、特に市長申立てケースについては、法律的支援より、福祉的な支援の方が必要とも言え、社会福祉士の不足によっては、検討が必要。

### (3) 国に期待したい支援、役割

- ・ 自治体をまたぐ市町村申立てや報酬助成の考え方について指針を示してもらえれば、混乱を防ぐ一助となる。
- ・ また、当センターには生活困窮者からの成年後見制度の相談が多く、生活保護受給者に対しても利用を勧めることがあるので、生活保護の扶助費に成年後見人加算を創設し、自治体の報酬助成の負担を減らしてもらいたい。

## 山形県山形市の体制整備の取組

### 【取組みからの示唆】

- ◆後見センター、行政権利擁護関係課による市内 14 地域の包括支援センター権利擁護部会へのアウトリーチ～地域の感度を高める、認識共有を図る、課題の早期発見
- ◆社協各種相談窓口の横ぐし+行政包括化推進員等による横断的な多問題検討

### 【地域概況】

- ・ 人口 246, 201 人      65 歳以上人口 70, 792 人      高齢化率 28. 8%      ・ 世帯数 101, 708 世帯
- ・ 民生委員児童委員数 492 人（主任児童委員 60 人含む）
- ・ 相談支援関連機関等
  - 基幹型地域包括支援センター 1 か所（市社協受託） 地域包括支援センター 13 か所（市社協2）
  - 障がい者相談支援センター 6 か所（市社協1） 成年後見センター 1 か所（市社協）
  - 生活困窮者自立相談支援 1 か所（市社協）
- ・ 地区 30 地区（全地区に地区社協あり）
- ・ 町内会数 549 町内

## 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備について。

### (1) 権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について、

#### (相談の振り分けの全体像)

- ・ 山形市内には14の地域包括支援センターがあり、総合相談窓口として各地区で根づいてきている。民生委員とも連携を取りながら、地域の権利擁護が必要な方の洗い出しはある程度しっかりできているのではないかと認識している。
- ・ 地域包括支援センターでまず初動の対応を取り、そこで対応が難しい、複雑な案件の場合に、社協のそれぞれの相談窓口にご相談をつないでもらう。
- ・ 後見センターは、平成25年から稼働しており、包括と後見センターの連携もしっかりとれていると認識している。都度都度、相談があれば後見センターのほうで受けている。
- ・ 権利擁護の初期体制としては、後見センターでは日常生活自立支援事業の金銭管理のサービスも行っているため、金銭管理ができない等、御本人の全体像を見ながら、そこで解決できる方は解決。もし、そういうレベルでないとか、認知面の進行が著しいなどの場合は後見制度につなげるということで、山形市と連携をとりながら、市長申立て等の相談をしている。
- ・ 首長申立ての必要性が高いだろうという案件については、後見センターと行政の高齢・障害とで共有をして、ケース会議、受任調整会議と流れる。

#### (地域の出先としての「まるごと相談」)

- ・ 「まるごと相談」は3年前から開始した。まるごと相談に上がってくるケースは、今ある既存の制度や仕組みの中ではなかなか対応が難しい、複雑問題化しているケースが非常に多い。例えば、ひきこもりのお子さんと、そこに認知症の御両親がいて、そこで金銭搾取が行われていたり、などというところで、その中に権利擁護が絡んでいたりすると、成年後見センターと密に連携を取りながら役割分担をして、いくことになる。最近非常に増えてきている印象を受けている。

#### (包括「権利擁護部会」等へのセンター、行政関係職のアウトリーチ)

- ・ 地域包括支援センターでは、月に一度、権利擁護部会という権利擁護に関する部会を包括支援センター主催で実施している。この部会に後見センターと、市の権利擁護に関する部署にも出

席してしてもらい、情報の共有や、勉強会の開催を行っている。

- ・今年度は、虐待対応に関するマニュアルの整理、任意後見関係の公証役場の方に来ていただいた勉強会など。担当の職員の知見を深めるという部分と、連携という部分で、例えば、その会議の中で事例討も行う。こういった場合、行政とか後見センターとどのように連携を取ればよかったかとか。事後的な振り返りにはなる部分もあるが、そういった整理をすることで、そういうときに包括から後見センターに相談できたんだとか、という確認も、できている。支援体制の構築とか連携という部分で非常にいい関係性を築けていると認識。
- ・他にも、包括では、例えば、地域福祉関係者とか、福祉施設とか、事業所等が情報共有したり、課題解決を話し合うようなネットワーク連絡会も行われているが、後見センターがこちらの会議に出席できるかどうかは、各包括の考え方による。現時点では、出席していないネットワーク連絡会のほうが多い。
- ・ネットワーク連絡会などに参加すると、専門職であっても、まだまだセンターの役割等について周知が十分でない印象を持った。例えば、センターは多様な機能を有していて、後見人支援などもそのうちの1つに含まれることなどについては、知られていない。地域の役員や一般住人の方には、制度そのもの、センターのそのものの周知がまだまだという印象を持った。

### **(山形市成年後見センター)**

- ・成年後見に関する相談窓口として山形市成年後見センターを平成 25 年に設置。ケアマネージャーや包括支援センター、一般の方等からの相談を受け付け、制度利用に関する整理を行っている。市長申立の必要がある案件に関しては市（高齢・障がい）にも共有。後見センターと市によるケース会議を経た後、受任者調整会議（ケース方針調整会議）を開催。後見人選任後は後見支援チーム会議※を開催し、関係者で対象者の課題、今後の方針等を検討・共有している。

#### ※後見支援チーム会議

月 2 回の行政とセンターによる「ケース会議」で振り分けを行った後で、月 1 回の専門職と社協との受任調整の「ケース方針調整会議」を開催。2018 年度より市長申立案件について「後見支援チーム会議」を開催している。

### **(多問題ケースの場合のセンターと、多機関協働、包括の役割分担)**

- ・多問題ケースにおける各機関の役割分担は明確に決まっているわけではないが、例えば、包括から多問題ケースが上がってきた場合に、多機関が協働する必要があるし、後見センターだけではできないと思ったら、包括化推進員に声をかけて、例えば、包括化推進員のほうで関係機関の会議にしてくれないか、という形に持っていくイメージ。

## **(2)成年後見制度利用促進法や国基本計画の成立等と、これまでの貴自治体の取組や体制整備との関係性**

### **(国基本計画以前の市の取組)**

- ・山形市社協では 2006 年に法人後見事業を開始、社協が成年後見利用に関する多くの相談を受けるなかで、相談受付から利用に至るまでの一貫した仕組みがないことや、受任調整が課題として見えたことから、これを踏まえて行政に提言。2011 年に 市からの受託で成年後見センターが開設された。



### 参考 センター設立までの経緯

- 2004年度～ 社協として法人後見事業立ち上げの検討開始。先進地視察、研修実施。
- 2005年度 山形市社協内部での検討会5回実施。要綱の整備。家庭裁判所との調整。
- 2006年7月 法人後見事業開始。(2018年度までの延べ受任数165件) Point 1
- 2010年度 法人後見受任から顕在化した課題解決のため受任団体との意見交換会実施。
- 2011年度 意見交換会を重ねながら、先進地域の成年後見センターを視察。  
山形市内の各機関の現状と今後の方針について報告をまとめる。
- 2012年度 「山形市成年後見制度利用者支援検討会」の設置。 Point 2  
(学識者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民事連、包括等12名)
- 2013年5月 山形市からの委託事業を受け「山形市成年後見センター」開設。
- 2016年度～ 「地域に権利擁護の担い手を育成するために」市民後見人の養成を開始
- 2018年8月 山形市成年後見センターを中核機関として位置づける。

### (国基本計画策定後の市の取組)

- 市町村計画の策定に伴い、地域連携ネットワークが構築され、成年後見制度に関係する方々との連携が一層図られることとなったが、特に、家庭裁判所との連携強化が図られ、申立手続き等がよりスムーズに進むこととなった。

#### (具体的に)

- 地域連携ネットワークの絡みの中で、山形市でも成年後見推進協議会を設置。そのメンバーにオブザーバーとして、家庭裁判所の方に入ってもらっている。その会議の中で現状や課題について共有させてもらっている。その他の方々が思う課題等についても、逆に、家裁さんには認識いただくことが出来て、ベクトルが同じほうに向いてきているなどという印象を受けている。
- 家裁には、受任者調整会議にも、オブザーバーとして参加してもらっている。受任調整の場で、こういうケースで、どこの団体をお願いしますよというところまで、家裁も見届けてくれているので、実際、スムーズに進められているという印象。

## 2 成年後見制度利用促進における多機関連携について

### (1) 多機関と連携しながら支援にするにあたって、中核機関があることによる効果

- 中核機関が、制度利用に向けた情報の整理、方向性の決定に寄与している。
- また、関係者との連携強化に関するパイプ役としても機能している。

### (2) 多機関が連携しながら事例対応するうえでの工夫、期待する効果、課題

#### (工夫や課題)

- 当事者にとって窓口が増えて煩雑にならないように注意する。
- 中心となる方(コーディネート役)がぼやけやすい。
- コーディネート役の方に丸投げにならないように注意する。

#### (効果や期待)

- 専門外の分野についても情報を得られるため、有意義な支援に繋がる。
- 多問題世帯の場合、支援されない方が生まれやすいよう対応できる。
- お互いの専門性を共有することで、次の支援にも繋がっていく。

### 3 自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体(例:国や都道府県、都道府県社協、専門職団体、他の市町村など)から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいか

#### (1) 都道府県や都道府県社協による市町村支援の新たな方法のご意見、ご提案

##### (基本的考え方として)

- ・自治体、社協ともに自治体間で格差がある。できるだけその状況を是正し、どこでも同じ支援が受けられるようにしていく必要がある。➡そのための支援が必要

##### (具体的には)

###### ▶県に対して

- ・成年後見制度利用に関する、制度の狭間の方に対する市町村間の調整を期待
- ・関連して、県内市町村でどのような要綱整理になっているのかのとりまとめ等

###### ▶県社協に対して

- ・日自の利用が権利擁護支援の初期段階として有効な手立てとなっているが、県社協からの業務委託費が増額されず、市社協としては十分な人員配置ができずに支援に苦慮している。十分な人員配置ができるよう事業の重要性を県社協から県に訴えることで、支援が手厚くなることが望ましいと考えている。

#### (2) 検討委員会仮説についてのご意見

- ・都道府県社協による法人後見。市町村社協等が事務補助を担うなど。  
➡体制上困難な可能性が高い。
- ・市町村だけでは担えない困難事例や苦情対応を都道府県が担う。  
➡具体的な案件が想定できない。
- ・社会福祉法人による法人後見等、担い手を広げる取組。  
➡将来的に役立つ。

#### (3) 国に期待したい支援、役割

- ・制度利用の狭間の方のガイドライン等  
例 現住所と住民票の住所が異なる場合、首長申立てをはじめとして、どちらの自治体があるかを埋めていくとかというところが曖昧になっていて、自治体間の調整が困難
- ・報酬助成に関する支払いの基準等の策定

山形県山形市の取組については、  
「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見制度体制整備の地域の取組ヒント集」(公益財団法人日本社会福祉士会 中核機関の先駆的取組調査研究委員会 令和元年度) 専門職を活用した事業検討と後見人支援 47 頁～50 頁も参考にしてください。

## 神奈川県藤沢市における体制整備の取組

### 取組からの示唆 ～

- ◆13 の行政地区に配置されたケースワーカーや、「地域の縁側」等を通じて、「気になる人」を早めにキャッチする仕組みが生かされている。
- ◆後見人は、あくまでも本人を支援するチームの一員である。後見人を孤立させない支援の仕組みが重要
- ◆県には、自治体間同士の情報共有を、国には、自治体によって解釈や運用に差がある点についてのガイドを期待。

### 1 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備の取組

#### (1)権利擁護支援から成年後見制度利用促進の体制について、

##### ○相談等に関する地域の資源

- ・藤沢市では13の行政地区があり、ケースワーカーが13地区に配置されている。地域包括支援センターは18ヶ所。
- ・それとは別に「地域の縁側」が、参加の場所、居場所として26ヶ所設置されている。「地域の縁側」は、あくまで居場所という位置づけが強く、成年後見制度に関する相談をできる場所にはなっていないが、スタッフが「気になる人」と感じた場合には、地区担当のケースワーカーに連絡して、ケースワーカーが適切な機関につなげる流れになっている。

=早めにキャッチする機能。

○市民センターや地域包括支援センターでも成年後見に関する相談を受けているが、中核機関では、そこでは対応が困難な相談を振り分けてもらって対応している。

○中核機関では専門家による相談を実施しており、市民センターや地域包括支援センター等を介した相談が入ってくる。専門家による相談の後、専門家からの助言だけでは解決されにくいものについては、中核機関職員が継続的な相談に入ることがある。

- ・市では、平成23年度まで、市役所内で、行政書士会と司法書士会による専門相談を行っていたという背景があり、専門家相談には、三士会に加え、行政書士、税理士にも入ってもらっている。(平成24年9月から市社協で受託)

○軽度の認知症や障害のあるご本人、本人の力が不明瞭な方からの相談を受けることもあるが、中核機関の職員は日常生活自立支援事業の専門員(相談員)を兼ねていることから、成年後見制度と日常生活自立支援事業に振り分けていくことが容易となっている。とくに日常生活自立支援事業の相談では、職員による相談後、局内会議を経て外部審査委員による審査を受けるが、この流れの中で成年後見制度の方が適当かどうか判断されている。

- ・日常生活自立支援事業の相談の進め方：審査会の前段階で検討の場を設けている。また、審査会では外部の専門家(医療、弁護士等)から助言をうけるので、そこで調整が可能になっている。

○チーム支援については、まだモデルケースとして行っている状況であるため報告できる段階にはないが、日常生活自立支援事業は利用者のお金を管理する業務であり、浪費家の利用者も多い。管理側と浪費利用者だけでは関係維持が苦しくなるため、関係機関と連携することを基



本としている。中核職員はこの関係機関連携の重要性をよく理解した上で、成年後見制度の相談業務にあたっている。

#### ○多機関連携と中核機関

- ・相談はいろいろなルートで入る。多機関連携をしていると、すぐにあんしんセンターにつながらなくても、いろいろな機関につながっていく。さらにそこで別の機関が必要になると、適切な機関に流れていくイメージ。金銭管理の問題があるといっても、すぐに後見ということにならない場合もある。
- ・チームのかたちはいろいろ。支援者の支援チームという考え方がふさわしいかなと思う。そのチームの一人として後見人も入る。そうすることで、その人に適切な支援ができる。

#### (2)成年後見制度利用促進法や国基本計画の成立等と、これまでの貴自治体の取組や体制整備との関係性

- ・藤沢市社会福祉協議会では、2012年（平成24年）度より、成年後見相談や関係機関との協議会、専門家による相談、パンフレットの作成等を開始し、その後法人後見、市民後見受任とステップを踏んできた経過がある。中核受託機関は、このような成年後見機能と経験値を十分に持った中で受託している。
- ・当初、中核機関整備に関する情報が出された際には、これまでの当市の取組みを一から再構築する必要があるのかと思ったが、「今あるものを生かしていく」という整理ができて安心した。
- ・中核機関として求められている一般的な機能については、これまでの社協の取組でほぼ整っていたことから、逆に不足しているものを探すために、検討会で評価を行った結果、より困難事例に特化した取り組みを行っていくことが目標として掲げられた。
- ・このことは、受託機関が、単に成年後見センターから中核機関への看板を付け替えただけではないという明示として効果があったと感じている。
- ・利用促進計画については、市地域福祉計画により整理されるとの解釈がなされた際に、早い段階で藤沢市社会福祉協議会への委託事業とすることが公表された。

## 2 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、他の機関や団体から、どのような支援が受けられると取組が進めやすいか

(1) これまでの支援として効果的だったこと、あるいはこういう支援だったらよかった、今後、こんな支援を期待したい 等

### 【効果的だった】(市社協)

#### \* 県からの支援

中核機関としての重要な経験値を得るために次のステップが必要だった。この中で県・県社協からは随時協力を得ており、たいへん感謝している。

①成年後見相談（後見一般知識が必要）

⇒成年後見相談を行っている他所との情報共有の場を連絡会として設置。

②法人後見（後見人としての知識が必要）

⇒同上の他、家庭裁判所に事前説明に行く際に同行。

③市民後見人養成（指導管理的な立場からの考え方が必要）

⇒同上の他、協働養成とフォローも協働で行った。

この他、県社協も相談機関の看板を持っていることでレアな相談についても蓄積をしてくれており、中核機関でわからない相談があった際に質問することができている。※最近では未成年後見人の相談。（市社協より）

### 【期待したい】(市より)

- ・勉強会の開催…中核機関の取組について、他市町村と気軽に情報交換できる機会があるとよい。その中である程度の“モデル”が共有できれば、次に同様のケースに対応する際の参考になり、担当者（支援者）の負担軽減につながる。
- ・担い手開発に向けた働きかけ…専門職団体の現状について、情報交換・共有できる機会があると、申立候補者選定の際の参考になる。

### \* 全体的に期待すること

- ・専門職に対するメールなどの媒体により気軽に助言を得られるような体制づくり。
- 国や県に補助金を含めた相談の窓口の開設等
- ・国・県よる他市町村との情報共有の機会をもつ取組や、モデル事例の紹介
- ・専門職派遣、報酬助成に対する十分な補助

(2) 権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備にあたって、都道府県や都道府県社協による市町村支援の新たな方法として、本検討委員会で考える下記仮説についての意見。

#### 仮説

- ・都道府県社協による法人後見。市町村社協等が事務補助を担うなど。 … ①
- ・市町村だけでは担えない困難事例や苦情対応を都道府県が担う。 … ②
- ・社会福祉法人による法人後見等、担い手を拡げる取組。 … ③

#### ①について

- ・県社協がかかわることで、支援に対するスピード感が鈍る可能性がある。各市町村の取組の紹介や情報交換・共有の場の設定などの後方支援を期待したい。（市）
- ・法人後見を県：移動時間。金融機関によって払出職員が限定される等制約を受ける。キャッシュカードを利用するかどうかとその管理監督方法が課題。（市社協）

#### ②について

- ・ 困難事例に対しては、弁護士を代表とした専門職に対する電話やオンラインにより迅速に相談できる仕組や体制づくりを期待する（市町村では専門職派遣に伴う費用捻出が難しいため）。（市）
- ・ 年2回くらい、家裁や弁護士会も入った連絡会は開催されているが、そのような場で、実際の事例の相談をするのは難しいので、もっとフランクに相談できるような場があるといい。可能であれば、近隣の似たような人口規模のところと情報交換をして参考にしたい。（市）
- ・ 地元関係機関と長期継続的に一緒に支援すること。（市社協）

### ③について

- ・ 担い手を広げるうえでは、法人内で実際に業務に携わる担当にまでコンセンサスが得られていることが重要。また、既存の専門職が安心して従事できるようなフォロー体制（報酬の面や困難事例への連携した対応）を作ることが大切ではないか。（市）
  - \* 後見人が就くと、それまで支援してきた支援者が、なんでも後見人任せになり、後見人が孤立することがないように、チーム支援の輪の中に、後見人が入るようなイメージ
- ・ 通常業務との利益相反への配慮。倫理感に関する継続的学習機会の確保。（市社協）

## (3) 国に期待したい支援、役割

### 例

- ・ 自治体をまたぐ場合（都道府県をまたぐ場合を含む）の市町村長申立てのあり方について … ①
- ・ 報酬助成の要綱見本等、基本的な考え方について … ②

- ① 首長申立の実施責任について、自治体間での話し合いによる決定は困難（押し付け合いになる）。県や県社協に確認しても、最終的には自治体間で決めるように言われるだけで、何の解決策も示していただけないが続いている。事例を積み重ね、ルール等を整備し、それでも判断に困るような事案に対して、県が相談に対応し、ある程度の方向性を示すようにしてほしい。
- ② 報酬助成の考え方についても自治体間の格差が出ているので、国がある程度のガイドライン等を示してほしい。助成制度が整備されていない自治体にとっては、ガイドラインに沿って制度を組み立て、財政当局との予算組についての協議の材料になる。

### 参考

神奈川県藤沢市の取組については

「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見制度体制整備の地域の取組ヒント集」（公益財団法人日本社会福祉社会 中核機関の先駆的取組調査研究委員会 令和元年度）意思決定支援を重視したチーム支援と市民後見人養成 [99頁～102頁も参考にしてください。](#)

## 4 都道府県の立場から

### 大阪府における市町村支援の取組

#### 取組からの示唆 ～市町村との意見交換の場や研鑽機会の継続的な実施、担い手開発

- ◆多様な対象、形態での市町村との意見交換の機会づくり
- ◆基礎自治体の「知っておいてほしい人向け継続的な研修」の実施
  - ・広域での設置を視野に、未整備の市町の係長、課長クラスへの利用促進セミナー開催
  - ・基礎自治体の相談の基盤づくり研修を毎年実施。
- ◆担い手の拡大に向けた社会福祉法人による法人後見の取組支援

### 1 市町村の権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備を後押しする市町村支援の取組や体制整備の概要 ～担い手拡大の取組を中心に～

#### (1) 市民後見人の養成

##### 【大阪府における市民後見人養成の経過】

- ・H21年度～専門職等と共に市民後見人の養成を中心に成年後見制度について検討開始。
- ・H23年度～26年度 国のモデル事業を活用し市民後見人の養成を実施。  
学識、専門職(3士会)府社協、府(地域福祉課)、市職員による「大阪成年後見制度検討会」を設置。
- ・H29年度「大阪府市民後見人あり方検討会」※において、市民後見人の有償化、複数後見等について検討。(会議では承認されず、現在でもこれらは変更していない)

※府担当課長の諮問会議の位置づけ。学識、専門職(弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士)、市町職員、大阪家庭裁判所、府社協が参加。

#### (取組経過)

- ・市民後見人の養成については、国のモデル事業開始前から大阪府が取組を開始していたが、国のモデル事業開始に伴い、大阪府としても着手。手を挙げた自治体に補助を開始した。当初より岸和田市などが参加した。
- ・H29年度に立ち上げた「大阪府市民後見人あり方検討会」(以下「あり方研」という)では、大阪府として、市民後見人の在り方を変えていきたいと考え、有償化や、市民後見人と専門職後見人の複数後見の実施等について提案したが、学識者、専門職などから、地域福祉の担い手として現状のままで継続、との意見が多く、当初の位置づけを変えずに継続している。
- ・「あり方研」は、平成29年度当初の検討会は、大阪市立大学の岩間先生(故人)が委員長。その後、同志社大学の永田祐先生に引き継がれた。

##### ※大阪府における市民後見人の位置づけ

- ・大阪府では、市民後見人は地域福祉の担い手として、無償の活動を前提としている。また、原則として単独受任を前提としている。

### (大阪府として市民後見人のあり方を変更しようと考えた背景、課題認識)

- ・半数程度の自治体が、市民後見人の養成に参画していない状況が続いていることから、市町村の意見を募ったところ、「市民後見人の負担が大きい」、「無償では難しい」等の意見が出された。今後予測される担い手不足への対応策の一環として、より多くの市町村の参画を図るため、府としてはより現実を踏まえた提言を行った。
- ・未実施の市町村に対しては、市民後見人は社会貢献で活動してくれるメリットがあると伝えたが、その後実際には動いた自治体はなかったため、まだまだ工夫が必要。一方で、PRの仕方も変えていく必要がある、と考えている。
- ・養成を行っていない自治体は、自治体規模には関係なく、利用促進に関する自治体施策の優先順位が低いのではないかと推測。
- ・以下は個人的な見解として。大阪式の市民後見人のあり方は、責任が市民後見人に集中しすぎていて、負担が大きいのではないかと懸念。市民後見人にできることは限りがあるので、例えば、日常的な見守りは市民後見人、法的な対応等については専門職というように、複数後見の活用が図れないかと考えている。

### (2) 市町社会福祉協議会における法人後見の実施（県社協、市町村社協）

- ・府下で法人後見を実施している社協は10市町社協。市町社協はいずれも人手不足で、法人後見ができる体制をとれない現状にあるが、法人後見を実施している社協では、どこも人材を確保しながら実施している。
- ・各地の担い手の状況を見ると、専門職の配置には地域によって偏りがあり、必ずしもどの地域にも満遍なく担い手がいる状況にはない。
- ・府社協には、総合推進事業を委託しているが、これは、法人後見の事例紹介や、やりたいと手を挙げた市社協に対する支援等を行っているもの。
- ・市民後見人の養成、社協の法人後見について、いずれも未実施の自治体の現状を市に聴いてみると、「なんとかなっている」という。良し悪しは別として、知り合いの司法書士、行政書士に依頼し受けてもらっているという。虐待等緊急性があるものも同じ。本当に必要としている人がいたとしても、ケアマネがなんとか対応しているという状態で、市町村がまわしている状況。

### (3) 法人後見の受け皿拡大としての社会福祉法人による法人後見の取組検討

#### ■社会福祉法人による法人後見を検討中。

- ・令和3年度より、地域における公益的な取組の一環として、社会福祉法人に、法人後見活動への参加を呼びかけ。現在、下記のような実施体制を構築中である。
  - ・研修カリキュラムの作成
  - ・受任調整体制
  - ・後方支援(専門職相談、フォローアップ研修、意見交換会等)



### 【背景と経過】

- ・市町社協の法人後見の取組が前記の現状の中、府としては、後見制度の担い手不足、特に法人後見の不足を課題と感じていた。そうした中で、社会福祉法人は地域に必ずあること、また、法人後見の実施は、社会福祉法人にとっても地域における公益的な活動の一環とできるのではないかと考えた。
  - ・府社協に諮ったところ、受け入れられた。府社協のなかの、経営者、児童、障害等いろいろな団体に説明に伺ったが、特に、障害部門は熱心に聞いてくれた。
  - ・専門職団体は、対象を明確にすることで、特に反対意見はでなかった。社会福祉法人の利用者像は報酬の出ない方とすることで、整理ができた。
  - ・法人への説明では、法人が受けるキャパについて質問あったが、府としては、法人が受けられる数（法人の判断）と考えている。そのため、登録の際に申請してもらうようにしている。法人への説明の仕方は非常に難しかった。地域貢献というだけでは、法人は受け入れてくれないのではないかと。実施によるメリットとしては、HPで取組を公表することがでプラスイメージを獲得できるということしかいえない。
  - ・関心や必要性を感じてくれている法人は少数だが府内にもある。半数以上は障害系。仮に利用者が地域移行しても何らかの支援が必要な人はいて、法人も気にしている。法人の方が現場で見ている、できるならやりたいという声は多い。

### 【実施フレーム】

- ・市民後見人のケースとの重複については、整理が必要と考えている。
- ・受任調整の体制を、市町村も交えた仕組みにしていこうと考えている。先日、市町に対する説明会を行ったところ、いくつかの自治体からは反応があった。市町にいかにか主体的に取組んでもらう仕組みとしていけるかが、今後の課題と感じている。どこまで府がやるのかについての整理も必要。そのうえで、年度末までにもう一度説明をして、来年度からスタート予定。
  - ※コロナの影響で、その後説明会等はストップしている。
- ・指定都市、中核市については、所管は別になるが、まずは府がやるということで理解してもらおう。大阪市と堺市には説明したらすんなり受け入れられた。基本的には、体制を整えられていない市町へのフォローを考えている。
- ・大阪家裁からは、府社協が利益相反の判断をすることで、監督人をつけなくてもいいという理解を得ている。
- ・国基本計画でも、専門職の有無にかかわらず、特に障害の人には、社福法人での法人後見をつけるということは書かれている。

## 2 上記以外の具体的な取組、仕組みについて

### （1）「大阪府成年後見制度利用促進研究会」～連携強化、ネットワークの観点から

- ・研究会は、府内市町村における中核機関の設置等のモデルの検討や利用促進にかかる課題解決について意見交換等をするを目的として設置した。平成31年度から、前述の「市民後見人のあり方検討会」を「大阪府成年後見制度利用促進検討会」とした。
- ・研究会としての位置づけ：今後、府が取り組もうとしている事業に関する意見をもらう位置づけと考えた。したがって、審議会ではなく、意見聴収の場として要綱により設置。令和2年度は1回しか開催できていないが、専門職（団体）とは月1回ペースで話し合いを持っている。

- ・市町からは、東大阪市、八尾市が参加している。選定の理由としては、基礎体力がある、市民後見人の養成も進めていることなど。東大阪市からは市民後見人の養成を行っている事業団も参加してもらい、その体制構築、バランスのととり方を学んでいる。八尾市は市町村社協との関係が良好で、その関係構築を学ぶため。
- ・会議の進め方としては、事務局である程度役割を考えておいて、研究会の事前に、個別の根回しをしている。

## (2) 府内基礎自治体各相談機関等の能力向上に向けた取組

### ○現場相談職への研修

- ・相談が非常に重要だと思う。相談に来られた方のニーズをどう把握するかは、定期的に異動する職員を対象に、繰り返して行う必要がある。ポイントはニーズをどうキャッチするか、どうつなげるか。そうした内容の研修を、昨年度から専門職協力のもと実施。こんなケースがきたらどうするか。
- ・首長申立の研修を大阪府社会福祉協議会へ委託している。制度概要、申立の必要性や必要書類、窓口での対応ポイント（聞き取る内容、後見の必要性の考え方）などを3コマ講義とグループワークにより継続して実施している。（開始年度は不明）
- ・アンケートを見ると、制度理解は進んだが、書類が多く煩雑との意見もある。実際の申立て件数が増えているわけではない。
- ・残念なのは、市長申し立ての研修を毎年度やっているが、件数が増えない。市長申し立ての自治体は固定している。
- ・市町村の現状としては、市長申立ては報酬助成と関わってくるので財政的な問題がある。一方で、検察官申立ては市町村の反発が大きすぎる。市町村からの要望にも、報酬助成のことは毎回あげられている。ずっと利用し続けることには抵抗がある。利用促進の体制整備ができたときにはさらに負担が増すのではないかと懸念している。
- ・その一方で、慣れた方は特段難しいものではないとの意識で、担当の経験によるところが大きいと感じる。経験の大切さという点からも、次年度は、親族調査の方法を盛り込みたいと考えていて、専門職団体と調整中。

### ○係長、課長級クラスの職員向け研修

- ・市町村では現場で起きていることを必ず上にあげているかという点、そうではないと思う。上の人間は、制度は知っているが、実態は知らないと思うので、府としては、管理職等に制度を知ってもらう必要があるという危機感をもって、昨年度から取組を開始した。
- ・声掛けをしたら、予想以上に課長職の参加が見られ、府が音頭をとることの大切さ、効果を改めて実感した。
- ・制度の運用への研修でも、課長、係長クラスへの参加を呼び掛けている。相談職、係長、課長と、知っておいてほしい人、内容を選別して呼び掛ける必要がある。
- ・関係者への、市町村申し立ての理解を進める必要がある。それは、市町村行政の役割。
- ・ケアマネや病院への研修を更新研修に組み込めるとよいのではないかと。ケアマネへの研修は非常に重要と考えている。

### 3 今後、市町村支援という観点での、貴自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の取組、体制整備の強化についてのお考え

- 市町村に対して意見交換や勉強会といった場の提供を続けることが大切だと感じている。  
その際、対象を、幹部や担当者といった対象別に設定したり、内容によって全市町村対象、あるいはブロック別とするかについて検討していくことが重要ではないか。定期的にそのような場で直接的に話を聞く方が、市町村にとっても周りの状況が図れるのでお互いに有効だと思う。
  - ・都道府県が向き合うべきは市町村と思っている。都道府県として自治体の本音を聞き取ることが重要。対面の場があると、意見も出てくる。そういう意味で、場が必要と感じた。今年度から始めた取り組み。それを毎年度繰り返し実施していく予定。
  - 府では今年度から、広域的な設置に向けた勉強会を2ブロックで始めており、それぞれのブロックから意見交換を継続したいと希望があることから、来年度も継続予定。
- 具体的に⇒
- ・設置が進んでいない自治体に対して、課長級も参加してもらい利用促進のセミナーを実施。その後、市としてできること/できないことを考えてもらい、広域設置のメリットを、中核機関を広域で立ち上げた事例を説明してもらった。次に、関心テーマでグループわけをして、具体的にいつまでに何をするというを進めた。

### 4 今後、市町村支援という観点で、貴自治体として国に期待したい支援、役割

- ・他県や市町村の取組状況の最新情報は発信いただきたい。



## 香川県における市町村支援の取組

### 取組からの示唆

- ◆市町村に対して意見交換や勉強会といった場の提供を続けるなかで、意思決定支援を進めるため、地域共生社会の実現に向けた権利擁護の取組であることをその都度確認していく重要性
- ◆県、県社協、専門職等が連携・役割分担して市町村への支援の展開  
～キーワードは「かがわ後見ネットワーク」「基礎中核」と「支える中核」「専門職の地域担当制」
- ◆受皿拡大は県下全域を対象とする法人後見と市民後見人養成の両輪で

## 1 市町村の権利擁護支援や成年後見制度利用促進の体制整備を後押しする市町村支援の取組や体制整備の概要

(前提) 関係機関それぞれの役割と香川県に求められる役割、関係機関それぞれの役割

- |       |   |
|-------|---|
| 市町    | ➤中核機関の設置主体として「基礎中核」を担う。(地域住民の相談窓口)                              |
| 市町社協  | ➤地域の社協として、日常生活自立支援事業、法人後見などを行う。                                 |
| 県社協   | ➤市町と連携して、「基礎中核」の一翼を担う。(市町からの業務受託等)                              |
| 専門職   | ➤その他関係機関と連携し、「支える中核」として中核機関を支援。かがわ後見ネットワークの事務局として、市町と専門職とを繋ぐ。   |
| 専門職   | ➤後見人として、成年後見関係事件を受任し、被後見人を支援。関係機関と連携し、「支える中核」として専門的立場から中核機関を支援。 |
| 家庭裁判所 | ➤成年後見関係事件を所管する機関。各事件の処理や手続きについて、専門職その他の関係機関と連携。                 |



では、香川県に求められる役割は？

「関係機関と連携を図りながら、全県的・広域的な視点で、市町・中核機関を支援する



県として、できること、できないことを整理した上で、「成年後見制度に関する情報の提供と共有」と位置付け

「県で得ることのできる成年後見制度や県内市町の動きに関する情報を、分かりやすくまとめ、適宜、市町その他の関係機関に提供して共有を図り、成年後見制度の利用促進に役立ててもらおうこと。」

### (1) 成年後見制度利用促進研修会の実施 (9月実施) ※県社協と共催で実施

1 目的	・成年後見制度利用促進法の理念を踏まえ、権利擁護支援の推進に向けた中核機関の機能や役割を学び、県全体で現状認識と問題意識の共有化を図り、今後の市町における中核機関の設置やその機能強化に向けた取組に繋げるため。
2 参加者	・各市町、各市町社協、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、高松家裁、県社協、県(高齢者、障害)
3 内容	・厚労省成年後見制度利用促進室・川端専門官を講師に招き、成年後見制度利用促進法と基本計画の概要、中核機関の役割等について説明を受けるとともに、中核機関設置済み市町から取組事例の実践報告をしてもらう予定。 ・これらの説明や実践報告を踏まえ、中核機関に求められる役割やその実現に向けた対策等について、参加者によるグループワークを行う。

## (2) 体制整備に向けた協議の進んでいない市町への個別訪問

- ・取組状況調査の結果、関係機関が集まる連絡会等で把握した各市町の体制整備状況から、協議が進んでいないと思われる市町について、個別に訪問し、現状を確認するとともに、今後の取組みについて協議を行った。昨年度に3町、今年度も3町、それぞれ訪問済み。なお、訪問に際しては、県社協にも同席をお願いし、情報共有している。
- ・個別に話を聞くことで、何が課題なのか、必要としているものは何かを把握することができ、それに対するアドバイスや情報提供を行った。

## (3) 行政（市町、地域包括支援センター）、市町社協、一般住民からの相談、問合せ等への対応（香川県社協が実施）

- ・行政、市町社協からは、成年後見に係る個別案件の相談があり、ケース会議に県社協担当者が参加したり、専門職による地域担当制を活用したりしている。（例えば、法人後見をしている中で判断に迷うことなど。）
- ・一般住民からは、成年後見制度の利用に関し、家庭裁判所から相談先として県社協を紹介されて聞いてくるケースが多く、成年後見制度を正しく理解してもらうための説明や個々の相談に応じている。中には、受付窓口である権利擁護・成年後見センターの職員では対応しきれない内容のものもあり、その件数は、増加傾向にある。このような場合は、専門職を派遣したり、専門職相談会を紹介したりして、直接、専門職に相談してもらうようにしている。

## (4) 各市町の権利擁護ネットワーク構築に向けた協議への参加、情報提供等（県社協が実施）

- ・市町からの体制整備に関する問合せに対応したり、市町と市町社協による協議の場に参加して、厚生労働省や家庭裁判所の資料、他市町の取組状況に関する情報等を提供し、その市町の体制整備の進め方について検討したりしている。必要な場合は、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の参加も調整している。
- ・県社協としては、市町と市町社協との協議を大切にしたいと考えており、全県一律の取組みではなく、各市町のこれまでの取組みや今後の進め方を十分検討した上で、市町で取り組むこと、圏域で取り組むこと、全県的に取り組むこと、を整理していきたいと考えている。
- ・中核機関を設置することが目的ではなく、設置した後の取組みについても継続的に関わっていくことが重要であると考えている。

## (5) かがわ後見ネットワーク 運営協議会の実施（県社協が実施）

- ・成年後見制度の利用を支援し、成年後見に関わる様々な機関等と連携を図って、香川県における権利擁護を推進するために、弁護士、司法書士、社会福祉士の専門職三士と県内社協で組織された任意団体・かがわ後見ネットワークの事務局を県社協が担っており、運営協議会を年5回程度開催している。

## (6) 権利擁護事業担当者会 の実施（年1～3回程度）（県社協が実施）

1 目的	・各地域における日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用など権利擁護に関する事業の実施状況を共有するとともに、事業を推進するための課題等について検討し、解決していくための一助とする。
2 参加者	・各市町社協の担当職員等
3 課題	①日常生活自立支援事業の利用者の中には、本人の状況から、成年後見制度の利用に切り替えた方がいいと思われる人もいるが、タイミングが掴めず、移行できていないこと、 ②成年後見制度の利用に当たり、親族等の協力をどのように得て、申立てに繋げたらいいのか、は、各市町共通の課題である。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・まだ、明確な対応方法が見いだせていないが、現時点では、日常生活自立支援事業の実施を検討する審査会に諮った上で、県社協として各市町へ文書で市町長申立を依頼したりするなどの対応をしている。</li> <li>・各市町社協とも、権利擁護に関する相談や日常生活自立支援事業、法人後見に係る件数が増加しており、それに対応していくための体制が十分整っていない状況にある。社協職員だけで全て取り組むのではなく、成年後見制度利用促進の体制整備を通じて、専門職をはじめとする多様な団体との連携を深めたり、市民後見人等地域で協力していただく方を増やしていくなどの取組みが必要であると考え</li> </ul>
--	--

## 2 上記以外の具体的な取組、仕組みについて

### (1) 都道府県単位での法人後見の実施

香川県では、県域を対象とした法人後見を2団体「NPO法人手をつなぐ香川後見センター」と「NPO法人後見ネットかがわ」が実施している。以下は、県社協に事務局を置く「NPO法人後見ネットかがわ」の活動である。

1 開始年度	法人設立年度 平成25年3月
2 経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県域で取り組める法人後見、法律と福祉の専門職がチームで取り組む法人後見、被後見人等が生活する地域の市町社会福祉協議会と連携した法人後見の必要性を感じ、弁護士、社会福祉士、県社協が中心になり法人を設立、その後、法人後見の受任を開始した。事務局は、県社協地域福祉課に置く。</li> </ul>
3 工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「NPO法人後見ネットかがわ」と県社協とで事務委託契約を結び、県社協地域福祉課職員がその業務にあっている。法人後見を受任する場合は、法律専門職（弁護士、司法書士）と福祉専門職等（社会福祉士、市町社協）と事務局（県社協）とがチームで動くことが多い。事案の状況に応じて組み合わせを変えたり、事務局だけで対応することもある。</li> <li>・在宅で生活している被後見人等への関わりの場合、できる限り地元の市町社協にも関わってもらいたいと考えており、法人後見の実務担当として、日常的な支援をお願いする事案もある。また、可能な場合は、市町社協へのケースの移管も行っている。家庭裁判所から特に法人後見の実施にあたり指摘を受けたことはない。</li> </ul>
4 課題等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人として、一定数の成年後見人等を受任し活動しているが、目の前の業務に追われ、市町社協とのつながりを活かした活動や後見業務から明らかになった課題等への対応等、法人として目指している活動には十分つながっていないと考える。</li> </ul>

### (2) 成年後見制度利用支援事業実施要綱の見直し

- ・県内17市町の実施要綱を集約するとともに、支給対象者、支給要件・内容等を比較できる一覧表を作成。→各市町、県社協、専門職団体、家庭裁判所と共有
- 助成対象を首長申立者に限定している5町に対し、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言を通知し、実施要綱の見直しを依頼し、要綱の見直しを進めた。
- ・報酬助成の手続きは、そう頻繁にあるものではなく、実施要綱そのものを見る機会が少ない、他の市町の実施要綱と見比べることもほとんどないため、自市町の制度に問題が生じていることに気付くことができない等の市町の事情を反映したもの。

### (3) 市町村の取組や体制整備を行ううえで重視していること、工夫、効果、課題等

- ・香川県では、基礎中核と支える中核を組み合わせ、互いに連携していくことで中核機関を整備することとしており、その組み合わせ方は、各市町それぞれの特性や地域状況に応じて自由に設定することとしている。そのため、相談を受けた時は、その市町の状況を確認した上で、それに見合った助言等をしている。
- ・個別の取組を進める中での課題として、①広域での取組が必要なことについて、今後どう協議を進めていくのか、②中核機関設置後の各市町の実践にどう関わっていくか。（県全体の支える中核とし

て、各市町の中核機関のサポート、チェック機能が求められていると考える。)

- ・市町や市町社協の体制整備だけでなく、利用促進には、福祉施設や医療機関等の理解や協力も非常に重要と考えており、今後の研修のあり方を検討したいと考えている。
- ・成年後見制度の利用者数を増やすことが目的ではなく、意思決定支援を進めるための取組であること、地域共生社会の実現に向けた権利擁護の取組であることをその都度確認していくことが必要であるとする。
- ・市町の窓口にて任意後見の相談が増えているが、任意後見への対応を今後どう進めていくかが十分協議できていない。任意後見だけではなく、ご本人を地域で最後まで支える仕組み全体を地域ごとに、また県全体で協議していくことが必要と考える。

### 3 今後、市町村支援という観点での、貴自治体における権利擁護支援や成年後見制度利用促進の取組、体制整備の強化についてのお考え

#### ①権利擁護支援、成年後見制度利用促進にかかる取組、体制整備（特に担い手の確保）を進めることが難しい地域（圏域）の特性や現状、課題。

- ・今後、成年後見制度の利用者が増加することを想定し、成年後見人等の不足を補うため、香川県では、市民後見人養成事業に取り組んでいる。
- ・人口規模の小さい市町や過疎化の進んでいる市町では、単独で養成するには人員が足りない、予算がない、また、養成した市民後見人は貴重な人材であり、もっと有効活用すべき等の理由から、市民後見人養成については、広域的に実施してはどうかという動きがある。
- ・市民後見人は、単に、専門職や法人後見の担い手不足を補う存在というのではなく、地域の人ならではの視点で行う権利擁護という位置づけを大切にしたいと考えている。このため、今後も市民後見人の人数が急激に増加することは難しく、当面は、法人後見の充実が求められていると考える。
- ・一方で、小規模な自治体（特に離島）では、町民間の距離が近すぎるため、「顔見知りの人に家の財布事情を知られるのは嫌」と市民後見人が馴染まない可能性があり、法人後見への期待が大きい。このため、市民後見人養成研修の修了者に対し、法人後見の支援員としての立場で関わっていただくことを進めたい。

#### ②同地域（圏域）における取組、体制整備（特に担い手の確保）を進めるために、同地域に対して、貴自治体として行っている支援内容、重視していること、工夫、効果、課題等

- ・一般的に、「市民後見人は責任が重い」というイメージがあり、当初から市民後見人養成を目的とすると、「自分にはできない」と敬遠されてしまう傾向にあることから、まずは、社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業や法人後見の支援員として活動することを目標とし活動する中で経験を積み、市民後見人としても活動できそうな人を、市民後見人として養成する、という流れで市民後見人養成事業を実施するようにしている。
- ・香川県では、全市町社協で日常生活自立支援事業が実施されており、また、土庄町及び小豆島町以外の15市町社協で法人後見が実施されていることから、市民後見人養成事業を実施する環境が整っており、社会福祉協議会との連携が必要不可欠である。
- ・かがわ後見ネットワーク運営協議会の席で、専門職からは、「市民後見人は貴重な人材である。市町ごとに活用するのではなく、例えば、ある市で養成した市民後見人が、近隣市町でも活動できるようにするなど県全体で活用できる体制を整えるべきではないか。」との意見があった。今後、成年後見制度利用への需要が増大し、後見人不足が懸念されていることから、市民後見人の養成・活用の広域化について、検討する必要がある。



### ③同地域（圏域）での取組、体制整備（特に担い手の確保）を進めるために、貴自治体や県社協としてできること、難しいこと

- ・引き続き、市民後見人養成事業を実施することとし、市民後見人が学んでおくべき基礎部分の研修を県社協に委託して実施する。
- ・基礎研修修了者をレベルアップし、地域に根差した活動ができるようにするための各市町でのフォローアップ研修や実践としての日常生活自立支援事業や法人後見の支援員活動を支援するため、必要に応じて専門職を派遣する。
- ・広域的な実施を検討している市町に対し、必要に応じて助言等を行う。
- ・「市民後見人を県全体で活用できる体制を整えてはどうか。」という専門職の意見は、合理的な意見で、検討すべきと考えるが、既に市民後見人を養成している市町と未実施の市町があり、また、実際に活動する市民後見人の方たちの意向もあることから、実現の可否は、不透明である。

## 4 今後、市町村支援という観点で、貴自治体として国に期待したい支援、役割

- ・国のK P I 等により、現在、市町では、中核機関、合議体の整備や市町村計画の策定が目標になっているが、本題は、体制整備後に、中核機関がどのように機能を果たし、成年後見制度等の利用を必要としている人たちにサービスを提供できるか、である。そのためには、相談対応や受任調整の方法など中核機関がその機能を果たすために必要な職員向け研修を、継続的に実施していくことが必要と考える。

現在、厚生労働省（全社協委託）が実施しており、今後、都道府県に移行すると聞いているが、中核機関の職員に必要な基礎的な部分は、全国共通であることから、各都道府県が個別に実施するのではなく、e ランニングやオンライン講義を活用できるようにするなど、研修を効率的に実施できるようにしてほしい。

- ・また、市町が中核機関を運営していくためには、社会福祉協議会等の委託機関への委託料やチームとして連携していく専門職等への謝金などの経費が恒常的に必要であるが、市町からは、予算確保が困難という声がある。体制整備後も市町が継続的に活用できる国庫補助制度の設置をお願いしたい。

#### 参考

香川県の取組については

「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集～権利擁護・成年後見制度体制整備の地域の取組ヒント集」（公益財団法人日本社会福祉士会 中核機関の先駆的取組調査研究委員会 令和元年度）香川県・香川県社協・専門職の連携による広域支援 **273頁～276頁も参考にしてください。**

## 5 適切な権利擁護支援や成年後見制度の利用が進まない場合の課題

権利擁護支援が必要な場合（成年後見制度を利用しなかった場合）の、地域における支援方法・メニューの検討・開発、提示等を検討するにあたり、権利擁護支援、成年後見制度の適切な利用が進まない場合の諸課題、深刻さ等の把握を目的として、本調査を実施した。

寄せられた意見の概要は、下記のとおりである。

### (1)権利擁護支援が必要な方で、特に行政が支援の対象とすべき方の対象像

- ・ 診療契約やサービス利用契約（施設入所含む）を理解できず、利用が進まない方
- ・ 本人が本来必要な医療・介護・福祉サービスの全部又は一部を拒否している方
- ・ 不動産処分や遺産分割協議など、日常的な金銭管理を超える法律行為を行えない方
- ・ 預金や年金を取り上げられるなど、経済的虐待を受けている又は疑いがある方
- ・ 身体的、心理的、性的、ネグレクト等の虐待を受けている又は疑いがある方
- ・ 過去に消費者被害に遭ったことがある又は現に悪徳業者につきまとわれている方
- ・ 商品を次々購入する等、収入に見合った適切な支出ができない方
- ・ 税金や施設利用料の滞納、その他借金等を現に有しているが、適切に対応できていない方
- ・ 資産や収入が低く、自分で申立をすることが難しい方

### (2)適切な支援や制度利用が進まない場合、ご本人にどのような不利益が発生するか

例えば

- ・ 負債額の増加  
（一般的に「家族へ請求して支払われない」＝家族の負債と考えられがちだが、実際は「高齢者の滞納・負債」であることへの認識不足）
- ・ 不適切なケア（虐待含む）の継続や悪化
- ・ 高齢者等のご本人のパワレスの助長
- ・ 問題の先送りによる解決方法、選択肢の減少

### (3)そのような事態が起こる背景、要因として考えられること

#### ○制度理解不足

例

- ・資力による必要性の検討（「資力が少ない人には不要」説）
- ・施設入所方針の場合（施設による金銭管理への期待）
- ・最終手段としての利用偏重（補助・保佐相当への時期尚早）
- ・後見業務（特に代理権）への誤った認識・誤解（強い権限付与）

※意思決定支援と法的保護の観点からの介入支援

#### ○親族等の意見重視、養護者支援偏重の傾向（不適切な家族による金銭管理の経過観察）

例

- ・本人意向（第三者に管理してほしい等）の確認あるが、親族や介護者支援により申立しないで課題解決を行う支援方針
- ・生計を一にしている場合の残された家族の今後の生活不安（金銭管理を引きはがすことによる、家族の生活困窮者支援への懸念など）

#### ○日常生活自立支援事業の解約による家族による不適切な金銭管理（解約目的、理由等が不明瞭）

- ・経済的虐待の有無の判断が不十分（不適切な管理がされていても、高齢者の生活を逼迫していない場合等の判断）

#### ○市町村長申立に係る体制上の課題

- ・申立に関する検討会の在り方が実情に沿っていない（開催頻度や取扱う事例数が固定されている等）
- ・申立事務を担当する職員の業務多忙等により、申立手続きに時間を要している
- ・申立実施機関の考え方に迷う場合（保険者・住民登録地と生活の本拠地が異なる場合、退院後の帰来先が不明瞭な場合の入院中の申立相談や長期入院による住民票職権消除等への対応など）

※適切な時期に、適切なスピードで検討されないことによる市町村の意思決定の遅れが生じている

#### ○上記以外に

- ・町村部（島しょ部含む）における後見人等不足、後見人等推薦団体との連携困難による制度利用へのあきらめ

(4)本人の判断能力が不十分な状態に対し、適切な権利擁護支援が図られない状況が続くと…  
自治体への影響は….

例

- ・適切に給料、工賃が得られない、年金等が管理できない  
→生活困窮者、生活保護に陥る可能性も…
- ・税の未納・滞納が生じる  
→市町村の歳入・債権管理としてどうなるか…
- ・介護予防や健康管理ができない  
→元気な時代よりも介護・医療が必要な時代が長くなり…
- ・適切な介護・医療が早期に受けられない  
→入院、入所が必要な状況に。地域医療構想によるベッド数、  
介護保険事業計画によるサービス量は…
- ・やむを得ない措置  
→措置解除できなければ、負担はどうなるか…



## 6 ヒアリング調査のまとめ

### (1) 自治体等の取組からの学び

#### (基礎自治体・圏域調査から)

①自治体人口規模の大小や地域特性にかかわらず、体制整備を進めている自治体の特徴として、権利擁護支援の必要性や後見制度利用の有用性等について、ケース等を通じて認識できていることが、自治体内部で共通認識となっていたことがあげられる。

このことは、裏を返せば、体制整備が進まない自治体の要因の一つとして、ケースへの経験不足から、権利擁護支援の必要性や重要性に対する認識不足が存在することが考えられる。

特に、権利擁護支援の必要な方の中には、自ら相談窓口に来ることができない、相談することができない方も少なくないことに留意が必要で、いくら相談を待っていても「相談」は上がってこないことも十分に想定できる。

同時に、成年後見制度自体や本人へのメリットに対する理解不足も想定される。成年後見制度に関する一定の知識は有するものの、例えば、低所得の方に制度は不要、制度は最終手段である、制度利用は本人への権利侵害になるなど、制度を適切に理解できておらず、実際に制度を利用した際の本人へのメリットを認識できていない場合がある。

②取組みに積極的な自治体の中には、成年後見制度利用促進と、虐待防止の相談支援体制や取組を連携させながら実施しているところも見られた。

取組みが進まない自治体の権利擁護支援の体制として、「虐待対応」という基本的な体制が十分に整っていない、あるいは、それらとの連携が取れていない、ということも想定できるのではないかと。

高齢者虐待防止法に基づく「対応協力機関」と、成年後見制度利用促進体制における「中核機関」の役割と権限範囲に係る課題ともいえる。

さらに、そうした背景には、見えずらい本人意思よりも、家族・親族の意見や意向を尊重する、という地域社会あるいは行政の姿勢や傾向が潜んでいる可能性に対しても、留意が必要である。

③さらに、小規模・中山間・離島等の地域(環境条件の厳しい地域)で、体制整備を進めている自治体の共通点として、以下が示された。

- ・必要な支援の見立て等の場面で、司法・福祉専門職のスーパーバイズ的な関わりを求められる環境にあること(自前あるいはネットワークを有する)
- ・それぞれの自治体には法成立以前からの取組の蓄積があり、その延長線上あるいは一定の機能をプラスした形での取組が進められていること  
(言葉は異なっても、自分たちの取組が利用促進に合致するものであることへの気づきを、何らかの方法で得られている)

換言すれば、専門職の継続的な関与等の環境条件を整えることで、小規模・中山間・離島等の地域での整備が進展する可能性がある。専門職とのネットワーク構築は、①にあげた権利擁護支援の必要性や後見制度利用の有用性の顕在化に際しても有効と思われる。

④他方、小規模、中山間・離島等の地域では、「身上保護の仕事は地元で担いたい」という希望も聞かれた。主に身上保護を担う地元人材と、広域圏に存在する(あるいは地域担当制の)専門職との複数の組合せによる体制整備の展開(複数後見/県下法人後見の下での補助)が現実的であるという意見もあった。

いずれにしても、行政職員や専門職等の専門人材の不足をカバーするために、タイムリーに相談に乗ってもらえる仕組みについては期待が寄せられている(オンライン等を活用した①法律専門職との複数後見、②県や県社協に相談、助言をもらえる仕組み、あるいは地域担当制など、顔の見える関係づくり)。

⑤担い手の不足や確保の困難さを背景とした整備の敬遠・不安感を克服していくためのネットワークづくりや資源開発に積極的である

広報や相談機能を充実させることにより、成年後見制度の利用者の増加が見込まれるが、これに対して、担い手の不足や確保策も十分でなく(また、実際に人材が確保できない)等の悪条件の中で、相談を受けても利用につなげることができないといった懸念から、体制整備に消極的な市町村もあることが想定される。

これら地域においては、行政、社協以外の推進のパートナー探し【例 JA、大学等】についても、今後開発の余地が示されていると言えよう。

#### (都道府県調査等から)

⑦調査対象の都道府県では、社会福祉法人による法人後見の推進、県社協と専門職団体、市町村社協の協働による法人後見の実施等、地域の実情を見極めた受け皿の拡大に向けた取組を開発している。両自治体に共通しているのは、市町村と(市町村相互)の対話や情報交換の機会づくり、管理職を含めた基礎自治体職員への理解促進のための継続的な研修等である。これら取組の効果については今後を待つ必要があるが、市町村の実態や意向(主体性)を尊重した取組として有効ではないかと推測される。

⑧他方、専門職団体等からは、適切な権利擁護支援や制度利用が進まない場合の「見えにくい深刻さ」が語られた。ご本人にSOSを発信する力が弱い(ない)だけに、虐待や消費者被害等でご本人の被が進み深刻化する、結果として支援の選択肢が狭まる等である。このことは、ご本人だけでなく、行政にとっても様々な停滞を生むこととなり、大きな損失となる。自治体職員の異動を前提とした、権利擁護支援や制度利用の必要性や有効性についての理解促進のための継続的な支援が求められる。

⇒以上を受けて、上記のうち特に都道府県の市町村支援として期待される事項を  
第Ⅲ部としてとりまとめた。

なお、国への期待として、主に以下の事項が指摘された。複数の点については、現在国でも協議が行われているものでもあるが、今後の都道府県による市町村支援の機能強化を図る上では、緊密な連携が求められる。

- ① 自治体をまたぐ首長申立ての考え方の整理について
- ② 報酬助成の考え方、運用について
- ③ 研修等の在り方、情報共有等について
- ④ 専門団体、関係機関への働きかけ
- ⑤ 財源の確保について

## (2) 今後さらに検討が必要なこと

以下については、ヒアリング等で指摘を受けながら調査では十分な検討ができておらず、今後さらに精査・検討が必要である。

### ①体制整備アドバイザーに求められる役割や資質、その養成の在り方

- ・市町村の体制整備に当たっては、現在、「体制整備アドバイザー」の仕組みがあるが、今回調査では、その有用性や課題、期待される資質等について十分検証することが出来なかった。
- ・都道府県にとっては、市町村支援に際して、専門職団体と同様、ある種「チーム」として推進していく存在でもあり、より効果的な生かし方に向けた現状分析や方策の検討が求められる。

### ②本体制整備を、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築の一環として捉え、推進していくための都道府県の支援のあり方について、さらに検討が必要。

### ③国に期待される事項として挙げられた、特に以下の点については、国としての対応検討が急務

- 制度運用に関わって
  - ・自治体をまたぐ首長申立ての考え方の整理について
  - ・報酬助成の考え方、運用について
- 人材育成に関わって
  - 研修等の在り方 ⇒ 国研修の都道府県への移行とオンライン等の手法の拡大  
(国共通部分+都道府県独自部分)
  - 情報共有等について ⇒ 自治体間での双方向の交流を可能にするサイトの展開開始
- 財源の確保について

### ④現行法を超える検討課題について

今回のヒアリング対象となった自治体は、制度利用が必要と思われる方に対して、適切な制度利用・運用を実践している自治体であるが、そうしたむしろ「積極的な」自治体の悩みとして、終わりのなき制度ゆえの「ニーズとコストのバランスの悪さ」が指摘されている。つまり、多くの場合、利用ニーズとしては、比較的初動期に重く、やがて縮小・安定していく傾向にあるが、現行制度のもとでは、自治体の側にも、ニーズに関係なく、長期にわたって一定のコスト負担が発生するというものである。

参 考

権利擁護支援と成年後見制度利用促進の体制整備と、  
地域共生社会の構築との一体的取組にむけて

## 重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の関係性

### ◆データから

#### 【FACT】

○令和2年度「取組状況調査」結果のうち、特に KPI で設定されている項目のうち、令和3年度までの達成目標を「全 1,741 市区町村」と設定している項目

- (1) 中核機関及び権利擁護センター等の整備状況
- (2) 市町村計画の策定状況、策定(予定)時期別
- (3) 協議会等の設置状況、設置(予定)時期

について、地域共生モデル事業実施地域と未実施地域による違いを検証した結果、下記のように、地域共生モデル事業実施地域において、取組みが進展している様子が見えてきた。

⇒地域共生モデル事業実施地域は、未実施地域に比べ、中核機関、権利擁護センターの整備率が 19.9%(中核機関)、15.1%(権利擁護センター)高い。

⇒地域共生モデル事業実施地域は、未実施地域に比べ、市町村計画の策定率が 15.2%高い。

⇒地域共生モデル事業実施地域は、未実施地域に比べ、協議体等の設置率が 16.2%高い。

○中核機関未整備の自治体の「中核機関整備に向けた主な課題をみると

(令和2年10月1日時点)

⇒「地域共生モデル事業実施予定自治体」別でみた場合、地域共生モデル事業未実施地域は、実施地域と比較して、以下の項目を課題と感じている割合が 10%以上高い。同項目は小規模自治体が抱える課題と共通している。

- ・「専門職団体や家裁との中核機関のあり方の調整」(12.1%)
- ・「委託予定先の機関における人員体制の確保」(15.8%)
- ・「成年後見制度に関する知識・経験が乏しい」(15.9%)

※調査報告書 第 I 部参照

## ◆定性的に

### 【一体的に取り組むことの効果（ヒアリング調査からの示唆）】

- 包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になってから事後的に対応するという状況を回避することができる。
- アウトリーチ支援者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。
- 重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすくなる。
- 機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。

#### 中核機関にとっては…

- 後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。
- 中機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる可能性が広がる。
- 中機関においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネーター役として、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。

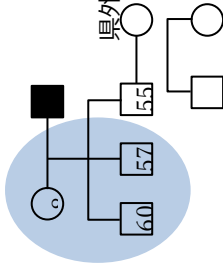
## 複合的な課題を抱える世帯への多機関協働による支援例【地域共生モデル】

▼対象ケースの家族構成（相談対応開始時点）

母（84）認知症

長男（60）調理師

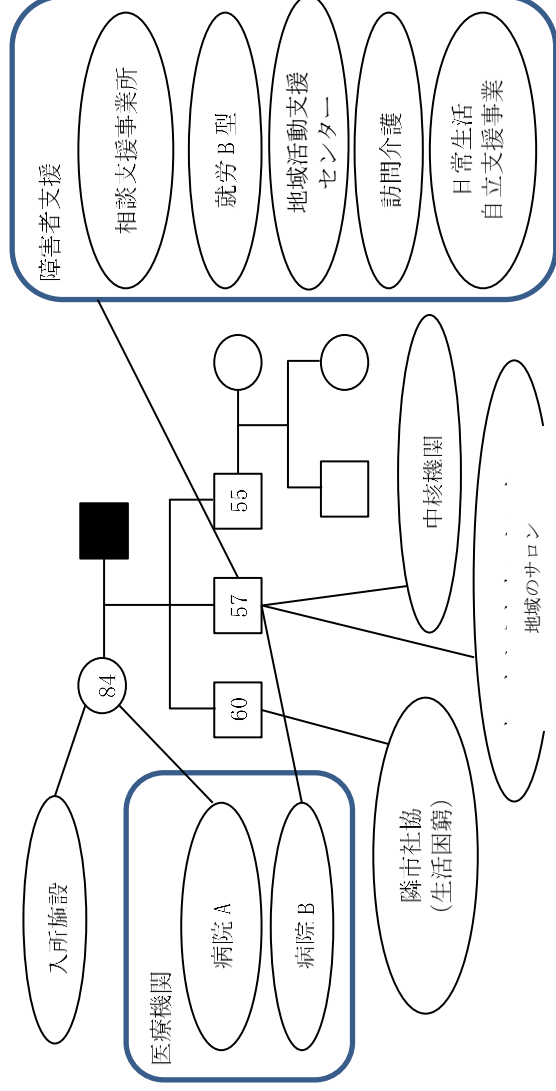
次男（57）無職・障害が疑われる



表中 □は、包括化推進員配置部署

支援の流れ	支援の概要	対応・連携機関				
		行政	包括	障害相談支援	社協	地域のサロン 中核機関
A 相談受理	<p>長男より行政へ「母が2～3日前から食事をとっていない」という連絡があった。 ※この相談が入る前に、「地域のサロン」より次男の行動に気になる点があるので、行政の関わりを求め相談が入り、保健師が関わり始めたところであった。</p>	○	○	○	○	○
B 情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括支援センターが訪問し母の状態を確認し、入院へ。</li> <li>・ 障害疑いの次男の生活支援のため障害担当保健師が関わる。</li> <li>・ 半年後、長男より包括支援センターに経済的な相談があり、包括支援センターと社協：生活困窮担当が訪問。数百万円の借金や長男の離職により生活費に困っていることや母の入院費も滞納している事がわかり、多機関協働事業でも複合的な課題を抱える世帯として状況を把握。</li> </ul>	○	○	○	○	○
C 初期方針の検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括支援センター、障害担当保健師、生活困窮者自立相談支援事業 &lt;ケース会議&gt; 情報共有、課題整理、支援方針の確認、役割分担を実施</li> </ul>	○	○	○	○	○
D 支援開始	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問や面談を重ね、世帯の経済状況や長男と次男の状態等をアセスメント</li> <li>・ 包括支援センターが母の入所先を調整</li> <li>・ 保健師が次男の福祉サービス利用に向け対応</li> <li>・ 途中、長男の転居が決まり、社協：生活困窮担当が転居先自治体の社協へのつなぎを実施</li> <li>・ 長男転居後、母と次男の生活保護受給に向け行政の生活保護担当へつなぎ</li> <li>・ 多機関協働事業が月1回全体の進捗状況や連携の為に調整の要否を確認</li> </ul>	○ 健福 ○ 生保	○	○	○ ○ 転居先	

支援の流れ	支援の概要	対応・連携機関					
		行政	包活	障害相談支援	社協	地域のサロン	中核機関
E 権利擁護支援の方針検討会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>包括支援センターが中核機関へ依頼し、司法との専門相談を2回実施</li> <li>包括支援センター、生活保護担当、障害担当保健師、生活困窮者自立相談支援事業、弁護士（専門相談の相談員として）、中核機関&lt;ケース会議&gt;</li> <li>母の金銭管理（保険金に関する手続き、未払いの入院費や入所費用等）、母と次男の成年後見制度利用、県外にある次男名義の物件の対応、認知症の母からの次男の生活費援助等の検討を実施</li> </ul>	○	○	○	○	○+弁	○+弁
F 利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>一旦日常生活自立支援事業の利用へつなぎ、金銭管理や収入の確保に必要な手続き支援等を行いながら、中核機関が次男及び兄弟への後見制度利用や受任候補者に関する意向確認、医療機関との連絡調整を行っている。</li> </ul>				○		○
G 成年後見以外の支援の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>母の入所が決まり、長男も再就職し、次男の課題のみとなった。</li> <li>次男は障害担当保健師と日常生活自立支援事業が連携し、福祉サービスの利用を開始した。</li> </ul> <p>※次男は、地域のサロンの通いを再開</p>			○	○	○	○

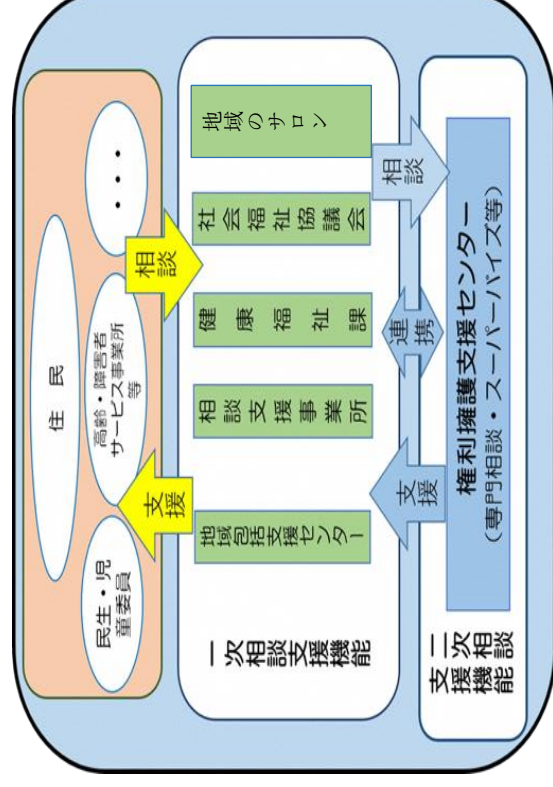


【現在の体制】



★事例の特徴 ～重層的な相談支援体制と包括化推進員（兼務）の配置★

- ・行政の健康福祉課係長（障害・保健・児童）・地域包括支援センター係長（高齢）・社協の地域福祉課長・生活困窮自立支援事業担当・権利擁護支援センター職員を包括化推進員として配置し、各分野のニーズキャッチ・包括化推進員の関わりを要するスクリーニング・必要に応じた多問題世帯に関する支援検討会の開催・地域課題の集約を行なっている。
- ・当該自治体では職員数が少ないため、直接世帯の支援に関わる職員が包括化推進員の役割も担うケースがあり、客観的な評価が難しい場合もある、などの課題もあるが、包括化推進員は多機関連携の調整役などを担う二次的な立場であり、所管を超えた俯瞰的な役割を果たせるというメリットがある。



相談支援体制イメージ